

地域再生計画認定申請マニュアル

(各 論)

注意

本マニュアルは、地域再生計画の認定申請受付に合わせ、随時見直しを行っております。

地域再生計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルを御確認ください。

令和 8 年 8 月 4 日一部改正

内閣府 地方創生推進事務局

目次

I 地域再生法の認定制度に基づく特別の措置

(1) 一般的措置

1	まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））及びまち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型）（旧制度活用））の活用	
1-1	地域未来交付金（地域未来推進型）	1
1-2	地域未来交付金（地域未来推進型）（旧制度活用）	3
1-2-1	旧制度（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ））	3
1-2-2	うち道の整備事業（地方創生道整備推進交付金）	6
1-2-3	うち污水处理施設の整備事業（地方創生污水处理施設整備推進交付金）	9
1-2-4	うち港の整備事業（地方創生港整備推進交付金）	12
1-2-5	旧制度（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ））	15
2	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例（地方創生応援税制）	
2-1	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））	17
3	地域再生のための利子補給金の支給	
3-1	地域再生支援利子補給金	38
4	地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の作成等	
4-1	地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例	41
5	地域来訪者等利便増進活動計画の作成等	
5-1	地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	52
6	商店街活性化促進事業計画の作成等	
6-1	商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	57
7	地域再生土地利用計画の作成	
7-1	地域再生土地利用計画	60
8	自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	
8-1	自家用有償旅客運送者貨物運送の特例	65
9	生涯活躍のまち形成事業計画の作成等	
9-1	生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	67
10	地域住宅団地再生事業計画の作成等	
10-1	地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	74
11	既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等	
11-1	既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	90
12	地域農林水産業振興施設整備計画の作成	
12-1	地域農林水産業振興施設整備計画	93

13	株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	
13-1	株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	96
14	構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	
14-1	構造改革特別区域計画の認定の手続の特例	98
14-2	中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例	100
14-3	地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例	102
15	補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化	
15-1	補助対象施設の有効活用	105
15-2	補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続の弾力化	107
15-3	史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用	115
15-4	公立社会教育施設の有効活用	117
15-5	社会体育施設の有効活用	121
15-6	勤労青少年ホームの施設処分	123
15-7	職業能力開発校の施設処分	125
15-8	保健衛生施設等の有効活用	129
15-9	農林水産関係補助対象施設の有効活用	132
15-10	下水道補助対象財産の有効活用	138
15-11	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	141
15-12	特定優良賃貸住宅における目的外使用承認の柔軟化	143
15-13	環境省関係補助対象財産の有効活用	145
15-14	防衛省関係補助対象財産の有効活用	148

(2) 特定地域再生事業

1	特定地域再生支援利子補給金	
1-1	特定地域再生支援利子補給金	150
2	税制上の特例	
2-1	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進 税制	153
3	地方債の特例	
3-1	特定地域再生事業に係る地方債の特例	159

II 地域再生計画と連動した支援措置

1	地域未来交付金（地域未来推進型）の活用	
1-1	地域未来交付金（地域未来推進型）事業	160
2	「地域の知の拠点再生」「地域の雇用再生」「地域のつながり再生」「地域の再チャレンジ推進」「地域の交流・連携推進」「地域の産業活性化」及び「地域の地球温暖化対策推進」の各プログラムに位置付けている支援措置	
2-1	ふるさと融資の限度額拡大	163

2-2	過疎地域持続的発展支援交付金	164
2-3	外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	166
2-4	外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	168
2-5	地域雇用活性化推進事業	170
2-6	地域若者サポートステーション事業	173
2-7	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	175
2-8	経営体育成総合支援事業	177
2-9	オープンイノベーション研究・実用化推進事業	179
2-10	農山漁村振興交付金	183
2-11	中小企業活性化協議会、整理回収機構等の連携	186
2-12	地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	187
2-13	地域公共交通確保維持改善事業	188
2-14	住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）	190
2-15	生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の 入居者要件の設定	191
2-16	地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業	193
3	その他各プログラムに属さない支援措置	
3-1	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	194
3-2	公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を 供することができる用途の範囲の拡大	195
3-3	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	197

I 地域再生法の認定制度に基づく特別の措置

(1) 一般的措置

1 まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））及びまち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型）（旧制度活用）

1-1 地域未来交付金（地域未来推進型）：【A3017】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講じるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。

② 支援措置の内容

地方版総合戦略に基づく、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自主性、地域の多様な主体の参画等の要素を含むソフト事業、拠点整備事業及びインフラ整備を支援。

【適用要件】

以下のような要素を有する事業であることに留意してください。

i 自立性

取組を進めていく中で、推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金を頼らずに、取組を継続していくことが可能となること。

ii 地域の多様な主体の参画

地域の現在と将来を担う、地域の多様な主体が互いに、その情熱、知恵や知見、情報を共有し、提案を出し、アイデアを生み、行動するなど積極的に参画し得意分野を生かした役割を果たし、一丸となって地域の可能性を引き出し、持続可能で魅力的な地域を創生するための取組を共に推進していくものであること。

③ 認定申請に当たって必要な書類

地方版総合戦略における、まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））事業の位置付けが分かる形で提出してください（地域未来交付金を活用する事業の記載を地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度のもの（地域未来交付金を活用する事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載で差し支えありません。）。当該地方版総合戦略は、事業実施期間の始期に効力のあるものとしてください。

なお、複数の地方公共団体が共同でまち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））を活用した事業を行おうとする場合は、その全ての団体から認定申請を行っていただく必要があります。

④ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

○ 地域再生計画は、必ず事業の実施主体となる者が作成する必要があります。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、記載してください。

- i 地域再生計画の名称
- ii 地域再生計画の作成主体の名称
- iii 地域再生計画の区域
- iv 地域再生計画の目標
- v 地域再生を図るために行う事業
- vi その他の事業
- vii 計画期間

⑤ 地域再生計画の変更

地域の名称の変更若しくは地番の変更に伴う範囲の変更、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における6月以内の計画期間の変更、以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。

⑥ その他の必要な事項

その他の必要な事項については、別途通知等によりお示しします。

1－2 地域未来交付金（地域未来推進型）（旧制度活用）

1－2－1 旧制度（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ））

：【A3007】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、先導的な取組を支援します。

② 支援措置の内容

地方版総合戦略に基づく、先導的な事業に必要な経費として、交付金を交付します（交付期間はおおむね五箇年度以内）。

【支援措置の対象となる事業】

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で、自立性、官民協働、地域間連携、政策・施策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を含む先導的な事業が対象となります。

なお、そのうち、道、污水处理施設、港の整備事業について、それぞれ以下1－2－2、1－2－3、1－2－4に示します。

【適用要件】

交付対象となる「先導的な事業」とは、事業ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業であることに留意して下さい。

i 自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

ii 官民協働

地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

iii 地域間連携

単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

iv 政策・施策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

v デジタル社会の形成への寄与

デジタル技術の事業への活用及びその普及等（デジタル技術の事業への活用を進めるための普及啓発及びその活用を担う人材の育成をいう。）を推進するための取組を行う事業であること。

vi 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

vii 地域社会を担う人材の育成・確保

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

viii 事業が先導的であると認められるその他の理由

③ 認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画の認定の申請書（地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号。以下「規則」という。）別記様式第 1）に当該申請主体（港務局にあっては、当該港務局を設立した地方公共団体）が策定した地方版総合戦略のうち、少なくとも、地域再生計画に記載して交付金の交付を受けようとする事業との関連性がわかる部分の抜粋を添えて、認定申請を行って下さい。

なお、複数の地方公共団体が共同で認定申請を行なおうとする場合は、その全ての団体が策定した地方版総合戦略と事業との関連性がわかる部分の抜粋等を添えて、認定申請を行っていただく必要があります。

④ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

○ 地域再生計画は、必ず事業の実施主体となる者が作成する必要があります。

○ 地域再生計画への記載事項のうち、道、污水处理施設、港の整備事業を除く事業の部分については、交付金の交付申請のために作成する実施計画に記載する内容と整合性が取れたものとする必要があります。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる事業ごとに記載してください。（なお、道、污水处理施設、港の整備事業については、1－2、1－3、1－4を参照してください。）

- i 地域再生計画を作成する地方公共団体の名称
- ii 交付対象事業の名称及び内容
- iii 当該事業が先導的であると認められる理由
- iv 交付金対象事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
- v 効果検証の方法、時期及び体制
- vi 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- vii 事業実施期間
- viii その他必要な事項

⑤ 地域再生計画の変更

道、汚水処理施設、港の整備事業以外の事業を記載した、地域再生計画の変更については、地域の名称の変更若しくは地番の変更に伴う範囲の変更、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における6月以内の計画期間の変更又は交付金対象事業費の2割以内の増減であってやむを得ないものと認められるもの（軽微な変更）以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。

なお、道、汚水処理施設、港の整備事業以外の事業については、事業期間の変更（特に、事業期間を延長するもの）については、1年以内のものであっても、原則、認められませんのでご留意願います。

⑥ その他の必要な事項

その他の必要な事項については、別途通知等によりお示しします。

1-2-2 うち道の整備事業（地方創生道整備推進交付金）：【A3008】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域において関連性を有する市町村道、広域農道又は林道の効率的な整備を支援します。

② 支援措置の内容

市町村道、広域農道又は林道の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します（交付期間はおおむね五箇年度以内）。

○ 当該施設の整備のために交付された交付金を、一定の範囲で計画に位置づけられた他の施設（市町村道、広域農道、林道）の整備に充てることも可能です。

○ 単年度ごとの国の負担割合が固定でないため、年度内に発生する事業の進捗状況の変化に応じて当該年度の国費の充当率を変更し、次年度以降で調整することが可能です。こうした場合における国費返還や繰り越し手続は不要であり、事務の簡素化が図られます。

【支援措置の対象となる施設】

地域の道路ネットワークを構成する市町村道、広域農道、林道が対象となります。

市町村道：道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項に規定する市町村道（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の規定による都道府県の権限代行事業により整備されるものを含む。）

広域農道：農道整備事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 16 日付け 52 構改 D 第 239 号）の第 4 の 1 の（1）に定められた事業の採択基準を満たし、又は流通・通作条件整備計画について（令和 2 年 3 月 31 日付け元農振 2665 号）に定める流通・通作条件整備計画を策定して農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整第 336 号・21 水港第 2724 号）の別紙 1-1 の運用 1 の第 4 の 3 の（1）のアに定められた実施要件を満たし、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定に基づき整備される農道

林道：都道府県又は市町村が整備する森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の地域森林計画に定める林道

【適用要件】

支援措置の対象となる施設のうち、異なる２以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要があります。

③ 支援措置に係る必要な手続

- 市町村道にあっては、市町村の認定路線となっている必要があります。
- 広域農道にあっては、土地改良法に基づく実施手続を了している必要があります。
- 林道にあっては、地域森林計画に記載されている必要があります。

④ 認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画の「地域再生を図るために行う事業」の項目に③の手続の経緯を簡潔に記載してください。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

- 地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる者が作成する必要があります。（都道府県が実施する事業と市町村が実施する事業を組み合わせる２以上の事業とする場合は、それぞれの事業実施主体である都道府県と市町村が共同作成者となる必要があります。）
- 市町村が実施する林道事業は、市町村が実施する事業に都道府県が補助する間接補助事業ですので、地域再生計画は都道府県及び市町村が連名で作成する必要があります。
- 地方創生道整備推進交付金の目標に関する事項を記載する場合は、定住人口の促進、農業振興、森林整備、観光・交流拠点施設へのアクセス改善等のような地域再生計画に係る定量的な目標を記載してください。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる施設の種類ごとに記載してください。

- ・ 事業主体
- ・ 施設の種類
- ・ 事業区域（市町村名を記載）
- ・ 事業期間（おおむね五箇年度以内で記載）
- ・ 整備量（事業期間に係る数量を延長により記載）
- ・ 事業費（事業期間に係る事業費を千円単位で記載。指導監督費は除く。）

- ・ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））及び評価の方法
- ・ 事業が先導的なものであると認められる理由

【地域再生計画への添付資料】

- ・ 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面（計画に位置づけられている関連する道路網と整備対象施設が分かるように記載するとともに、事業箇所を旗揚げし、事業期間、整備量、事業費、交付金の額を記入）など必要な書類

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
原則として1月

⑦ 地域再生計画の変更について

地域の名称の変更若しくは地番の変更に伴う範囲の変更、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における6月以内の計画期間の変更、施設毎の整備量若しくは交付金の種類毎の事業費の2割以内の増減又は計画期間の変更を伴わない1年以内の事業期間の変更であってやむを得ないものと認められるもの（軽微な変更）以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。

1-2-3 うち汚水処理施設の整備事業（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）

：【A3009】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域の自主性・裁量性による公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽の効率的な整備を支援します。

② 支援措置の内容

公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します（交付期間はおおむね五箇年度以内）。

- 当該施設の整備のために交付された交付金を、一定の範囲で計画に位置づけられた他の施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）の整備に充てることも可能です。
- 単年度ごとの国の負担割合が固定でないため、年度内に発生する事業の進捗状況の変化に応じて当該年度の国費の充当率を変更し、次年度以降で調整することが可能です。こうした場合における国費返還や繰り越し手続は不要であり、事務の簡素化が図られます。

【支援措置の対象となる施設】

公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽（市町村設置型及び個人設置型）が対象となります。

公共下水道：（１）下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に定める公共下水道。

（２）（１）の施設において、他の汚水処理施設等から発生する汚泥等を共同処理するために必要な受入施設。

農業集落排水施設：農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号）の別紙 4-1 及び 4-2 に定める実施要件を満たす農業集落排水施設。

漁業集落排水施設：農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号）の別紙 10 に定める実施要件を満たす漁業集落排水施設

浄化槽 : 循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411001 号環境事務次官通知）及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に基づくもの
「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」及び「浄化槽設置整備事業実施要綱」に定める各事業の対象となるもの

【適用要件】

支援措置の対象となる施設のうち、異なる 2 以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要があります。（農業集落排水施設と漁業集落排水施設の組み合わせはいずれも集落排水施設であるため、2 の施設とカウントできません。）

③ 支援措置に係る必要な手続

- 公共下水道にあっては、下水道法第 4 条に定める事業計画を策定しておく必要があります。
- 農業集落排水施設にあっては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 4-1 及び 4-2 に定める手続を了しておく必要があります。
- 漁業集落排水施設にあっては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 10 に定める事業計画書を作成し、提出しておく必要があります。
- 浄化槽にあっては、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領、「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」及び「浄化槽設置整備事業実施要綱」に定める要件を満たしている必要があります。

④ 認定申請に当たって必要な書類
特にありません。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

- 地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる者が作成する必要があります。
- 地方創生污水处理施設整備推進交付金の目標に関する事項を記載する場合は、污水处理人口普及率のほか、河川の水質改善、定住人口や観光交流人口の増加、農業生産高の向上などのような定量的な目標を記載してください。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる施設の種類の種類（浄化槽については個人設置型又は市町村設置型の区分まで）ごとに記載してください。

- ・ 事業主体
- ・ 施設の種類の種類
- ・ 事業区域（〇〇市〇〇地区のように記載）
- ・ 事業期間（おおむね五箇年度以内で記載）
- ・ 整備量（事業期間に係る数量を記載。浄化槽にあつては、事業期間内の基数の合計（個人設置型・市町村設置型を合わせたもの）を記載）
- ・ 事業費（事業期間に係る事業費を千円単位で記載。事務費込み（浄化槽）。指導監督費は除く。（従来の補助制度の補助対象外（単独事業分）は外数として記載。個人設置型浄化槽の市町村上乗せ分は記載不要。））
- ・ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））及び評価の方法
- ・ 事業が先導的なものであると認められる理由

【地域再生計画への添付資料】

- ・ 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面（計画に位置づけられている整備対象施設が分かるように記載するとともに、事業箇所を旗揚げし、事業期間、整備量、事業費、交付金の額を記入。事業区域に処理場が存在する場合や計画に含まれる場合はその位置も記入。）など必要な書類

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
原則として1月

⑦ 地域再生計画の変更について

地域の名称の変更若しくは地番の変更に伴う範囲の変更、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における6月以内の計画期間の変更、施設毎の整備量若しくは交付金の種類毎の事業費の2割以内の増減又は計画期間の変更を伴わない1年以内の事業期間の変更であつてやむを得ないものと認められるもの（軽微な変更）以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。

1-2-4 うち港の整備事業（地方創生港整備推進交付金）：【A3010】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域の交流促進や防災安全といった地域レベルで共通する課題に適切に対応するために必要となる港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 2 項に規定する重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の港湾施設及び漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 5 条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設の効率的な整備を支援します。

② 支援措置の内容

港湾法第 2 条第 2 項に規定する重要湾港（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の港湾施設及び漁港及び漁場の整備等に関する法律第 5 条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します（交付期間はおおむね五箇年度以内）。

○ 当該施設の整備のために交付された交付金を、一定の範囲で計画に位置づけられた他の施設（港湾施設、漁港施設）の整備に充てることも可能です。

○ 単年度ごとの国の負担割合が固定でないため、年度内に発生する事業の進捗状況の変化に応じて当該年度の国費の充当率を変更し、次年度以降で調整することが可能です。こうした場合における国費返還や繰り越し手続は不要であり、事務の簡素化が図られます。

【支援措置の対象となる施設】

地域の利用が主体となっている港湾法第 2 条第 2 項に規定する重要湾港（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の湾港施設及び漁港及び漁場の整備等に関する法律第 5 条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設が対象となります。

支援措置対象の詳細な要件は、地方創生港整備推進交付金交付要綱の別表 1（交付金の交付対象）を御参照ください。

【適用要件】

港湾施設と漁港施設の両施設の整備が地域再生計画に位置づけられている必要があります。

③ 支援措置に係る必要な手続

○ 港湾施設にあつては、地方港湾審議会の意見の聴取（港湾計画を作成している場合）その他の所要の調整を了している必要があります。

- 漁港施設にあっては、別に漁港施設用地等利用計画の協議その他の所要の調整を了している必要があります。

④ 認定申請に当たって必要な書類
特にありません。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

- 地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる地方公共団体（一部事務組合や港務局といった港湾管理者を含む。）が作成する必要があります。（都道府県が実施する事業と市町村が実施する事業を組み合わせる2以上の事業とする場合は、それぞれの事業実施主体である都道府県と市町村が共同作成者となる必要があります。）
- 市町村が実施する漁港施設整備事業は、市町村が実施する事業に都道府県が補助する間接補助事業ですので、地域再生計画は都道府県及び市町村が連名で作成する必要があります。
- 地方創生港整備推進交付金の目標に関する事項を記載する場合は、放置艇の減少隻数のような地域レベルで港湾と漁港を一体的に整備する共通の定量的な目標を記載してください。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる施設の種類（港湾施設、漁港施設の別）ごとに記載してください。

- ・ 事業主体
- ・ 施設の種類
- ・ 事業区域（港湾区域、漁港区域のみを対象とする場合は「〇〇市の区域の一部（〇〇港及び〇〇漁港）」、背後圏を含めて指定する場合は「〇〇市の全域」のように記載）
- ・ 事業期間（おおむね五箇年度以内で記載）
- ・ 整備量（事業期間に係る交付要件に該当する施設名（港湾法第2条第5項並びに漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号及び第2号に掲げる施設）を記載。）
- ・ 事業費（事業期間に係る事業費を千円単位で記載。指導監督費は除く。）
- ・ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））及び評価の方法
- ・ 事業が先導的なものであると認められる理由

【地域再生計画への添付資料】

- ・ 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面（計画に位置づけられている整備対象施設が分かるように記載するとともに、事業箇所を旗揚げし、施設の名称、事業期間、整備量、事業費、交付金の額を記入） など必要な書類

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
原則として1月

⑦ 地域再生計画の変更について

地域の名称の変更若しくは地番の変更に伴う範囲の変更、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における6月以内の計画期間の変更、施設毎の整備量若しくは交付金の種類毎の事業費の2割以内の増減又は計画期間の変更を伴わない1年以内の事業期間の変更であってやむを得ないものと認められるもの（軽微な変更）以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、先導的な事業に必要な施設整備等を支援します。

② 支援措置の内容

地方版総合戦略に基づく、先導的な事業に必要な施設整備等の経費として、交付金を交付します（交付期間はおおむね五箇年度以内）。

【支援措置の対象となる事業】

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で、自立性、官民協働、地域間連携、政策・施策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を含む先導的な事業に必要な施設整備等が対象となります。

【適用要件】

交付対象となる「先導的な事業」とは、整備対象施設ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する利活用方策と一体となった、地方創生に対し効果的な施設の整備等であることに留意して下さい。

i 自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

ii 官民協働

地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

iii 地域間連携

単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

iv 政策・施策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

v デジタル社会の形成への寄与

デジタル技術の事業への活用及びその普及等（デジタル技術の事業への活用を進めるための普及啓発及びその活用を担う人材の育成をいう。）を推進するための取組を行う事業であること。

vi 事業が先導的であると認められるその他の理由

③ 認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画の認定の申請書（規則別記様式第１）に当該申請主体が策定した地方版総合戦略のうち、少なくとも、地域再生計画に記載して交付金の交付を受けようとする事業との関連性がわかる部分の抜粋を添えて、認定申請を行って下さい。

なお、複数の地方公共団体が共同で認定申請を行なおうとする場合は、その全ての団体が策定した地方版総合戦略と事業との関連性がわかる部分の抜粋等を添えて、認定申請を行っていただく必要があります。

④ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

○ 地域再生計画は、必ず事業の実施主体となる者が作成する必要があります。

○ 地域再生計画への記載事項のうち、交付金の交付申請のために作成する施設整備計画に記載する内容と整合性が取れたものとする必要があります。

【地域再生計画への記載事項】

それぞれの項目について、②に示した支援措置の対象となる事業ごとに記載してください。

- i 地域再生計画を作成する地方公共団体の名称
- ii 交付対象事業の名称及び内容
- iii 当該事業が先導的であると認められる理由
- iv 交付金対象事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
- v 効果検証の方法、時期及び体制
- vi 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- vii 事業実施期間
- viii その他必要な事項

⑤ 地域再生計画の変更

地域の名称の変更若しくは地番の変更に伴う範囲の変更、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における６月以内の計画期間の変更、交付金対象事業費の２割以内の増減又は計画期間の変更を伴わない１年以内の事業期間の変更であってやむを得ないものと認められるもの（軽微な変更）以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。

⑥ その他の必要な事項

その他の必要な事項については、別途通知等によりお示しします。

2 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例（地方創生応援税制）

2-1 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））

（内閣府）：【A2007】

① 税制措置を設ける趣旨及び概要

地方創生の取組をさらに加速化させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要があることから、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度を設けております。

本制度は、法人が認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「寄附活用事業」という。）に関連する寄附を行った場合に、地方税法（昭和25年法律第226号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で定めるところにより、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について、課税の特例を適用します。

② 認定申請を行う主体

以下の要件に該当する団体を除き、都道府県又は市町村が単独又は共同で申請することが可能です。

A) 都道府県 普通交付税の不交付団体であること。

B) 市町村 普通交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の対象外地域（※）とされていること。

（※）首都圏整備法（昭和31年法律第83号）で定める既成市街地・近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）で定める既成都市区域等（拡充型事業に係る地方拠点強化税制の対象外地域）

③ 対象となる事業

地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、法人から寄附を受け、実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））の設定、評価方法（PDCA サイクル）の整備により効率的かつ効果的に実施される事業が対象となります。

なお、基金を活用した事業についても、⑤の取扱いにより、対象となります。

④ 税制措置に係る必要な記載事項及び必要な手続

（1） 必要な記載事項

認定申請に当たっては、地域再生計画の記載事項のうち、「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」に、様式1のとおり次のaからfの項目を記載してください。

a. 事業の名称

b. 事業の内容

c. 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

d. 寄附の金額の目安

※「寄附の金額の目安」は、寄附額が寄附活用事業（a.に掲げる事業）の事業費の範囲内となるよう、事業の実施と寄附の受領を適切に管理するために設定するものです。当該事業費のうち確実に執行が見込まれる額以下の金額を設定してください（詳細は「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ & A（第15.1版）〔認定申請編〕」Q2－9参照）。

e. 事業の評価の方法（PDCA サイクル）

f. 事業実施期間

（２） 認定申請に当たって必要な書類

i 認定申請を行う地方公共団体の地方版総合戦略

関連部分を抜粋するなど、地方版総合戦略における、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の位置付けが分かる形で提出してください（寄附活用事業の記載を地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度のもの（寄附活用事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載）とする場合は、地方版総合戦略の全文の提出で差し支えありません。）。当該地方版総合戦略は、（１）のf.に掲げる事業実施期間の始期に効力のあるものを提出してください。

ii 基金への積立てに充てる寄附を活用する事業の認定申請に当たっては、iに掲げる書類に加えて、⑤の【認定申請に当たって必要な書類】に記載の書類を提出してください。

⑤ 基金への積立てに係る取扱い

基金への積立てに充てる寄附については、下記のi～iiiの要件を備える基金であって、かつ、地方公共団体がiv～xの運営管理を行うものへの積立てに充てる寄附が、本税制の対象となります。

【基金の要件】

- i 地方公共団体が設置する基金であって、取り崩し型のものであること。
- ii 当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものであるほか、複数の事業の実施を目的とする場合には、全ての事業が地域再生計画に記載されたものであること。なお、基金を設置する場合には、事前相談において設置根拠となる条例案を提出してください。
- iii 基金に積み立てる時点において、後年度の支出が確実に見込まれるものであること。

【運営管理】

- iv iiiにより見込まれる支出額を超える額の積立てを行わないこと。
- v 各年度において、基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合が5割を超える場合には、天候の状況その他の事由にかかわらず事業の実施が確実であるとともに、過去の執行率等を踏まえ最低限の執行が見込まれる額の範囲内で寄附額を受領するこ

とにより、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれること。

- vi 基金から事業への支出実績が出てきた段階で、積立て額に対して実際の支出額が少ないことが判明した場合には、以降に新たに積み立てる額を、実績に応じた額に引き下げること。
- vii 各年度に積み立てた寄附について、基金から事業への支出が完了するまで、毎年度、積立て額、寄附額、事業費、基金残額等を規則別記様式第3の3、様式2-1及び様式2-2により国へ報告すること。また、各年度における基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合が5割を超える基金を活用した事業について、寄附の受領を行った場合は、当該年度内に受領した寄附額、寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由等を様式2-2により国へ報告すること。
- viii viiの報告の結果、事業への支出を開始した年度以降において、支出額の実績が伸び悩み、事業の終了時に支出総額が寄附の累積総額を下回るおそれがあると判断されるときは、事業の内容について国が行う助言に従い、翌年度以降の支出額が改善するようにすること。
- ix viiiの助言が行われた年度の翌年度以降、なお是正の措置の要求に従わない場合は、認定を取り消されることを予め承知すること。併せて、既に積立てられた寄附分が適切に支出されるまで事業を継続すること。
- x viiの報告の結果、国が認定した事業以外の事業に対する支出が行われている等の不適切な状況にあることが判明した場合は、認定が取り消され、ixと同様の取扱いとすることを予め承知すること。

【認定申請に当たって必要な書類】

④の(2)のiに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

- ・当該基金の設置条例（議決前にあっては条例案）
- ・積立て額、寄附額、事業費、基金残額等を記載した様式2-2

※すでに認定を受けた寄附活用事業（基金を活用しないものに限る。）に関連する寄附を、新たに基金に積み立てる場合は、基金への積立てを行う前に、上記の書類を提出してください。

⑥ 法人からの寄附の受領

法人からの寄附は、地域再生計画の認定後であれば、受領が可能です。ただし、寄附活用事業の費用に確実に充てる必要があるため、

- ・事業費の確定前に寄附を受領する場合は、地域再生計画に記載した「寄附の金額の目安」の範囲内で、
- ・事業費の確定後に寄附を受領する場合でも、事業費の範囲内で、

受領してください。

なお、事業費の確定後は、事業費の範囲内であれば「寄附の金額の目安」を超えて寄

附を受領することが可能となります。

結果として事業費を超えて寄附を受領した場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがありますので、寄附額が事業費を超えないよう適切に管理してください。

また、実際の支払いを伴わない、法人からの寄附の申出については、事業の企画立案から事業の実施完了に至るまで、いずれの段階でも受け入れることができます。

なお、基金への積立てに充てる寄附については、⑤を参照してください。

⑦ 寄附を行った法人に対する受領証の交付

認定地方公共団体は、規則で定めるところにより、寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対して寄附を受領したことを証する書類を交付してください。

なお、受領証に記載する氏名について旧氏使用は可能です。ただし、手続等の効力に疑義があるときには、現行氏名の併記や公的な証明書類の提出を求める場合もありますので御留意ください。

⑧ 税制措置の内容

地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対し、寄附額の最大 6 割に相当する額の税額控除の特例措置がなされるものです。地方公共団体に対する法人の寄附である損金算入措置による軽減効果（約 3 割）と合わせて、寄附額の最大約 9 割に相当する額が軽減されます。

【税目ごとの特例措置の内容】

A) 法人住民税

寄附額の 4 割を税額控除（法人住民税法人税割額の 20%が上限）

B) 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の 4 割に達しない場合、寄附額の 4 割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を税額控除（寄附額の 1 割、法人税額の 5 %が上限）

C) 法人事業税

寄附額の 2 割を税額控除（法人事業税額の 20%が上限）

⑨ 事業の実施状況の確認

認定地方公共団体が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を受けたときは、当該事業を適切に実施しているかどうかを、規則別記様式 3 の 2 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施状況確認結果報告書」をチェックリストのように用いて、確認する必要があります。

また、事業期間内の各会計年度終了後及び事業の完了後には、実施状況確認結果報告

書を、規則第 14 条第 3 項で定めるところにより、速やかに提出してください。ただし、下記（１）～（３）に該当する場合は、それぞれに定める日以後、速やかに提出してください（詳細は「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するＱ＆Ａ（第 15 版）〔事業実施・実施状況報告編〕」Ｑ４－９参照）。

- （１）認定地方公共団体以外の者が事業の企画又は立案に関与している場合において、その者と当該事業に関連する寄附を行った法人又は当該法人の関係会社との間に取引等の関係がある場合：寄附を受けた日
- （２）認定地方公共団体以外の者が事業の企画又は立案に関与している場合において、その者が当該事業に係る契約の相手方となった場合：契約締結日
- （３）認定地方公共団体の議会が事業に係る歳出予算について議決をする前に、当該認定地方公共団体が当該事業に関連する寄附を受けた場合：寄附を受けた日

なお、実施状況確認結果報告書に記載する氏名について旧氏使用は可能です。

⑩ 寄附を行った法人の名称の公表

寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表するようにしてください。企業名や寄附額を非公表とする場合であっても、非公表とする理由等について、地方公共団体においても説明責任を果たせるようにしてください。

なお、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約等が次の（１）～（４）のいずれかに該当するとき、寄附を行った法人の名称を、地方公共団体のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係るウェブサイト等において公表する必要があります（詳細は「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するＱ＆Ａ（第 15 版）〔事業実施・実施状況報告編〕」Ｑ８－４参照）。

- （１）当該事業に係る入札において入札に加わった者が一の者又は一の者とその者の関係者のみであり、かつ、当該事業に係る契約の相手方又は当該契約の相手方から業務の委託を受けた者（以下「契約の相手方等」といいます。）が寄附法人又はその法人の関係会社（以下「寄附法人等」といいます。）である場合
- （２）当該事業に係る契約が随意契約（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）施行令第 167 条の 2 第 1 号に基づく少額のものを除きます。）であり、かつ、当該事業に係る契約の相手方等が寄附法人等である場合
- （３）当該事業に係る補助金の交付の申請をした者が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、当該補助金の交付を受けた者又は補助事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である場合
- （４）当該事業に係る負担金の拠出先が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、当該負担金の拠出先又は負担金に係る事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である場合

⑪ 事業に係る契約の相手方の公表

認定地方公共団体が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業において、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 号に基づく少額のものを除きます。）により当該事業に係る契約の相手方を選定した場合は、地方公共団体の寄附活用事業に係るウェブサイト等において、当該事業に係る契約の相手方を公表する必要があります。

具体的には、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方であることが明らかな形で、国へ実施後の報告を行うまでに公表してください。なお、事業実施後の報告については⑫を参照してください。

⑫ 事業実施後の報告

寄附活用事業の完了後、受領した寄附額や寄附を充当した事業の内容、その事業費、関連する KPI（事業の実施状況に関する客観的な指標）、⑩及び⑪の公表状況を規則別記様式第 3 の 3 及び様式 2－1 により国へ報告してください。

また、事業期間が複数年度にわたる事業の場合、会計年度ごとに、これらの事項を報告する必要があります（基金への積立てを行う場合は、規則別記様式第 3 の 3、様式 2－1 及び様式 2－2 により国へ報告してください。）。

なお、地域再生法施行規則別記様式第 3 の 3 に記載する氏名について旧氏使用は可能です。

⑬ 実施期間

本税制の適用期限は 2028 年 3 月 31 日までですが、当該日以降を事業実施期間の終期としても構いません。ただし、地方版総合戦略の終期を越えて、事業実施期間を設定することはできません。

⑭ 地域再生計画の変更について

地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。

⑮ 認定地方公共団体の行為の制限

寄附活用事業を行う地方公共団体は、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはなりません。

- a. 寄附を行うことの代償として、補助金を交付すること。
- b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 寄附を行うことの代償として、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。

e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

※企業版ふるさと納税ポータルサイト（以下URL）に掲載している「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第15版）〔事業実施・実施状況報告編〕」も併せてご覧ください。

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyous_furusato.html

※寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として上記a～eの行為を行った場合には、地域再生計画の認定が取り消されることがあります。

※地域再生計画の認定が取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない地方公共団体は、地域再生計画の認定を受けることができません。ただし、地方公共団体が、自ら認定の取消しを申し出た場合（認定が取り消されることを予見して申し出た場合を除きます。）は、この限りではありません。（詳細は「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第15版）〔事業実施・実施状況報告編〕」Q6－8参照）

⑯ 認定地域再生計画の公表について

認定地域再生計画については、広く周知を図るため全ての計画書を企業版ふるさと納税ポータルサイト（以下URL）で公表します。

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyous_furusato.html

その際、各地方公共団体の照会先として、基礎データ表に記載の担当部署名及び電話番号を掲載します。基礎データ表と異なる照会先としたい場合は、個別にご相談ください。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例
（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

○○事業

② 事業の内容

○○

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (○年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
				基本目標○
				基本目標○
				基本目標○
				基本目標○

④ 寄附の金額の目安

○○千円（○年度～○年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

○○

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から○年○月まで

① 事業の名称

事業の名称を記載してください。

② 事業の内容

認定を受けようとする事業の内容を端的に記載してください。

※当該事業が地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載（寄附活用事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載）で差し支えありません。

※なお、地方版総合戦略において、基本目標・基本的方向に紐づく施策の概要に関する記載がある場合は、当該記載と同一として差し支えありません。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

アウトカムベースの重要業績評価指標（KPI）を設定してください。

※このKPIは、地方版総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一の指標でも構いません。

④ 寄附の金額の目安

申請時点での寄附の金額の目安を記載してください。

※寄附の金額の目安とは、事業費の確定前に地方公共団体が受領することのできる寄附額の上限となる目安額をいいます。当該目安額は当該事業費のうち確実に執行が見込まれる額以下の金額として各地方公共団体に設定していただきます。

※算出の方法としては、

- ①想定される事業費のうち国庫補助金等を除いた地方負担額（予算事業の特定が困難な場合は主要な事業の事業費の合計や地方創生関係交付金事業の地方負担額の合計で差し支えありません。）に、過去の類似事業における入札率や予算執行率を掛ける方法

が考えられますが、地域再生計画の作成の段階で個別具体的な事業を特定することが困難である場合には、

- ②寄附の募集、受領が可能な額を現実的に見込む方法（①により算出される額又は当該地方公共団体の標準財政規模の5%（市町村は10%）に相当する額以内である場合に限る。）

等の方法を用いることも可能です。

※結果として事業費を超えて寄附を受領した場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがありますので、寄附額が事業費を超えないよう適切に管理してください。

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

- ・行政以外の第三者を参画させた体制で評価を実施してください。
- ・評価は、事業完了後、速やかに行われるようにしてください。また、実施期間が複数年度にわたる事業については、毎年度検証することとしてください。

⑥ 事業実施期間

本税制の適用期限は2028年3月31日までですが、当該日以降を事業実施期間の終期としても構いません。ただし、地方版総合戦略の終期を越えて、事業実施期間を設定することはできません。

様式2-1

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告に係る添付書類

1. 地域再生計画の名称及び事業の名称等

地域再生計画の名称	
事業の名称	
寄附活用事業の事業費計(円)	
寄附額計(円)	

※地域再生計画に記載した事業の名称(5-2. ①)を記載してください。
※小区分の事業ではなく、最も上位の事業名を記載してください。

2. 地方公共団体の名称

#N/A

3. 事業費及び関連する寄附額

(a)事業の名称	
----------	--

※地域再生計画に記載した事業の名称(5-2. ①)ではなく、個別具体的な事業名を記載してください。(予算事業名など)

(b)対応する地域再生計画(5-2. ①)に掲げる事業の名称	
--------------------------------	--

※「(a)事業の名称」欄に記載した事業の名称が、地域再生計画に記載した事業の名称(5-2. ①)と異なる場合、対応する地域再生計画の事業の名称(小区分がある場合は、小区分の事業の名称)を記載してください。

(c)「(a)事業の名称」に記載した事業の実施に関する客観的な指標(=事業に紐づく地域再生計画のKPI)の名称を記載してください。

関連する指標の名称①	
関連する指標の名称②	
関連する指標の名称③	
関連する指標の名称④	
関連する指標の名称⑤	

(d)「(a)事業の名称」に記載した事業の分野として最も適当なものを、プルダウンから選択してください。	
---	--

(選択肢)

01地域産業の振興、02観光業の振興、03農林水産業の振興、04ローカルイノベーション、05人材の育成・確保、06移住・定住促進、07生涯活躍のまち、08少子化対策、09働き方改革、10小さな拠点、11まちづくり(コンパクトシティ等)

(e) 事業の概要

--

※地域再生計画本文の転記ではなく、具体的な事業内容を記載してください。

(h) 事業の目標の達成状況

事業の目標の達成状況について、該当するものに「○」を選択してください。

※報告時点において、事業の実施途中である場合には見込みで回答してください。

該当するものに「○」	達成状況
	目標以上を達成
	概ね目標を達成
	目標達成に向け順調に推移
	やや目標達成困難
	目標達成困難

(i) 事業に関連する契約等の実績(該当する場合のみ回答)

(1) 競争入札

(ただし、(i)入札に加わった者が一の者又はその者の関係者のみ (ii)契約の相手方等が寄附法人等であるのいずれも満たす場合に限る。)

	契約の相手方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

	契約の相手方 からの委託者	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

※各契約について、各行の丸囲みの数字を対応させて記載してください(以下同じ。)

※契約の相手方等とは、契約の相手方からの委託者を含みます(以下同じ。)

※寄附法人等とは、寄附法人又はその法人の関係会社を指します(以下同じ。)

※関係会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する「関係会社」をいいます(以下同じ。)

(2) 随意契約

(ただし、少額の者を除き、契約の相手方等が寄附法人等である場合に限る。)

	契約の相手方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

	契約の相手方 からの委託者	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

(3) 補助金

(ただし、(i) 交付の申請をした者が一の者又はその者の関係者のみ (ii) 補助金の交付を受けた者又は補助事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である のいずれも満たす場合に限る。)

	補助事業者	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
①					
②					
③					

	補助事業を行うため 締結する契約の相手 方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
①					
②					
③					

(4) 負担金

(ただし、(i) 拠出先が一の者又はその者の関係者のみ (ii) 拠出先又は負担金に係る事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である のいずれも満たす場合に限る。)

	拠出先	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
①					
②					
③					

	負担金に係る事業を 行うため締結する契 約の相手方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
①					
②					
③					

(j) 寄附法人名の公表(該当する場合のみ回答)

(1) 公表の有無

	・(i)(1)～(4)に該当する場合、寄附を行った法人の名称を貴団体のHP等で公表しています。 ・寄附法人が非公表を希望する場合は、その理由が正当であることについて、貴団体において、第三者を含む審議会等の確認を受けています。
--	---

(2) ①公表方法(プルダウンから選択してください。)

(選択肢)

01HPへの掲載(企業版ふるさと納税関連ページ/サイト)、02HPへの掲載(企業版ふるさと納税以外のページ/サイト)、03その他

(2)②公表方法

①で(01又は02を選択した場合、)当該ページ/サイトのURLを、(03を選択した場合)公表方法を具体的に記載してください。

--

(3)①確認を受けた第三者を含む審議会等の体制

--

※第三者を含む審議会等の名称・構成主体を記載してください。

(3)②第三者を含む審議会等において確認を受けた内容

--

例) ●年●月●日に開催された●●(審議会等の名称)において、××社から示された公表を希望しない理由について、～であるため公表しないことが正当であると承認された。

(k) 事業に関連する契約の相手方等の公表

(1) 公表の有無

	・一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約(少額のものを除く。)により、事業に係る契約の相手方を選定した場合、当該事業に係る契約の相手方を貴団体のHP等で公表しています。 ・まち・ひと・しごと寄附活用事業に係る契約の相手方であることが明らかな形で公表しています。
--	--

(2) ①公表方法(プルダウンから選択してください。)

(選択肢)

01HPへの掲載(企業版ふるさと納税関連ページ/サイト)、02HPへの掲載(企業版ふるさと納税以外のページ/サイト)、03その他

(2)②公表方法

①で(01又は02を選択した場合、)当該ページ/サイトのURLを、(03を選択した場合)公表方法を具体的に記載してください。

--

4. 令和6年度以前に受けた寄附を基金に積み立て、令和7年度に取り崩して実施した事業

※4.(f)に該当がある場合のみ回答してください。

(a)事業の名称	
----------	--

※地域再生計画に記載した事業の名称(5-2. ①)ではなく、個別具体的な事業名を記載してください。(予算事業名など)

(b)対応する地域再生計画(5-2. ①)に掲げる事業の名称	
--------------------------------	--

※「(a)事業の名称」欄に記載した事業の名称が、地域再生計画に記載した事業の名称(5-2. ①)と異なる場合、対応する地域再生計画の事業の名称(小区分がある場合は、小区分の事業の名称)を記載してください。

(c)「(a)事業の名称」に記載した事業の実施に関する客観的な指標(=事業に紐づく地域再生計画のKPI)の名称を記載してください。

関連する指標の名称①	
関連する指標の名称②	
関連する指標の名称③	
関連する指標の名称④	
関連する指標の名称⑤	

(d)「(a)事業の名称」に記載した事業の分野として最も適当なものを、プルダウンから選択してください。	
---	--

(選択肢)

01地域産業の振興、02観光業の振興、03農林水産業の振興、04ローカルイノベーション、05人材の育成・確保、06移住・定住促進、07生涯活躍のまち、08少子化対策、09働き方改革、10小さな拠点、11まちづくり(コンパクトシティ等)

(e) 事業の概要

--

※地域再生計画本文の転記ではなく、具体的な事業内容を記載してください。

(f) 事業に関連する契約等の実績(該当する場合のみ回答)

(i) 競争入札

(ただし、(i)入札に加わった者が一の者又はその者の関係者のみ (ii)契約の相手方等が寄附法人等であるのいずれも満たす場合に限る。)

	契約の相手方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

	契約の相手方 からの委託者	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

※各契約について、各行の丸囲みの数字を対応させて記載してください(以下同じ。)

※契約の相手方等とは、契約の相手方からの委託者を含みます(以下同じ。)

※寄附法人等とは、寄附法人又はその法人の関係会社を指します(以下同じ。)

※関係会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する「関係会社」をいいます(以下同じ。)

(2) 随意契約

(ただし、少額の者を除き、契約の相手方等が寄附法人等である場合に限る。)

	契約の相手方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
①					
②					
③					

	契約の相手方 からの委託者	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
①					
②					
③					

(3) 補助金

(ただし、(i) 交付の申請をした者が一の者又はその者の関係者のみ (ii) 補助金の交付を受けた者又は補助事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である のいずれも満たす場合に限る。)

	補助事業者	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
①					
②					
③					

	補助事業を行うため 締結する契約の相手 方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
①					
②					
③					

(4) 負担金

(ただし、(i) 拠出先が一の者又はその者の関係者のみ (ii) 拠出先又は負担金に係る事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等であるのいずれも満たす場合に限る。)

	拠出先	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
①					
②					
③					

	負担金に係る事業を 行うため締結する契 約の相手方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
①					
②					
③					

(g) 寄附法人名の公表(該当する場合のみ回答)

(1) 公表の有無

・(f)(1)～(4)に該当する場合、寄附を行った法人の名称を貴団体のHP等で公表しています。
・寄附法人が非公表を希望する場合は、その理由が正当であることについて、貴団体において、第三者を含む審議会等の確認を受けています。

(2) ①公表方法(プルダウンから選択してください。)

(選択肢)

01HPへの掲載(企業版ふるさと納税関連ページ/サイト)、02HPへの掲載(企業版ふるさと納税以外のページ/サイト)、03その他

(2)②公表方法

①で(01又は02を選択した場合、)当該ページ/サイトのURLを、(03を選択した場合)公表方法を具体的に記載してください。

(3)①確認を受けた第三者を含む審議会等の体制

※第三者を含む審議会等の名称・構成主体を記載してください。

(3)②第三者を含む審議会等において確認を受けた内容

例) ●年●月●日に開催された●●(審議会等の名称)において、××社から示された公表を希望しない理由について、～であるため公表しないことが正当であると承認された。

(h) 事業に関連する契約の相手方等の公表

(1) 公表の有無

・一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約(少額ものを除く。)により、事業に係る契約の相手方を選定した場合、当該事業に係る契約の相手方を貴団体のHP等で公表しています。
・まち・ひと・しごと寄附活用事業に係る契約の相手方であることが明らかな形で公表しています。

(2) ①公表方法(プルダウンから選択してください。)

(選択肢)

01HPへの掲載(企業版ふるさと納税関連ページ/サイト)、02HPへの掲載(企業版ふるさと納税以外のページ/サイト)、03その他

(2)②公表方法

①で(01又は02を選択した場合、)当該ページ/サイトのURLを、(03を選択した場合)公表方法を具体的に記載してください。

<チェック欄>

上記に掲げる事業は、

	・従来から行っている事業に寄附を充てるものではありません。 ・従来から行っている事業にも寄附を充てていますが、寄附を契機として事業内容に質的又は量的変化がある事業のみに寄附を充てています。
--	---

※上記の基準に適合していることを確認の上、適合している場合は「○」を選択してください。

※従来から行っている事業とは、地域再生計画(第1期総合戦略期間中に認定を受けたものを含む。)の認定を受ける前から行っている事業をいいます。

	・「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与」していません。 (※地域再生法施行規則第13条及び「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」5-1-1～5-6-2も参照してください)
--	--

※上記を確認の上、適合している場合は「○」を選択してください。

5. 企業版ふるさと納税(人材派遣型)の活用状況

(a)令和7年度歳入の事業として企業版ふるさと納税(人材派遣型)の活用有無をプルダウンから選択してください。	
--	--

●「a」において「有」と回答した場合、以下「(b)～(k)」にご回答ください。

(b)派遣人数をプルダウンから選択してください。	
--------------------------	--

(c)派遣企業名

--

※3. (f)で報告した法人名と同一の記載としてください。

(d)派遣企業の所在地

--

(e)受入期間

--

(f)任用形態・役職

--

※地域活性化事業を行う各種団体等であって、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合は、「派遣団体名・役職」を記載ください。

※常勤・非常勤を明記してください。

※非常勤であり、派遣元と兼業している場合は、「副業」と記載してください。

(g)給与の調整方法

--

(h) 従事する業務・その内容

--

※従事する業務およびその業務内容について具体的に記載してください。

(i) 寄附金額

--

(j) 受領時期

--

(k) 企業名・寄附額の公表の可否

--

6. 現物による寄附の受入れ状況

(a) 令和7年度歳入の事業として3. (f) で報告したものうち、現金以外の物品による寄附の受入れの有無をプルダウンから選択してください。

--

※「有」と回答した場合、(b)に回答してください。

(b) 受け入れした寄附物品の詳細について回答してください。

寄附法人名	寄附受入物品	物品の価額(円)	活用事業と物品の使用方法的詳細

(記載例)

・マスクの寄附を受け入れ各保育所に配布し、感染症拡大防止を図った。

7. 事業の目標の達成状況

事業の目標の達成状況について、該当するものに「○」を選択してください。

※複数の事業を実施している場合は、総合的に判断して回答してください。

※報告時点において、事業の実施途中である場合には見込みで回答してください。

該当するものに「○」	達成状況
	目標以上を達成
	概ね目標を達成
	目標達成に向け順調に推移
	やや目標達成困難
	目標達成困難

注1)基金を活用した事業については、基金執行計画・実績表(様式2-2)を併せて提出してください。

注2)基金を活用した事業については、地方創生応援税制が適用された寄附の全額が支出されるまで、この報告書を提出してください。

(単位：千円)									
区分		2023以前 〔年度〕	2024	2025	2026	2027	2028以降	合計	
計 画	積立て額 (A)							0	0
	うち寄附額（地方創生応援税制の適用のあるものに限る）(a)								0
	積立て総計に占める寄附総計の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	事業費								0
	うち取り崩し額を財源とするもの (B)								0
	基金残額 (A－B)	0	0	0	0	0	0	0	0
うち寄附総残額 (a－B)		0	0	0	0	0	0	0	0
実 績	積立て額 (A)								0
	うち寄附額（地方創生応援税制の適用のあるものに限る）(a)								0
	積立て総計に占める寄附総計の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	事業費								0
	うち取り崩し額を財源とするもの (B)								0
	基金残額 (A－B)	0	0	0	0	0	0	0	0
うち寄附総残額 (a－B)		0	0	0	0	0	0	0	0
									チェック欄
									○

①事業費の積算方法を記載ください。

計画

実績

②（各年度の積立て総計のうち寄附総計の割合が1/2を超える場合）寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる範囲内である理由を記載ください。

計画

実績

③（基金残額うち寄附総残額が計画に比べて多い場合）積立て額や事業費等が計画に比べて増減した理由を記載ください。

計画

実績

記載要否

不要

3 地域再生のための利子補給金の支給

3-1 地域再生支援利子補給金（内閣府）：【A2004】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方再生を推進するためには、地域の創意工夫や発想を活かして行われる各種の事業に対して、国や地方公共団体が的確な支援措置を講ずることが必要であり、特に、これらの事業を実施するための資金を低利で融資することは、円滑な事業実施に繋がり、地域再生に効果的な支援策となっています。

本制度は、事業者に対する貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣から指定を受けたもの（以下「指定金融機関」という。）に対して、国が予算の範囲内で利子補給金を支給するものです。

A) 地域再生に資する事業の内容

地域再生に資する事業として、規則及び地方創生支援利子補給金交付要綱（以下「交付要綱」という。）【別表1】で規定するものを対象とします。

B) 利子補給金の支給の対象となる金融機関及び金融機関の指定要件

利子補給金の支給の対象となる金融機関は、規則に規定するものとし、当該金融機関が利子補給金の支給を受ける場合には、規則で規定する要件を備えた金融機関であることを明らかにした上で、内閣総理大臣から指定を受ける必要があります。

② 利子補給金の支給に当たっての利子補給率

内閣府告示で定める利子補給率（0.7%以内）とします。

③ 利子補給金の支給期間

利子補給金の支給期間は、指定金融機関が事業者に対し、最初に貸付けを行った日から起算して5年間とします。

④ 支援措置に係る必要な手続及び必要な事項

（1）地域再生計画の認定に必要な記載事項

A) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する事業として、交付要綱【別表1】で規定する事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（以下「地域再生支援貸付事業」という。）であって規則で規定する金融機関により行われるものに関する事項を具体的に記載してください。

B) 交付要綱の【別表1】で規定する事業の種別等

交付要綱の【別表1】で規定する事業の中で、当該地域再生支援貸付事業として資金の貸付を行う事業に該当するものを選択して記載してください。

C) 利子補給金の受給を予定する金融機関名

幅広い業態の金融機関での活用が可能となるよう、利子補給金の受給の可能性のある金融機関については、利子補給金の支給を受けて実施される具体の事業の見込

みの有無に関わらず、前もって幅広く記載してください。

例えば、地域に支店のある金融機関については、計画期間内での将来的な受給の可能性が見込まれることから、あらかじめ金融機関名を一括して記載しておく等の方法が考えられますが、詳細については、内閣府地方創生推進事務局までご相談ください。

D) B) の資金の貸付を受けて実施される事業について、雇用機会の創出その他地域活性化への具体的効果等見込みについて記載してください。

利子補給金の支給を受けて実施されるB) で記載する事業としては、地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業である必要がありますが、この「経済的社会的効果」を判断する指標として「雇用機会の創出」は地域再生の推進の効果として客観的・直接的に顕在することから重視しているものです。よって、地域再生計画の認定申請にあたっては、B) の事業を実施するために創出される雇用機会や投資誘発等について、見込まれる効果・積算の根拠を具体的に記載してください。

なお、後日、具体的効果等の実績について、こちらから直接質問する場合があります。

E) 地域再生計画に掲げる計画期間

地域再生計画に掲げる計画期間は、利子補給金の支給期間（最初に貸付けを行った日から5年間）を含めた期間とする必要があります。したがって、利子補給金を支援措置として掲げる地域再生計画の計画期間は、当該利子補給金の支給期間を考慮して定めてください。

地域再生計画には、「地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日まで（地域再生支援利子補給金の支給期間（5年間）を含めた期間であり、利子補給対象融資の実行期間は、地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日【計画期間終了日から5年前の日を記載】までとする。）」などと記載してください。

なお、当該計画期間の記載方法について特別の事情がある場合には、内閣府地方創生推進事務局利子補給担当までご相談ください。

(2) 金融機関の指定申請その他利子補給金の支給を受けるための手続等は、規則及び交付要綱に記載しているとおりです。

(3) その他

指定金融機関は、利子補給金の支給を受ける間、事業者が実施した事業による雇用創出等事業効果について別途報告していただくことになります。

また、指定金融機関は、交付要綱で規定する報告を内閣総理大臣に提出することになり、内閣総理大臣が必要と認める場合（実施する事業に虚偽等があるなど）には、指定金融機関に対して、監査を行うことがあります。

なお、地方公共団体は、指定金融機関の指定要件である地域再生協議会の構成員について、可能な限り事業者の意向にご配慮願います。

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

利子補給金の支給を予定している金融機関について、その名称その他当該金融機関の

概要が分かる資料（ディスクロージャー誌等）を添付願います。

また、当該地域再生計画に係る地域再生協議会の構成員名簿と規約を添付願います。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

詳細は交付要綱に委ねますが、指定金融機関の指定及び事業の確認を受けた上で活用することができます。

なお、平成 25 年 4 月より、利子補給金の「集中受付制度」を導入しており、当該支援措置の活用のためには、集中受付期間内にエントリーすることが必要となっておりますのでご注意ください。詳細は、「内閣府地方創生推進事務局」のウェブサイト（<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rishihokuyu/index.html>）をご覧ください。

4 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の作成等

4-1 地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例

(内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省) : 【A3005】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

これまで工業再配置促進法（昭和 47 年法律第 73 号）、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成 9 年法律第 28 号）をはじめとする諸制度を通じて、地方での工場立地促進を中心に推進してきましたが、経済のグローバル化と新興国の成長等により、国内の工場の閉鎖・縮小が進み地域経済の衰退が急速に進展しつつあります。

一方、東京においては、過去数十年にわたり人口の過度の集中が継続していますが、全国的に見て出生率の低い東京に人口が集中することにより、我が国の人口減少傾向に拍車がかかっています。近年は「地元（地方）で働きたい」と考える若者が増えているとの調査結果もありますが、東京圏（※1）をはじめとする三大都市圏（※2）に企業の本社等の立地が集中していることから、地方で働きたいと思う若者の受け皿となる良質な雇用の場が不足している状況です。

このような現状を打開し、地方において良質な雇用の場を生み出すためには、魅力ある事業環境を整備し、特に東京に過度に集積している本社機能を有する事務所や研究所、研修所の移転等を促進することが必要です。

※1 ここでいう東京圏とは、首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）で定める既成市街地及び近郊整備地帯をいいます。

※2 ここでいう三大都市圏とは、以下の地域をいいます。

- ・ 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯
- ・ 近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）で定める既成都市区域
- ・ 近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 41 年政令第 318 号）で定める名古屋市の特定の区域

このため、本社機能の地方移転等を促進し、地方における就業の機会の創出又は経済基盤の強化を図ることを目的として、本社機能を有する事務所等を整備する「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業（これと併せて行う事業で、特定業務施設の従業員の寄宿舍、社宅その他の福利厚生施設であって内閣府令で定めるもの（以下「特定業務福利厚生施設」（※3）という。）又は当該従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって内閣府令で定めるもの（以下「特定業務児童福祉施設」（※4）という。）を整備する事業を含む。）」を支援します。

具体的には、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を実施する事業者のうち、以下に該当する事業を行う者に対して、都道府県知事が認定した場合に、債務保証、税制上の措置等を受けられるようにします。

- i 本社機能を有する施設が特に著しく集積している東京 23 区から地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に当該施設を移転すること（移転型事業）。
- ii 地方活力向上地域のうち、産業基盤が整備されていること等の要件を満たす地方活

力向上地域において、当該施設を整備すること（拡充型事業）。

※3 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員のために使用される施設であって、寄宿舍、社宅、寮、これら施設と併せて整備される売店、体育館その他の福利厚生施設。

※4 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設（専ら当該事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の児童のために使用されることが目的とされているものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設
- ② 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設
- ③ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設（同項第1号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。）
- ④ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
- ⑤ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設（同項第1号ハに掲げる施設を除く。）
- ⑥ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う施設
- ⑦ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- ⑧ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされるものに限る。）のうち、同法第6条の3第9項に規定する業務を目的とするもの（同項第1号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。）、同条第10項に規定する業務を目的とするもの若しくは同条第12項に規定する業務を目的とするもの（同項第1号ハに掲げる施設を除く。）又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの
- ⑨ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）
- ⑩ 上記に掲げる施設と併せて整備される授乳室その他の子育てに関する施設

② 地域再生計画の区域の設定

i 地方活力向上地域又は準地方活力向上地域

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画を作成する場合は、地域再生計画の区域の中に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の対象地域となる地方活力向上地域又は準地方活力向上地域を設定することが必要です。

地方活力向上地域には、三大都市圏以外の地域のうち、工場の撤退等により疲弊している地域、周辺地域の経済を牽引することが見込まれる地域など、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域であり、事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充の円滑な実施を図るため、以下のような事業環境の整備が一体的（※）に

行われる地域を設定することができます。

準地方活力向上地域には、三大都市圏のうち、東京圏を除く地域であって、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域であり、事業者の本社機能を有している業務施設の移転の円滑な実施を図るため、以下のような事業環境の整備が一体的に行われる地域を設定することができます。

○ 事業環境の整備事例

イ 用地・施設の整備状況に関する情報の開示

産業用地や工場跡地に関する情報をＨＰ等に掲載。その際には、産業インフラの整備状況や支援制度の紹介のほか、地域に立地している企業、活用可能な貸しオフィスやインキュベーション施設、高度な検査機器等を備えた試験研究施設の有無などについても掲載する等により、用地・施設の整備状況について体系的な情報提供を行っている（行う予定である。）。

ロ 事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充に関する手続に係るワンストップ窓口の設置

本社機能を有している業務施設の移転又は拡充を行う際に必要となる許認可、各種手続を迅速に進めるため実行性の高いワンストップサービスが提供される窓口が設置されている（設置する予定である。）。

ハ 事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充を担う人材育成・人材確保施策の実施

地域の教育機関等と連携した人材育成施策により、事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充を担う人材育成を行っている（行う予定である。）。
事業者のニーズに対応した人材確保施策により、事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充を担う人材育成を行っている（行う予定である。）。

ニ 事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充を図るための独自の助成措置や規制緩和等の実施

本社機能を有している業務施設の移転又は拡充を促進するために地域独自の補助制度や地方税の減免制度を創設している（創設する予定である。）。

ホ その他事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充を促進するための取組

事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充を円滑に行うため、オフィス等の立地を支える住環境、教育環境等の整備を行っている（行う予定である。）。

なお、当該地方活力向上地域又は当該準地方活力向上地域の設定に当たっては、既存の土地利用計画や企業誘致計画等との整合性、地域の事業環境の整備状況や地域産業の特性、都道府県及び市町村が実施する支援措置や事業内容に応じて、地域再生計画の目標を達成するために効率的かつ効果的な地域を適切に定めることが必要です。このため、合理的な理由なく市町村全域を地方活力向上地域又は準地方活力向上地域

とするような地域の設定は原則認められません。

ただし、実際の本社機能の移転先は様々な理由により決定されるものであり、移転が見込まれる地域をあらかじめ予測することは困難であることから、現状でオフィス等の集積がない地域（中山間地域等）であっても、一定の範囲を地方活力向上地域又は準地方活力向上地域として設定することが可能です。

※ 上記イ～ホの例のような事業環境整備のいずれかを行っていれば良いものではなく、本社機能を有している業務施設の移転又は拡充を円滑に進めるための事業環境整備が総合的に行われていることが必要です。

ii ① ii の事業の対象地域（拡充型事業の対象地域）

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業のうち、拡充型事業を記載した地域再生計画を作成する場合は、当該拡充型事業の対象地域について、地方活力向上地域の中で既に産業基盤が整備されていることとして以下の要件を満たす地域とすることが必要です。

これは、既に産業基盤が整備されている地域に限定することで、地域に根ざした事業者による特定業務施設の拡充を促すとともに、新たに立地する事業者にとっても事業リスクの低減と安定した就業機会の創出につなげることが可能となり、特定業務施設の自立的・持続的な集積と地域全体の経済基盤の強化を効果的に進めることができるものと考えられるためです。このため、合理的な理由なく i の地方活力向上地域全域を拡充型事業の対象地域とするような地域の設定は原則認められません。

○ 拡充型事業の対象地域を設定できる市町村の要件

拡充型事業の対象地域を区域に含む市町村の人口（2以上の市町村の区域にまたがる場合は、これらの市町村の合計）がおおむね10万人以上であること（昼間人口比率が著しく低いもの又は事務所、営業所その他の業務施設の数が当該市町村の人口規模に比して著しく少ないものを除く。）。（※1）

○ 拡充型事業の対象となる地域の要件

上記の要件を満たす市町村（※2）であって、次の要件のいずれにも該当する地域であることとする。

イ 自然的・経済的・社会的条件からみて一体である地域であること。（※3）

ロ 産業の集積が形成されていること（※4）若しくは地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画（※5）の対象となっていること又は事業所、営業所その他の業務施設の立地を図るため地方公共団体によって産業基盤としてのインターネットその他の高度情報通信ネットワークが整備されていること（※6）若しくはその立地を図るための地方公共団体が定めるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備を図るための具体的な計画の対象となっていること（※7）。

ハ 特定業務施設（※８）において行われる業務に資する知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設又は研究施設が近隣に存在すること。（※９）

ニ 次に掲げる土地の区域を含まないこと。

- ・ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域
- ・ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
- ・ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域（※10）

- ※１ 昼間人口比率及び人口当たりの業務施設数は、拡充型事業の対象地域を区域に含む市町村（２以上の市町村の区域にまたがる場合は、これらの市町村の合計）から算出してください。
- ※２ 近接する複数の市町村にまたがる場合は、上記の要件に加え、鉄道や幹線道路の同一沿線上であるなど主要な交通施設の整備が一体的に進められていることが認められる地域であること、広域都市計画区域を設定しているなど都市整備が一体的に進められていることが認められる地域であることが必要です。
- ※３ 「自然的」とは地理的に分断されておらず連続性を有することをいい、「経済的」とは、地域内での取引等が継続的に反復して行われていることをいい、「社会的」とは、単数又は複数の市町村又は特別区を単位としていることをいいます。一体性を損なわない程度であれば、飛び地も可能です。
- ※４ 産業集積が形成されているとは、県内企業の賦存状況に鑑み、本社機能を有している事業所等が主に所在している地域です。
- ※５ 産業の集積を図るための具体的な計画とは、再開発計画、工業団地の造成の対象地域となっている等、地域における事業環境の整備に向けた実効性のある整備計画をいいます。
- ※６ 事業所、営業所その他の業務施設の立地を図るため地方公共団体によって産業基盤としてのインターネットその他の高度情報通信ネットワークが整備されているとは、インターネットをはじめとする高度情報通信ネットワークが、単に民間事業者によるビジネスの一環ではなく、事業者の当該地域への立地を促すことを目的の一つに掲げた上で自ら財政負担するなど、地方自治体の主体的な関与によって整備されている地域をいいます。
- ※７ その立地を図るための地方公共団体が定めるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備を図るための具体的な計画の対象となっているとは、※６で示したインターネット等の整備の対象地域となっている等、地元自治体等が実効性のある整備計画を有していることをいいます。
- ※８ 当該措置の対象となる特定業務施設には、以下の施設が該当します。
事業者の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設をいい、登記簿上の「本店」であるという形式的判断ではなく、実際に本社機能を有している業務施設をいいます。

具体的には、事務所、研究所、研修所であって、次に掲げる業務施設をいい、生産や販売等の部門のために活用される部分は含まれません。

イ 事務所であって、次に掲げる部門のために使用されるもの

- ① 調査及び企画部門（事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門）
- ② 情報処理部門（自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行っている部門）
- ③ 研究開発部門（基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門）
- ④ 国際事業部門（輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門）
- ⑤ その他管理業務部門（総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門）
- ⑥ 商業事業部門（商品の仕入、販売等の営業活動を行っている卸売業、小売業の部門、製造業における原材料の仕入、製品の販売等の営業活動を行っている部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。））
- ⑦ 情報サービス事業部門（ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行っている部門）
- ⑧ サービス事業部門（サービスを提供する事業を行っている部門（上記①から⑤に掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。））

ロ 研究所であって、事業者の行う研究開発において重要な役割を担うもの（工場内にある一定の研究施設等を含む。）

ハ 研修所であって、事業者の行う人材育成において重要な役割を担うもの

※9 教育及び研究を行う大学等が対象地域外にはある場合、30分以内にアクセス出来ることが目安となります。大学等に特に専攻等に制限はありませんが、大学、高専、専修学校等のほか、公的研究機関（例えば自治体の公設試験場）等、特定業務施設において行われる業務に資する知識、技術等に関与するものをいいます。

※10 「優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域」とは、歴史的風土特別保存地区や貝塚、古墳その他の文化財が良好な状態で保存されている地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林、保安施設地区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区等の環境保全上重要な地域等をいいます。

③ 特例措置の内容

特定業務施設等の整備を行う際には、建物の建築等の整備に関し巨額の費用を要するため、企業の規模にかかわらず、当該企業にとっては大きな負担を伴う事業活動となり

ます。

このため、以下のとおり独立行政法人中小企業基盤整備機構による当該事業に係る資金の借入れに対する債務保証、税制上の措置、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置及び株式会社日本政策金融公庫による当該事業に係る融資制度を設け、施設整備に伴う負担の軽減を図ることで、地方における特定業務施設の整備（当該特定業務施設の整備と併せて行う特定業務福利厚生施設（※）及び特定業務児童福祉施設の整備を含む。以下同じ。）を推進します。

※ ただし、特定業務福利厚生施設は、中小企業基盤整備機構による債務保証及び日本政策金融公庫による融資制度のみ対象。

i 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務

認定事業者（都道府県知事より地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた個人事業者又は法人をいう。以下同じ。）が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う事業の実施に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務を保証することにより、資金調達の負担を軽減する。

ii 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設の新設又は増設をした認定事業者が新たに取得等をしたその新設又は増設に係る特定業務施設（特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設を含む。）に該当する建物及びその附属設備並びに構築物について、特別償却又は税額控除のいずれかを認めることとする。

iii 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例

認定事業者が、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等を雇用している場合には、税額控除を認めることとする（※）。

※ 令和8年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者に限る。

iv 認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について、地方公共団体が当該特定業務施設に課すべき事業税（① i の場合に限る。）、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設に係る不動産取得税又は固定資産税について、課税免除（① i の場合に限る。）又は不均一課税の措置を講じた場合、これらの措置による減収額について一定期間に限り基準財政収入額からの控除を行い、当該団体に交付される普通交付税額によって補填する。

v 株式会社日本政策金融公庫による融資制度

認定事業者（中小企業者のみ）が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う事業の実施に必要な設備資金及び運転資金について、長期かつ固定金利で融資を行う。

④ 支援措置に必要な手続

i ～ v の措置を受けるに当たっては、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けることが必要です。

その上で、事業者は、認定を受けた地域再生計画に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、当該地域再生計画の認定を受けた都道府県知事の認定を受けることが必要となります。

i の措置を活用するに当たっては、事業者が作成する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた後、金融機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する保証申込等が必要です。

ii の措置を活用するに当たっては、事業者が作成する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた後、当該整備計画に従って特定業務施設（当該特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設を含む。）の取得等をし、事業の用に供した日の属する事業年度（以下「供用年度」という。）に当該措置を活用する旨の確定申告を行うことが必要です。なお、当該特定業務施設を管轄する公共職業安定所に雇用促進計画を提出することが必要です（※1）。その後、その認定を受けた日から供用年度の終了の日までの期間内において法人全体（又は個人事業者全体）において、人員整理、事業の休廃止等による解雇による離職者がいないことを証明する書類を取得し、かつ、当該書類を保存していることが必要です。

加えて、ii の措置における上乗せ措置（租税特別措置法第 10 条の 5 第 1 項第 1 号又は第 42 条第 1 項第 1 号に規定する要件を満たす場合の特別償却又は税額控除をいう。）の適用を受けようとする場合は、当該特定業務施設を管轄する公共職業安定所に雇用促進計画を提出することが必要です（※1）。その後、当該特定業務施設における特定雇用の増加数の確認のため、当該雇用促進計画の達成状況について確認を受けた書類を取得し、かつ、当該書類を確定申告書等に添付し、当該上乗せ措置を活用する旨の確定申告を行うことが必要です。

iii の措置を活用するに当たっては、事業者が作成する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた後、認定事業者の本社等を管轄する公共職業安定所に雇用促進計画を提出することが必要です（※2）。その後、当該雇用促進計画の達成状況について確認を受けた書類を取得し、かつ、当該書類を確定申告書等に添付し、当該措置を活用する旨の確定申告を行うことが必要です。

iv の措置を活用するに当たっては、都道府県知事の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って新設若しくは増設される特定業務施設若しくは当該特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設又は当該特定業務施設で実施される事業に対し、地方自治体の所定の手続に従って課税免除又は不均一課税を行い、普通交付税の基礎数値を報告することが必要です。

v の措置を活用するに当たっては、事業者が作成する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた後、株式会社日本政策金融公庫に対する借入申込等が必要です。

※1 iiの措置を活用する場合、雇用促進計画は、供用年度開始日から2ヶ月以内（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日が供用年度に含まれる場合には、認定日から2ヶ月以内）に提出することが必要です。

※2 iiiの措置を活用する場合、雇用促進計画は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日（令和6年4月1日から令和8年3月31日までに認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って新設により整備した特定業務施設である場合には、当該特定業務施設の事業供用開始日）から3ヶ月以内又は事業年度開始日から2ヶ月以内に提出することが必要です。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

○ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、都道府県又は都道府県及び市町村が作成する必要があります。

○ 地方活力向上地域、準地方活力向上地域及び拡充型事業の対象地域は、その場所が明確に分かるよう大字単位（例：〇〇市〇〇）で記載してください。また、大字により難しい場合は地番等を記載してください。

○ 地域再生計画に記載する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業は、なるべく具体的に記載してください。

○ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の目標に関する事項を記載する場合は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定件数、これらの計画の実施に伴う雇用創出件数のような地域再生計画に係る定量的な目標を記載してください。

このほか、事務系職種等の有効求人倍率、移住定住者数等、地域の特性や地域が取り組む事業環境整備に合わせた目標を記載してください。

○ 複数の地方（圏域）にまたがる地方活力向上地域又は準地方活力向上地域を設定する場合は、それぞれの地方（圏域）ごとの目標を記載してください。

○ これらの目標設定の前提として、地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域含む）又は準地方活力向上地域の設定の妥当性、地域産業の特徴、近年の企業立地動向や今後の企業立地の見込み等を具体的に記載してください。

【地域再生計画への添付書類】

- ・ 地方活力向上地域及び準地方活力向上地域又はそのいずれか一の地域のおおむねの区域を表示した地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図

⑥ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成及び認定等については、別途作成するガイドラインを参考にしてください。

⑦ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期

期限を設けていません。ただし、当該措置の活用に当たっては、それぞれ期限があります。

⑧ 当該支援措置に関する地域再生計画の変更認定申請に当たって留意すべき事項

地域再生計画の変更の認定申請をする場合には、変更の認定申請書に、下記の内容について記載した変更理由書を添付してください。

i 変更の概要・理由

ii 変更後の地方活力向上地域又は準地方活力向上地域の妥当性

iii 変更による目標の見直し

iv その他必要事項

※ iiについては、地方活力向上地域又は準地方活力向上地域の区域設定を変更する場合にのみ記載してください。

記載例

別紙

変更理由書

都道府県名

○変更の概要・理由について

○変更後の地方活力向上地域又は準地方活力向上地域の妥当性について

- ① 法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域又は準地方活力向上地域
- ② 法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域

○変更による目標の見直しについて

○その他必要事項

5 地域来訪者等利便増進活動計画の作成等

5-1 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例

(内閣府、国土交通省) : 【A3012】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

人々の生活・経済活動の主要な基盤である「まち」がその魅力を高め、「ヒト・モノ・カネ」を地域に呼び込み、活力ある社会経済を構築していくため、エリアマネジメント活動（ある一定の範囲の地域において、地方公共団体が提供する公共サービスの水準を超えて、その地域の価値の向上等を図ることを目的として、地域の事業者等から構成される団体が自主的に行っている活動）の重要性が高まっています。これらの活動は、当該活動を行う地域内の来訪者や滞在者の増加に資するものであり、その結果として、当該地域内の来訪者や滞在者の消費活動を喚起し、当該地域内の事業者の事業機会の拡大等の経済効果が生じます。こうした効果は、当該地域の雇用創出や経済基盤強化といった、地域再生そのものの実現にも資するものです。

他方、エリアマネジメント団体は、その活動に係る財源不足の課題を抱えています。このため、財源の安定的確保を通じたエリアマネジメント活動の促進を図るため、地域再生に資するエリアマネジメント活動について、受益者である事業者の同意に基づき、市町村が受益の限度において事業者から負担金を徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度（地域再生エリアマネジメント負担金制度）が平成30年施行の法改正により創設されました。

具体的には、地域再生計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、地域来訪者等利便増進活動実施団体（法第5条第4項第6号に規定する地域来訪者等利便増進活動実施団体をいう。以下同じ。）が作成した地域来訪者等利便増進活動計画（法第17条の7第1項に規定する地域来訪者等利便増進活動計画をいう。以下同じ。）が法第17条の7第8項に掲げる次の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとします。

ア 認定地域再生計画に適合するものであること。

イ 受益事業者の事業機会の増大又は収益性の向上及び第二項第一号の区域における経済効果の増進に寄与するものであると認められること。

ウ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

エ 地域来訪者等利便増進活動により受益事業者が受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者が負担金を負担するものであること。

オ 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

当該認定が行われた場合には、認定市町村は、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができ、認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとしま

す。

② 支援措置の内容

I 地域来訪者等利便増進活動計画について

地域来訪者等利便増進活動計画（地域来訪者等利便増進活動（自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって当該地域の来訪者又は滞在者（以下「来訪者等」という。）の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域において、当該地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であって特定非営利活動法人等（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社をいう。以下同じ。）が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの。以下同じ。）を実施する計画）には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

ア 地域来訪者等利便増進活動を実施する区域

イ 地域来訪者等利便増進活動の目標

ウ 地域来訪者等利便増進活動の内容

都市公園（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）における自転車駐車場、観光案内所その他の来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件（以下「来訪者等利便増進施設」という。）であって次に掲げるものの設置（都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設又は物件の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項を記載することができます。

(1) 自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

(2) 観光案内所

(3) 路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）

の停留所のベンチ又は上屋

(4) 都市公園法第 7 条第 1 項第 6 号に掲げる仮設工作物

エ 地域来訪者等利便増進活動により事業者が受けると見込まれる利益の内容及び程度

オ エの利益を受ける事業者の範囲

カ 計画期間（五年を超えないものに限る。）

キ 資金計画

資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければなりません。この場合において、収入予算においては、総受益事業者の負担することとなる負担金の額を収入金として計上しなければなりません。

上記の収支予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従って区分しなければなりません。

なお、資金計画には、才の事業者（以下「受益事業者」という。）が負担することとなる負担金の額及び徴収方法の素案を添えなければなりません。

- ク 地域来訪者等利便増進活動実施団体が地域来訪者等利便増進活動以外の事業を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び申請の日の属する直前の事業年度における損益の状況

認定の申請をしようとする地域来訪者等利便増進活動実施団体は申請書（規則別記様式第 25）に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定市町村の長に提出しなければなりません。

ア 定款及び登記事項証明書

イ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された地域来訪者等利便増進活動実施団体にあつては、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

ウ 法第 17 条の 7 第 5 項の同意を得たことを証する書類

エ 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

Ⅱ 地域来訪者等利便増進活動計画に関する特例措置

地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村の長の認定を受けた場合には、認定市町村は、認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づき認定地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができます（上記の場合において受益事業者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法については、認定市町村の条例で定める必要があります。）。認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとします。地域来訪者等利便増進活動計画が認定を受けた日から 2 年以内に、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、同法第 7 条の規定にかかわらず、当該占用が来訪者等利便増進施設の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める次の技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとします。

ア 来訪者等利便増進施設の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

イ 地上に設ける来訪者等利便増進施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

ウ 地下に設ける来訪者等利便増進施設の構造は、堅固で耐久力を有するとともに

に、公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「施行令」という。）第 13 条第 1 号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

エ 来訪者等利便増進施設のうち、施行令第 12 条第 1 号に掲げる自転車駐車場にあってはその敷地面積が 30 平方メートル以内、同条第 2 号に掲げる観光案内所にあつてはその建築面積が 50 平方メートル以内、同条第 3 号に掲げる停留所の上屋にあつてはその建築面積が 20 平方メートル以内であること。

オ 来訪者等利便増進施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

- (1) 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。
- (2) 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。
- (3) 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

③ 支援措置に必要な手続

支援措置を受けるに当たっては、地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、地域来訪者等利便増進活動が実施される区域内において当該地域来訪者等利便増進活動により生ずる利益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、地域来訪者等利便増進活動実施団体に対して交付金を交付する事業に関する事項を記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けることが必要です。

その上で、地域来訪者等利便増進活動実施団体は、地域来訪者等利便増進活動計画について、総受益事業者の 3 分の 2 以上であつて、その負担することとなる負担金の合計額が総受益事業者の負担することとなる負担金の総額の 3 分の 2 以上となる受益事業者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画の認定の申請を行うことができ、認定市町村は、以下の手続きを経た上で、当該地域来訪者等利便増進活動計画の認定を行うことができます。

ア 申請された地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の認定市町村が適切と認める方法によりその旨を公告し、当該地域来訪者等利便増進活動計画を当該公告の日から 1 月間公衆の縦覧に供すること。

イ 地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村の議会の議決を経ること。

ウ 地域来訪者等利便増進活動計画に、来訪者等利便増進施設に関する事項が記載されている場合には、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者に協議し、その同意を得ること。

④ 地域再生計画の作成並びに地域来訪者等利便増進活動計画の作成及び認定に当たって

留意すべき事項

地域再生計画の作成並びに地域来訪者等利便増進活動計画の作成及び認定に当たっては、「地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン」を参考にしてください。

都市公園の占用の許可の特例については、「地域再生法の一部を改正する法律の施行について（平成 30 年 6 月 1 日付け府地事第 1077 号国都公景第 27 号内閣府地方創生推進事務局長・国土交通省都市局長通知）」を参考にしてください。

- ⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類
法令で定めるものは特になし
- ⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期
期限を設けない。

6 商店街活性化促進事業計画の作成等

6-1 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置

(内閣府、経済産業省) : 【A3013】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

商店街は、地域住民の日常生活を支える場であり、地域の経済・社会にとって重要な存在ですが、近年は周辺人口の減少や消費者の購入方法の多様化に伴い、商店街における空き店舗率は高い割合で推移しており、一部の商店街では本来期待される地域での役割を十分に発揮できなくなっています。

法第5条第4項第7号に規定された商店街活性化促進事業は、このような状況を踏まえ、空き店舗解消に向けて積極的に働きかける対策を講じることをはじめとした商店街の活性化を地域再生計画の枠組みで推進することで、地域住民の生活利便性の向上のみならず、雇用機会の創出や地域の経済基盤の強化による人口流出の抑制や地域再生につなげようとするものです。

② 支援措置の内容

商店街活性化促進事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、関係事業者への意見聴取及び公聴会の開催等を経て、商店街活性化促進事業計画を作成することができます。このとき、認定市町村の長は計画区域内の利活用されていない建築物又は土地の所有者等に対し、計画に即した利活用を要請・勧告できるようになります（法第17条の14）。また、商店街組織は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の特例（法第17条の15）、中小企業者は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の特例（法第17条の16）を受けることができるようになります。

I 商店街の活性化に関する認定市町村による援助等

- i 認定市町村は、商店街活性化促進区域内において、商店街活性化促進事業計画に記載された基本的な方針（以下「基本的方針」という。）に適合する事業（以下「適合事業」という。）を行い、又は行おうとする者及び建築物又は土地の所有者等に対し、商店街活性化のために必要な情報の提供、指導、助言、その他の援助を行います（例えば、補助金等の各種支援策や創業支援機関等に関する情報等を提供することなどが想定されます。）。
- ii 認定市町村の長は、商店街活性化促進区域内の建築物又は土地の全部又は一部であって事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないことが常態であるもの（以下「特定建築物等」という。）について、当該商店街活性化促進事業計画の達成のため必要があると認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、相当の期間を定めて、当該特定建築物を当該計画の基本的方針に適合する用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができます。
- iii 認定市町村の長は、iiの期間が経過してもなお要請を受けた所有者等が当該要請に係る措置を講じていない場合において、当該特定建築物等の利用状況及び現況等を調査し、その結果当該措置を講じていないことに正当な理由がないと認めるとき

は、当該特定建築物等の所有者等に対し、当該措置を講ずべきことを勧告することができます。

II 商店街振興組合法の特例

商店街振興組合法では商店街振興組合を設立する際には、商店街振興組合の地区は、小売商業者又はサービス業者の 30 人以上が近接してその事業を営む市の区域に属する地域であることが必要と規定していますが、この要件が 20 人に緩和されます。

III 中小企業信用保険法の特例

適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定を受けた中小企業者について、中小企業信用保険法における保険限度額の拡大等の特例が受けられるようになります。

③ 支援措置に必要な手続

I 地域再生計画への商店街活性化促進事業の記載

商店街の活性化を地域再生計画の枠組みで推進しようとする地方公共団体は、まず、法第 5 条第 4 項第 7 号に規定する商店街活性化促進事業に関する事項を記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

II 商店街活性化促進事業計画の作成

上記 I の地域再生計画の認定を受けた市町村は、支援措置を受けるに当たっては、後述する関係事業者からの意見聴取や公聴会の開催等を経て、商店街活性化促進事業の実施に関する具体的な計画（商店街活性化促進事業計画）を作成する必要があります。商店街活性化促進事業計画の作成に当たっては、「商店街活性化促進事業計画の作成等に関するガイドライン」（令和 4 年 3 月 25 日府地事第 249 号）を参考にしてください。

i 商店街活性化促進事業計画の記載事項（法第 17 条の 13 第 2 項）

ア 商店街活性化促進区域の区域（法第 17 条の 13 第 2 項柱書）

商店街活性化促進事業計画には、商店街活性化促進区域の区域を記載します。記載に当たっては、地番等を明記するほか、その区域がわかる地図を添付することとも考えられます。

イ 商店街の活性化の方向性その他の商店街活性化促進事業に関する基本的な方針（法第 17 条の 13 第 2 項第 1 号）

商店街活性化促進事業計画には、商店街活性化促進事業に関する基本的方針を記載します。記載に当たっては、当該基本的方針を関係者と共有し、連携して事業を実施していくことに鑑み、可能な限り具体的に記載してください。

ウ 商店街活性化促進区域においてイの基本的な方針に適合する事業を行い、又は行おうとする者に対する支援その他の商店街の活性化を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 13 第 2 項第 2 号）

適合事業を行い、又は行おうとする者に対する支援施策をはじめとする、商店街の活性化を図るための具体的な施策について記載してください。

エ その他商店街活性化促進事業の実施のために必要な事項（法第 17 条の 13 第 2 項第 3 号）

その他商店街活性化促進事業の実施のために必要な事項があれば記載してください（例えば、事業計画の実施のスケジュールや実施体制（協議会の設置など）等を記載することが考えられます。）。

ii 公聴会の開催等（法第 17 条の 13 第 4 項）

認定市町村は、商店街活性化促進事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係事業者の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとしています。なお、関係事業者は計画区域となる予定の区域及びその周辺区域における商店街を構成する小売業者、サービス業者などを想定しています。

④ 地域再生計画の記載に当たって留意すべき事項

- ・ 商店街活性化促進事業計画には、上記③Ⅱ i ウのとおり商店街の活性化を図るために認定市町村が講ずべき具体的な施策を記載しますが、地域再生計画は、このような事項が記載された商店街活性化促進事業計画のマスタープランとなるものであるため、これらの施策を含む事業の全体像を記載する必要があります。
- ・ また、事業の内容は、地域再生計画の認定の判断に当たって、当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められることや、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることが判断できる程度に具体的である必要があります。例えば、商店街全体の売上げ増加や雇用の創出、地域住民の生活利便性向上などが見込まれること、事業の実施スケジュールが明確であることが求められます（地域再生基本方針 4 の 1）②及び③）。

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 商店街活性化促進区域のおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図

⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期 期限を設けない。

7 地域再生土地利用計画の作成

7-1 地域再生土地利用計画（内閣府、農林水産省、国土交通省）：【A3006】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

中山間地域等においては、高齢化・人口減少に伴い、買物や医療・福祉など、住民の日常生活に必要な様々なサービス機能の提供に支障が生じてきていることから、基幹となる集落に生活サービス機能や地域活動の場などを集約・確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成と併せて農地の保全及び利用を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進する必要があります。

このため、認定市町村は、地域再生土地利用計画（法第17条の17第1項に規定する地域再生土地利用計画をいう。以下同じ。）を作成することができることとし、地域再生土地利用計画において記載した地域再生拠点区域（同条第3項第2号に規定する地域再生拠点区域をいう。以下同じ。）にその立地を誘導すべき集落福利等施設（以下「誘導施設」という。）の立地について、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用の許可、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域（同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）からの除外及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可に係る特例を設け、手続の円滑化を図るとともに、誘導施設の整備に関する届出・勧告・あっせんにより、地域再生拠点区域への誘導を図ります。

② 支援措置の内容

I 地域再生土地利用計画について

地域再生土地利用計画は、地域再生拠点（法第5条第4項第8号に規定する地域再生拠点をいう。以下同じ。）の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用（以下「農用地等の保全及び利用」という。以下同じ。）を図るための土地利用に関する計画であり、次に掲げる事項を記載するものとしています。

ア 集落生活圏（同号に規定する集落生活圏をいう。以下同じ。）の区域

イ 地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び利用を図るための土地利用に関する基本的な方針

ウ 地域再生拠点区域、誘導施設及び当該地域再生拠点区域に当該誘導施設の立地を誘導するために講ずべき施策に関する事項

エ 農用地等保全利用区域（法第17条の17第3項第3号に規定する農用地等保全利用区域をいう。Ⅲにおいて同じ。）並びに農用地等の保全及び利用を図るために講ずべき施策に関する事項 等

また、上記のほか、次に掲げる事項を記載することができます。

オ 地域再生拠点区域において誘導施設を整備する事業に関する事項（当該事業の実施主体、当該誘導施設の種類及び規模、当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積等）

カ 地域再生拠点区域における公共の用に供する施設及び建築物の整備並びに土地

の利用に関する事項であって、地域再生拠点の形成を図るために必要なもの（道路又は公共空地の配置及び規模、建築物等の用途の制限等、樹林地・草地等で良好な環境を確保するため必要なものの保全に関する事項）

II 地域再生拠点の形成に関する措置

i 地域再生拠点区域内に誘導施設を整備する事業に関する事項を地域再生土地利用計画に記載し、都道府県知事の同意を得た場合には、

ア 整備誘導施設（法第 17 条の 17 第 5 項に規定する整備誘導施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地（以下「整備誘導施設用地」という。）が農用地区域内農地や第 1 種農地（農地法第 4 条第 6 項第 1 号ロ及び第 5 条第 2 項第 1 号ロに規定する農地をいう。12-1 の②の II のアにおいて同じ。）であっても、農地転用の許可があったものとみなされます。

イ 整備誘導施設用地が農用地区域内の土地であっても、以下の要件を満たすときは、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外について、同法第 13 条第 2 項の規定は適用されません。

- (1) 農用地区域以外の土地に代替する土地がないこと
- (2) 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。12-1 の②の II のイの (2) において同じ。）の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- (3) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- (4) 担い手への農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- (5) 土地改良施設（農業振興地域の整備に関する法律第 3 条第 3 号に規定するものをいう。12-1 の②の II のイの (5) において同じ。）の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- (6) 区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に関する事業（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 3 第 1 号ロからニまでのいずれかに該当するものをいう。12-1 の②の II のイの (6) において同じ。）の施行区域にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過していること
- (7) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項（同法第 96 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了していること
- (8) 農業用排水施設の新設若しくは変更、客土又は暗きょ排水その他の土地の改良若しくは保全のため必要な事業（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 3 第 1 号イ又はホのいずれかに該当するものをいう。12-1 の②の II のイの (8) において同じ。）が現に施行されている区域内にある土地を含む場合にあっては、当該整備誘導施設の設置につき、あらかじめ当該事業の施行者の同意

が得られていること

ウ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。）内における整備誘導施設の建築のための開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）については、開発審査会の議を経ずとも同法第34条第14号の開発行為とみなされ、開発許可の際に同号の基準の審査が省略されます。

ii 地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内において、次に掲げる行為を行う者は、当該行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、完了予定日を認定市町村の長に届け出なければならないこととなります。

ア 地域再生土地利用計画に記載された誘導施設を有する建築物に関する次の行為（地域再生拠点区域内において行われるものを除く。）

- (1) 当該誘導施設を有する建築物の建築のために行う開発行為
- (2) 当該誘導施設を有する建築物の新築又は建築物の改築若しくは用途の変更に
より当該誘導施設を有する建築物とする行為

イ 地域再生土地利用計画（Iの力に掲げられた事項が定められたものに限る。）に記載された地域再生拠点区域内において行う次の行為（当該地域再生土地利用計画に記載された誘導施設を整備する事業に係るものを除く。）

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築
- (3) 工作物（建築物を除く。）の建設
- (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (5) 建築物等の用途の変更、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更、木竹の伐採（地域再生土地利用計画にこれらに関する制限が定められている土地の区域内において行われるものに限る。）

届出を受けた認定市町村の長は、当該届出に係る行為が地域再生土地利用計画に適合せず、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは、勧告・あっせんを行うことにより、誘導施設の立地を地域再生拠点区域内に誘導するための措置又は地域再生拠点区域内における開発・建築行為を当該区域の拠点機能に支障を来さないものとするための措置を講ずることができます。

III 農用地等の保全及び利用に関する措置

地域再生土地利用計画に記載された農用地等保全利用区域において、農用地等の保全及び利用を行うために次に掲げる措置を講ずることができます。

- i 認定市町村は、農用地等の所有者等に対し、必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行います（例えば、地域が特定のブランド作物を栽培する際に、適切な助言を行うことなどが想定されます。）。
- ii 認定市町村の長は、農用地等の所有者等が、当該計画に即した農用地等の保全

及び利用を行っておらず、又は行わないおそれがある場合において、当該計画達成のため必要と認めるときは、当該所有者等に対し、当該計画に即した農用地等の保全及び利用を行うよう勧告することができます。

③ 支援措置に必要な手続

支援措置を受けるに当たっては、集落生活圏において、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び利用を図るために行う事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項を記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けることが必要です。

その上で、認定市町村は、以下の者を構成員として加えた地域再生協議会の協議を経て地域再生土地利用計画を作成します。

ア 都道府県知事

イ 農業委員会（認定市町村内に農業委員会が置かれていない場合を除く。12－1の③のイにおいて同じ。）

ウ 都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項に規定する都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。12－1の③のウにおいて同じ。）（整備誘導施設用地のうち、農地転用を行う面積が30aを超える場合に限る。）

エ 地域再生拠点区域の全部又は一部が農用地区域内にある場合にあっては、当該地域再生拠点区域を含む農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）

オ 地域再生拠点区域の全部又は一部が土地改良区の地区内にある場合（エの場合を除く。）にあっては、当該土地改良区

カ 地縁による団体（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体であって、同条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下このカにおいて同じ。）の区域の全部又は一部が集落生活圏の区域内にある場合にあっては、当該地縁による団体の代表者又はこれに準ずる者

キ 地域再生土地利用計画に公共の用に供する施設に関する事項が記載される場合にあっては、当該公共の用に供する施設を管理することとなる者

※ 農地法、農業振興地域の整備に関する法律又は都市計画法に係る特例を受ける場合には、都道府県知事の同意を得なければなりません。ただし、都市計画法の特例について、開発許可権者である指定都市又は中核市にあっては、都道府県知事の同意は不要です。

④ 地域再生計画及び地域再生土地利用計画の記載に当たって留意すべき事項

集落生活圏は、市街化区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域をいう。）又は区域区分に関する都市計画が定められていない用途地域（同法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。）以外の地域について定めるものです。

地域再生計画及び地域再生土地利用計画の作成に当たっては、「地域再生土地利用計画の作成等に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け 27 農振第 1643 号、国都計第 120 号農林水産省農村振興局長、国土交通省都市局長通知）を参考にしてください。

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 集落生活圏のおおむねの区域及び事業のおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図並びに当該事業の区域の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図
- ・ 事業のおおむねの区域が、国が行う土地改良事業又は国の直接若しくは間接の補助による土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間が示された資料

⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期
期限を設けない。

8 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

8-1 自家用有償旅客運送者貨物運送の特例（国土交通省）：【A 1 2 0 4】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

「地域再生拠点」の形成に当たっては、機能・サービスの集約化と併せ、

- I 周辺集落に居住する住民が通院、買い物等の目的で、基幹集落や基幹集落を乗換拠点として集落生活圏の外に移動する際の交通手段の確保
- II 基幹集落に設けられた商店から周辺集落への商品の宅配、周辺集落から道の駅等への小規模な農作物の集出荷等のための物資の流通の確保

等を表裏一体として行うことが重要であることから、「地域再生拠点」を含む地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保のための施策の一環として、自家用有償旅客運送者が行う事業を地域再生計画に記載し、同計画の認定を受けた場合に、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の特例を措置するものです。

② 支援措置の内容

法第 5 条第 4 項第 9 号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第 15 項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法第 17 条の 17 第 10 項の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部が存する自家用有償旅客運送者は、その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限って、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができます。

③ 支援措置に係る必要な手続

特になし。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

法第 5 条第 4 項第 9 号に掲げる事項を記載している場合には、以下の事項を記載するよう努めて下さい。

- ・ 地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者が行う事業の内容
- ・ 当該事業が地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資する程度

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 法第 5 条、第 17 条の 23

9 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等

9-1 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

(内閣府、厚生労働省) : 【A3011】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

人口減少や急速な少子高齢化とともに、生産年齢人口の減少が進行する中においては、地域の内外にかかわらず、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として参画し、地域資源を活用しながら、地域の特性に応じた地方創生につなげていくことが重要です。

このため、年齢や障害の有無等を問わず、誰もが活躍する地域社会の推進を図ることが必要であり、そのためには一人ひとりが個性と多様性を尊重され、生涯にわたって活躍し、生きがいを感じながら暮らすことが可能な、活気あふれる温もりのある地域コミュニティづくりが重要です。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）においては、こうしたコミュニティの実現を図る手段として、中高年齢者を含む多様な人材の活躍を推進するものとして「生涯活躍のまち」の位置付けの見直しを行いました。

法第5条第4項第10号に規定された生涯活躍のまち形成事業は、このようなコミュニティづくりを中高年齢者の観点から引き続き、地域再生計画の枠組の中で推進するものです。

② 支援措置の内容

生涯活躍のまち形成事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て、生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができます。このとき、生涯活躍のまち形成事業計画に法第17条の24第4項各号に規定される事業者に関する事項等を記載し、それぞれについて都道府県知事等の同意を得ると、労働者の委託募集に関する職業安定法（昭和22年法律第141号）の特例（法第17条の28）、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法（昭和38年法律第133号）の特例（法第17条の32）、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法（平成9年法律第123号）の特例（法第17条の33）、旅館業の許可に関する旅館業法（昭和23年法律第138号）の特例（法第17条の34）を受けることができます。

I 労働者の委託募集に関する職業安定法の特例

事業主が労働者の募集を被用者以外の者に委託する場合は、通常、厚生労働大臣の許可（無償の場合は届出）を受ける必要がありますが、法第17条の28第1項の職業安定法の特例は、地域再生協議会に加わっている事業協同組合等が傘下の中小事業主の委託を受けて生涯活躍のまち形成事業に携わる労働者の募集を行う場合は、その許可や届出を不要とする特例です。

この特例を利用する場合は、委託を受けて労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載し、その事項について厚生労働大臣の同意を得る必要があります。

II 有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例

有料老人ホームを設置しようとする者は、通常、設置前に都道府県知事に届出を行う必要がありますが、法第 17 条の 32 の老人福祉法の特例により、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された有料老人ホームについては、設置後一か月以内に市町村を経由して届け出ることができます。

この特例を利用する場合は、有料老人ホームを設置する事業者に関する事項について、生涯活躍のまち形成事業計画に記載する必要があります。

Ⅲ 介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例

介護保険給付又は第一号事業支給費の対象となる介護サービスの提供を行うに当たっては、居宅サービス、介護予防サービスの場合は都道府県知事等の、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業については市町村長の指定を得る必要がありますが、法第 17 条の 33 の介護保険法の特例により、生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたサービス事業者については、介護保険法上の指定があったとみなされます。

この特例を利用する場合は、事業者に関する事項について、生涯活躍のまち形成事業計画に記載した上で、居宅サービス事業、介護予防サービス事業については都道府県知事の同意を得る必要があります。

Ⅳ 旅館業の許可に関する旅館業法の特例

旅館業を行う場合は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）の許可を得る必要がありますが、法第 17 条の 34 の旅館業法の特例により、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された旅館業の事業者については、旅館業の許可があったとみなされます。

この特例を利用する場合は、事業者に関する事項について、生涯活躍のまち形成事業計画に記載した上で、都道府県知事の同意を得る必要があります。

③ 支援措置に必要な手続

Ⅰ 地域再生計画への生涯活躍のまち形成事業の記載

生涯活躍のまちを地域再生計画の枠組で推進しようとする都道府県・市町村は、まず、法第 5 条第 4 項第 10 号「生涯活躍のまち形成事業」に関する事項について記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

Ⅱ 生涯活躍のまち形成事業計画について

生涯活躍のまち形成事業計画は、生涯活躍のまち形成事業の実施に関する具体的な計画を作成するもので、上記Ⅰの地域再生計画の認定を受けた市町村が、後述する地域再生協議会の協議を経て作成します。

ⅰ 生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項

ア 基本的記載事項（法第 17 条の 24 第 3 項各号）

(1) 生涯活躍のまち形成地域の区域（法第 17 条の 24 第 3 項本文）

生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載します。記載に当たっては、地番等を明記するほか、その区域がわかる地図を添付することも考えられます。

(2) 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策（法第 17 条の 24 第 3 項第 1 号）

生涯活躍のまち形成地域における中高年齢者の健康でアクティブな生活を推進するため、認定市町村が行う社会的活動への参加の推進のための施策について記載してください。社会的活動には、就業や生涯学習以外にもボランティアなど幅広い活動が含まれます。法においては、中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励が例示されています。

(3) 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高年齢者向け住宅及び当該高年齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 2 号）

生涯活躍のまち形成地域において実際に整備する高年齢者向け住宅の種類や数を特定するとともに、これを整備するために認定市町村が講ずる施策について記載してください。

高年齢者向け住宅については、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが例示されていますが、それ以外にも高年齢者の生活に適するよう改修した住宅なども想定されます。

なお、生涯活躍のまち形成事業計画において、サービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者としてことができます。詳しくは、地域再生計画と連動した支援措置の生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定【B3002】をご参照ください。

(4) 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス及び介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 3 号）

生涯活躍のまち形成地域での継続的なケアを確保するため、提供すべき介護サービスを特定し、その提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策について記載してください。提供すべき介護サービスとして、法では、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護保険法における第一号事業が例示されていますが、それ以外の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスも含まれます。生涯

活躍のまち形成地域における認定市町村における地域包括ケアシステムの構築との連携について記載することも想定されます。

- (5) 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 4 号）

生涯活躍のまちへの移住や住み替えを希望する中高年齢者の来訪や滞在を促進するための施策について記載してください。法では、情報の提供、便宜の供与が例示されています。

- (6) その他生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 5 号）

上記 (2) から (5) までに掲げる施策以外に、都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センター等や地域の教育機関等の関係機関・関係団体との協力により実施する事項があれば記載してください。

イ 任意記載事項（法第 17 条の 24 第 4 項各号）

法第 17 条の 28、第 17 条の 32 から第 17 条の 34 までの特例を利用する場合は、以下の必要事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載してください。

- (1) 労働者の募集に従事する事業協同組合等に関する事項

法第 17 条の 28 の特例を利用する場合は、委託を受けて労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項を記載してください。

- (2) 有料老人ホームを整備する事業者に関する事項

法第 17 条の 32 の特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成地域において有料老人ホームを整備する事業について、事業の実施主体、当該有料老人ホームの所在地、その他厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号。以下「厚労省令」という。）で定める事項を記載してください。

- (3) 介護サービス事業者に関する事項

法第 17 条の 33 の特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成地域において介護サービスを提供する事業について、事業の実施主体、事業所の所在地、介護サービスの種類、その他厚労省令で定める事項を記載してください。

なお、特例の対象となる介護サービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号介護事業です。このうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、第一号介護予防支援事業は特例の対象とはなりません。

(4) 生涯活躍のまち一時滞在事業を行う事業者に関する事項

生涯活躍のまち形成地域において、お試し居住などの宿泊を伴う事業を行う場合、その事業が旅館業に該当すれば、旅館業の許可が必要となります。このように、法第 17 条の 34 の特例を利用する場合は、当該事業について、事業の実施主体、宿泊の用に供する施設の所在地、その他厚労省令で定める事項を記載してください。

ii 生涯活躍のまち形成事業計画の策定手続

生涯活躍のまち形成事業は、住宅や介護、就労や生涯学習といった様々な分野にわたる複合的な事業であり、事業に参画する関係者の連携のもとに事業を進めるため、生涯活躍のまち形成事業計画を作成するにあたっては、地域再生協議会の協議を経ることとされています（法第 17 条の 24 第 1 項及び第 2 項）。

ア 地域再生協議会の構成員（法第 17 条の 24 第 2 項及び厚労省令第 1 条）

地域再生協議会の構成員は、法第 12 条第 2 項及び第 3 項において

- (1) 地方公共団体
- (2) 地域再生推進法人
- (3) 地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (4) 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者（任意）
- (5) その他当該地方公共団体が必要と認める者（任意）

が構成員となるとされていますが、生涯活躍のまち形成事業計画を作成する場合は、これ以外に、

- (6) 都道府県知事
- (7) 法第 17 条の 34 の旅館業の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 1 項各号に規定される者
- (8) 法第 17 条の 33 第 2 項及び第 4 項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 2 項に規定される者（任意）

を構成員として加えた協議会で協議する必要があります。

イ 地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の提案

認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行うものとして、認定市町村に指定された地域再生推進法人は、生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案を行うことができます（法第 17 条の 25 第 1 項）。

ウ 委託募集の特例、居宅サービス事業等に係る指定の特例、旅館業の許可の特例を利用する場合の関係行政庁の同意

法第 17 条の 28 の特例を利用する場合は、上記 i のイ(1)労働者の募集に従事する事業協同組合等に関する事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画について、厚生労働大臣の同意を、法第 17 条の 33 第 1 項（居宅サービス事業）及び第 3 項（介護予防サービス事業）の特例、法第 17 条の 34 の特例を利用する場合は、上記 i のイ(3)、(4)の事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画について、都道府県知事の同意を得ることとされています。

エ 生涯活躍のまち形成事業計画の公表

認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表し、かつ関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければなりません（法第 17 条の 24 第 14 項）。関係行政機関の長及び関係都道府県知事は、上記ウにおいて同意をした関係行政庁を想定しています。法第 17 条の 28 から第 17 条の 34 までの特例を利用する場合、この公表の日から特例の効力が生じます。

オ 指定訪問看護事業者に係る通知

訪問看護の事業を行う者について上記ウの同意をし、生涯活躍のまち形成事業計画の公表について上記エの通知を受けた都道府県知事は、その者について介護保険法第 41 条第 1 項の規定による指定があったものとみなされた旨を、地方厚生（支）局長に通知する必要があります。

これは、訪問看護の事業を行う者について介護保険法第 41 条第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者の指定があった場合には、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 89 条第 2 項の規定により、同項ただし書の別段の申出がない限り、同法第 89 条第 1 項の指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされることとされているためです。

なお、健康保険法第 89 条第 2 項ただし書の別段の申出は、認定市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する段階で、事業者から、訪問看護の事業を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に提出する必要があります。

④ 地域再生計画及び生涯活躍のまち形成事業計画の記載に当たって留意すべき事項

- ・ 生涯活躍のまち形成事業は、中高年齢者を含めたあらゆる世代の若者、女性、障害者、外国人など誰もが個性と多様性を尊重され、希望に応じて能力を発揮することで、居場所と役割を持ってつながり、生涯を通じて健康でアクティブに活躍することによって、活性化するコミュニティづくりを目指すものです。このため、(1)中高年齢者の社会的活動への参加の推進、(2)高年齢者向け住宅の整備、(3)介護サービスの提供体制の確保、(4)中高年齢者の来訪・滞在の促進といった施策のほか、地域住民等をはじめとした、全世代が健康でアクティブに活躍するコミュニティづくりに繋がるような施策も考えられることから、地域再生計画には概ね、これらに対応する事業内容を記載することが想定されます。

- ・ 事業の内容は、地域再生計画の認定の判断に当たって、当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められることや、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることが判断できる程度に具体的である必要があります。例えば、事業主体が決まることが見込まれること、事業の実施スケジュールが明確であることが求められます。

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図

⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期
期限を設けない。

10 地域住宅団地再生事業計画の作成等

10-1 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例

(内閣府、厚生労働省、国土交通省) : 【A3014】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

住宅団地は、高度経済成長期における都市への人口流入の受け皿として、全国的に、都市の郊外部を中心に開発されてきましたが、同時期にファミリー層等が集中して入居した結果、一斉に高齢化が進行し、地域コミュニティの活力の低下や居住世帯数の減少等による空き家・空き地の発生等の課題が深刻化しています。また、主に住宅を中心に開発されたため、若者や子育て世帯が働く場や、高齢者の生活を支える生活支援施設等の不足など、多様な世代の暮らしの場としての課題も深刻化しています。

このため、高度経済成長期などの経済・社会状況を前提に開発された住宅団地について、就業・交流の場などの多様な機能を導入することにより、職住近接の就業機会の創出や起業環境の整備等を進めるほか、高齢者が安心して住み続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化と併せて、医療・福祉施設や生活利便施設、地域交通機能の充実を図ることにより、高齢者や女性を含めた多世代共同型のまちへの転換を促すことが有効です。

このような状況を踏まえ、高度成長期型のまちから、多世代・多機能のまちへ転換するため、令和2年施行の法改正により、法第5条第4項第11号に地域住宅団地再生事業を創設し、令和6年施行の法改正では同事業を拡充しました。令和2年施行の法改正で創設した同事業は、各地域における住宅団地再生に係る取組の円滑化を実現するため、市町村が、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的・一体的な事業計画を作成した場合に、多様な建物用途の導入や地域交通の利便性向上、介護サービス等の充実に係る各種行政手続のワンストップ化を可能にするとともに、独立行政法人都市再生機構の住宅団地再生に係るノウハウを市町村が活用することを可能にするものです。

加えて、令和6年施行の法改正では、住宅団地再生をこれまで以上に推進し、深化させるため、地域再生推進法人による地域住宅団地再生事業計画の提案制度を創設し、官民が共に創る「官民共創」により住宅団地再生を進める体制の強化を図るとともに、各種行政手続のワンストップ化を可能にする特例の拡充やワンストップ化にとどまらない実質的な特例の追加を行いました。

② 支援措置の内容

地域住宅団地再生事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て、地域住宅団地再生事業計画を作成することができます。このとき、地域住宅団地再生事業計画に

- 法第17条の36第5項第1号から第3号までに規定される事業に関する事項をそれぞれについて国土交通大臣の同意を得て記載し公表すると、用途地域の制限に係る許可の特例（法第17条の40）、特別用途地区等に係る承認の特例（法第17条の

41) を、

- 法第 17 条の 36 第 5 項第 4 号に規定される事業に関する事項を記載し公表すると、本法等の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続きを経ることによって、都市計画の決定等の特例（法第 17 条の 42）を、
- 法第 17 条の 36 第 5 項第 5 号又は第 6 号に規定される事業に関する事項を、公告・縦覧を経て記載し公表すると、それぞれ建築物の容積率の算定に係る認定の特例（法第 17 条の 43）、建築物の高さの限度に係る許可の特例（法第 17 条の 44）を、
- 法第 17 条の 36 第 5 項第 7 号に規定される事業に関する事項を記載し公表すると、特定区域学校用途変更特定施設運営事業に係る特定建築物及びその敷地を時価よりも低い対価で貸付けを受けて使用することができる特例（法第 17 条の 45）を、
- 法第 17 条の 36 第 5 項第 8 号に規定される事業に関する事項を、公園管理者の同意を得て記載し公表すると、都市公園の占用の許可の特例（法第 17 条の 46）を、
- 法第 17 条の 36 第 5 項第 9 号から第 14 号までに規定される事業に関する事項を、それぞれについて都道府県知事の同意を得て（同項第 10 号又は第 12 号に規定される事業に関する事項を記載する場合に限る。）記載し公表すると、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例（法第 17 条の 47）、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例（法第 17 条の 48）を、
- 法第 17 条の 36 第 5 項第 15 号又は第 17 号に規定される事業に関する事項を記載・公表の上、同事業の実施主体が実施計画を作成し、当該実施計画について国土交通大臣の認定を受けると、一般旅客自動車運送事業の許可等の特例（法第 17 条の 52）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）の特例（法第 17 条の 56 及び第 17 条の 57）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の特例（法第 17 条の 58）を、
- 法第 17 条の 36 第 5 項第 16 号に規定される事項を、国土交通大臣の同意を得て記載し公表すると、自家用有償旅客運送の登録等の特例（法第 17 条の 53）を受けることができます。

I 用途地域の制限に係る許可の特例

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条では、各用途地域の特性と目的に応じて、建築物の用途を制限しており、原則として建築できない建築物の用途については、特定行政庁が用途地域における「良好な住居の環境を害するおそれがない」又は「公益上やむを得ない」等と認めて許可した場合に限り、用途制限を適用除外とすることができます。法第 17 条の 40 の用途地域の制限に係る許可の特例は、これらの場合に加えて、特定行政庁が「地域住宅団地再生事業計画に定められた「建築物の整備に関する基本的な方針」に適合すると認める場合」にも建築基準法第 48 条第 1 項から第 4 項までの各ただし書きの規定に基づく許可を行い、用途の制限を個々の敷地レベルで個別に適用除外することができるようになる特例です。

この特例を活用する場合は、住居専用地域建築物整備促進事業に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載した上で、その事項について国土交通大臣の同意を得る

必要があります。

また、計画作成と並行して建築物の設計が進められている場合において、整備しようとする個々の建築物について、対象となる用途地域（住居専用地域）における住居の環境を悪化させないために講じる措置が定まっている場合においては、

- i 地域住宅団地再生事業計画にその旨を記載し、
- ii 当該計画を作成する過程の中で、利害関係者から意見を聴取する公聴会を実施した後、
- iii 建築審査会の同意を得た上で、
- iv 住居専用地域建築物整備促進事業について講ずる措置を記載した地域住宅団地再生事業計画を作成・公表した

場合は、通常の手続上必要となる特例許可申請後の公聴会の実施及び建築審査会の同意を省略できる特例を併せて設けています。

II 特別用途地区等に係る承認の特例

建築基準法第 49 条第 2 項又は第 68 条の 2 第 5 項により、特別用途地区内又は地区計画等の区域内において、条例で用途制限を緩和する場合は、国土交通大臣の承認を得る必要がありますが、法第 17 条の 41 の特別用途地区等に係る承認の特例は、地域住宅団地再生事業計画が公表されたときに、建築基準法に基づく当該承認があったものとみなす特例です。

この特例を活用する場合は、特別用途地区建築物整備促進事業もしくは地区計画等建築物整備促進事業に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載した上で、その事項について国土交通大臣の同意を得る必要があります。

III 都市計画の決定等の特例

市町村が都市計画の決定又は変更をしようとする場合に、法第 17 条の 42 の都市計画の決定等の特例は、地域住宅団地再生事業計画が公表されたときに、当該都市計画の決定又は変更がされたものとみなす特例です。

この特例を活用する場合は、都市計画建築物等整備促進事業に関する事項について、地域住宅団地再生事業計画に記載した上で、都市計画の案の公告縦覧や都市計画審議会への付議等の所定の手続を経る必要があります。

IV 建築物の容積率の算定に係る認定の特例

建築基準法第 52 条に規定する容積率の算定にあたっては、建築物の用途等に応じて一部の床面積（共同住宅の共用廊下等）を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない緩和措置が設けられています。法第 17 条の 43 の建築物の容積率の算定に係る認定の特例は、認定市町村が、特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項（特定区域内の区域、事業の内容、基本的方針、特定建築物の整備を促進する理由）が記載された地域住宅団地再生事業計画を作成・公表したときは、特定行政庁は「容積率に算入しない部分を有する住宅の用途を変更して、基本的な方針に適合

する建築物」とする場合において、引き続き、当該部分を容積率に算入しないこととするための認定を行うことができる特例です。

特定建築物の用途として、法では診療所、介護施設、日用品販売店、老人福祉センターが例示されていますが、それ以外にもシェアオフィス、コワーキングスペース、カフェ、コンビニエンスストア、産後ケア施設、こども食堂、保育所なども想定されます。

この特例を活用する場合は、特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載する際に、その旨を公告し、当該事項の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する必要があります。

V 建築物の高さの限度に係る許可の特例

建築基準法第55条に規定する建築物の高さの制限（第一種低層住居専用地域等における高さの制限）は、学校等であって、その用途上やむを得ないと認めて特定行政庁が許可したものについて、当該制限を適用しないこととしています。法第17条の44の建築物の高さの限度に係る許可の特例は、認定市町村が、特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項（特定区域の区域、事業の内容、基本的方針、特定建築物の整備を促進する理由）が記載された地域住宅団地再生事業計画を作成・公表したときは、特定行政庁は「許可を受けた学校の用途を変更して、基本的な方針に適合する建築物」とする場合において、引き続き、当該建築物の高さ制限を適用除外するための認定を行うことができる特例です。

特定建築物の用途として、法では診療所、介護施設、日用品販売店、老人福祉センターが例示されていますが、それ以外にもシェアオフィス、コワーキングスペース、カフェ、コンビニエンスストア、産後ケア施設、こども食堂、保育所なども想定されます。

この特例を活用する場合は、特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載する際に、その旨を公告し、当該事項の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する必要があります。

VI 特定区域学校用途変更特定施設運営事業に係る特定建築物及びその敷地の使用

特定区域学校用途変更特定施設運営事業に関する事項について、地域住宅団地再生事業計画に記載し公表された場合は、法第17条の45の規定により、地域再生推進法人は、地域住宅団地再生事業計画に記載の条件（時価よりも低い対価で貸付けを受ける等）等に基づき、特定建築物（学校である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより整備されたものであって、普通財産であるもの）及びその敷地を使用することができます。この場合において、地域再生推進法人は、特定建築物及びその敷地や周辺の地域について、環境の維持及び向上を図るため、清掃等を行う必要があります。

なお、地方自治法第237条第2項の規定により、市町村が、地域住宅団地再生事業計画に記載された事項に基づいて地域再生推進法人に普通財産を時価よりも低い対価

で貸し付けるには、市町村の条例又は議会の議決による必要があります。

Ⅶ 都市公園の占用の許可の特例

都市公園に公園施設以外の施設を設けて占用しようとするときは、都市公園法第6条の規定により、公園管理者の許可を受ける必要があり、公園管理者は、技術的基準に適合するかのみならず、物件又は施設の種類、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないか、必要やむを得ないと認められるものかといった内容を確認することとなります。法第17条の46の都市公園の占用の許可の特例は、地域住宅団地再生事業計画の内容について事前に公園管理者と協議をしておくことで、地域住宅団地再生事業計画が公表された日から2年以内に、地域住宅団地再生事業計画に記載された特定区域都市公園活用生活利便確保事業に関する事項に基づく都市公園の占用の許可の申請があった場合においては、公園管理者は、都市公園法第7条の規定にかかわらず、政令で定める技術的基準に適合すれば、許可を与えるものとする特例です。この場合において、事業実施主体は、都市公園やその周辺の地域について、環境の維持及び向上を図るため、清掃等を行う必要があります。

この特例を活用する場合は、特定区域都市公園活用生活利便確保事業に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載した上で、その事項について公園管理者の同意を得る必要があります。

Ⅷ 有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例

有料老人ホームを設置しようとする者は、老人福祉法に基づき、通常、設置前に都道府県知事に届出を行う必要がありますが、法第17条の47の老人福祉法の特例により、地域住宅団地再生事業計画に記載された有料老人ホームについては、設置後一か月以内に市町村を経由して届け出ることができます。

この特例を活用する場合は、有料老人ホームを設置する事業者に関する事項について、地域住宅団地再生事業計画に記載する必要があります。

Ⅸ 介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例

介護保険給付又は第一号事業給付費の対象となる介護サービスの提供を行うに当たっては、介護保険法に基づき、居宅サービス又は介護予防サービスの場合は都道府県知事等の、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス又は第一号事業については市町村長の指定を得る必要がありますが、法第17条の48の介護保険法の特例により、地域住宅団地再生事業計画に記載されたサービス事業者については、介護保険法上の指定があったとみなされます。

この特例を活用する場合は、サービス事業者に関する事項について、地域住宅団地再生事業計画に記載した上で、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業については都道府県知事の同意を得る必要があります。

Ⅹ 一般旅客自動車運送事業の許可等、自家用有償旅客運送の登録等、貨物利用運送事

業法、貨物自動車運送事業法の特例

i 一般旅客自動車運送事業の許可等の特例

道路運送法に基づき、通常、一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受ける必要が、許可を受けた者が事業計画の変更をしようとするときは、変更の内容に応じ、認可や届出等に係る手続きを行う必要がありますが、住宅団地再生道路運送利便増進事業に関する事項について、地域住宅団地再生事業計画に記載した上で、当該地域住宅団地再生事業計画に即して当該事業の実施主体が住宅団地再生道路運送利便増進実施計画を作成し、当該実施計画について国土交通大臣の認定を受けた場合、当該事業実施主体については、法第 17 条の 52 の一般旅客自動車運送事業の許可等の特例により、道路運送法に基づき必要となる許可等を受けたものとみなされます。

ii 自家用有償旅客運送の登録等の特例

道路運送法に基づき、通常、自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の登録を受ける必要が、登録を受けた者が登録の申請事項の変更をしようとするときは、変更の内容に応じ、変更登録を受ける必要若しくは届出を行う必要がありますが、法第 17 条の 53 の自家用有償旅客運送の登録等の特例により、地域住宅団地再生事業計画に記載された住宅団地再生自家用有償旅客運送の実施主体については、道路運送法に基づき必要となる登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなされます。

この特例を活用する場合は、住宅団地再生自家用有償旅客運送に関する事項について、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 4 条第 2 項に規定する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類等を付して国土交通大臣の同意を得た上で、当該事項を地域住宅団地再生事業計画に記載する必要があります。

iii 貨物利用運送事業法の特例

ア 貨物利用運送事業法に基づき、通常、第一種貨物利用運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を、登録を受けた者が申請書の記載事項を変更しようとするときは、変更の内容に応じ、変更登録や届出等に係る手続きを行う必要がありますが、住宅団地再生貨物運送共同化事業に関する事項について、地域住宅団地再生事業計画に記載した上で、法第 17 条の 54 第 1 項に規定する共同事業者が当該地域住宅団地再生事業計画に即して住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成し、当該実施計画について国土交通大臣の認定を受けたときは、法第 17 条の 56 第 1 項の貨物利用運送事業法の特例により、貨物利用運送事業法に基づき必要となる登録等を受けたものとみなされます。

また、認定共同事業者たる第一種貨物利用運送事業者が、認定共同事業者たる他の運送事業者と設備の共用又は共同経営等に関する運輸の協定を締結しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。法第 17 条の 55 第 6 項に規定する認定共同事業者たる他の運送事業者と、当該計画に従って当該協定を締結したときは、法第 17 条の 56 第 2 項の貨物利用運送事業法の特

例により、あらかじめ、届出をしたものとみなされます。

イ 第二種貨物利用運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を、事業計画及び集配事業計画の変更をしようとするときは認可を、その他の事項に係る変更をするとき、又はしたときは届出の必要がありますが、共同事業者が地域住宅団地再生事業計画に即して住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成し、当該実施計画について国土交通大臣の認定を受けたときは、法第 17 条の 57 第 1 項の貨物利用運送事業法の特例により、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなされます。

また、第二種貨物利用運送事業者は、他の運送事業者と設備の共用又は共同経営等に関する運輸の協定を締結しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。法第 17 条の 55 第 6 項に規定する認定共同事業者たる他の運送事業者と、当該計画に従って当該協定を締結したときは、法第 17 条の 56 第 2 項の貨物利用運送事業法の特例により、あらかじめ、届出をしたものとみなされます。

iv 貨物自動車運送事業法の特例

一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を、事業計画の変更をしようとするときは認可を、その他の事項に係る変更をするとき、又はしたときは届出の必要がありますが、共同事業者が地域住宅団地再生事業計画に即して住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成し、当該実施計画について国土交通大臣の認定を受けたときは、法第 17 条の 58 の貨物自動車運送事業法の特例により、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなされます。

③ 支援措置に必要な手続

I 地域再生計画への地域住宅団地再生事業の記載

住宅団地再生を地域再生計画の枠組で推進しようとする都道府県・市町村は、まず、法第 5 条第 4 項第 11 号「地域住宅団地再生事業」に関する事項について記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。本マニュアル（総論）第 3 章の 3-2 の 2）及び「地域住宅団地再生事業計画の作成等に関するガイドライン」を参照して作成してください。

II 地域住宅団地再生事業計画について

地域住宅団地再生事業計画は、地域住宅団地再生事業の実施に関する具体的な計画を作成するもので、上記 I の地域再生計画の認定を受けた市町村が、後述する地域再生協議会の協議を経て作成します。

i 地域住宅団地再生事業計画の記載事項

ア 必要的記載事項（法第 17 条の 36 第 4 項各号）

(1) 地域住宅団地再生区域の区域（法第 17 条の 36 第 4 項本文）

地域住宅団地再生事業計画には、地域住宅団地再生区域の区域を記載します。記載に当たっては、地番等を明記するほか、その区域がわかる地図を添付することとも考えられます。

なお、法第5条第4項第11号では、地域住宅団地再生区域は、「自然的経済的社会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる、住宅の需要に応ずるため一体的に開発された相当数の住宅の存する一団の土地及びその周辺の区域であって、当該区域における人口の減少又は少子高齢化の進展に対応した都市機能の維持又は増進及び良好な居住環境の確保を図ることが適当と認められる区域」と規定されています。

(2) 地域住宅団地再生区域における住宅団地再生の方向性その他の地域住宅団地再生事業に関する基本的な方針（法第17条の36第4項第1号）

当該区域における住宅団地再生の方向性その他の地域住宅団地再生事業に関する基本的な方針について記載します。

なお、法第5条第4項第11号では、地域住宅団地再生事業は、地域住宅団地再生区域において、「当該地域住宅団地再生区域の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出又は生活環境の整備に資するもの」と規定されています。

(3) 地域住宅団地再生区域において住宅団地再生を図るために整備すべき医療施設、福祉施設、商業施設、集会施設等及び当該施設を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第17条の36第4項第2号）

地域住宅団地再生区域において整備すべき医療施設、福祉施設、商業施設、集会施設等の種類や数について記載するとともに、これを整備するために認定市町村が講ずべき施策について記載してください。

(4) 地域住宅団地再生区域において整備すべき高齢者向け住宅及び当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第17条の36第4項第3号）

地域住宅団地再生区域において実際に整備する高齢者向け住宅の種類や数について記載するとともに、これを整備するために認定市町村が講ずべき施策について記載してください。

高齢者向け住宅については、法ではサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが例示されていますが、それ以外にも高齢者の生活に適するよう改修した住宅なども想定されます。

(5) 地域住宅団地再生区域において提供すべき介護サービス及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第17条の36第4項第4号）

高齢者の良好な居住環境の確保のため、提供すべき介護サービスを特定し、その提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策について記載してください。提供すべき介護サービスとして、法では、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護保険法における第一号事業が例示されていますが、それ以外の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスも含まれます。認定市町村における地域包括ケアシステムの構築との連携について記載することも想定されます。

- (6) 地域住宅団地再生区域において住民の交通手段の確保を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 36 第 4 項第 5 号）

地域住宅団地再生区域における交通手段の確保の観点から、地域住民の生活利便性の向上や良好な居住環境の確保のために認定市町村が講ずべき施策について記載してください。例えば、鉄道や LRT に関する施策のほか、住宅団地内外を結ぶバス便やデマンドタクシーに関する施策、自家用有償旅客運送に関する施策なども想定されます。

- (7) 地域住宅団地再生区域への移住を希望する者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 36 第 4 項第 6 号）

地域住宅団地再生区域における地域コミュニティ活性化のため、当該区域外の居住者に対して働きかけを行い、移住を希望する者に対する情報提供等の来訪・滞在を促進する施策について記載してください。住宅団地の魅力を伝えるためのパンフレットやウェブサイトの作成、実際に住宅団地の生活を体験できるお試し居住の実施、住宅団地への来訪を呼び込むイベントの実施等が想定されます。

- (8) その他地域住宅団地再生事業の実施のために必要な事項（法第 17 条の 36 第 4 項第 7 号）

上記(2)から(7)までに掲げる施策以外に、関係機関・関係団体との協力により実施する事項があれば記載してください。

イ 任意的記載事項（法第 17 条の 36 第 5 項各号）

法第 17 条の 40 から第 17 条の 48 まで、第 17 条の 52、第 17 条の 53、第 17 条の 56 又は第 17 条の 58 の特例を活用する場合は、以下の事項を地域住宅団地再生事業計画に記載してください。

- (1) 住居専用地域建築物整備促進事業に関する事項

法第 17 条の 40 の特例を活用する場合は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域

内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業について、事業を実施する区域、事業の内容、当該事業に係る建築物の整備に関する基本的な方針及び当該事業に係る特定建築物の整備を促進する理由を記載してください（※他の項目と併せて記載することも可能）。また、整備しようとする建築物について、住居専用地域における住居の環境を悪化させないために講じる措置の内容が定まっている場合にあっては、当該措置に関する事項を記載してください。

(2) 特別用途地区建築物整備促進事業に関する事項

法第 17 条の 41 の特例を活用する場合は、特別用途地区内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業について、事業を実施する区域、事業の内容、当該事業に係る特別用途地区について建築基準法第 49 条第 2 項の規定に基づく条例で定めようとする同法第 48 条第 1 項から第 4 項までの規定による制限の緩和の内容を記載してください。

(3) 地区計画等建築物整備促進事業に関する事項

法第 17 条の 41 の特例を活用する場合は、地区計画等の区域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業について、事業を実施する区域、事業の内容、当該事業に係る地区計画等の区域について建築基準法第 68 条の 2 第 5 項の規定により同条第 1 項の規定に基づく条例で定めようとする同法第 48 条第 1 項から第 4 項までの規定による制限の緩和の内容を記載してください。

(4) 都市計画建築物等整備促進事業に関する事項

法第 17 条の 42 の特例を活用する場合は、市町村が定める都市計画の決定又は変更をすることにより、住宅団地再生を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業について、事業を実施する区域、事業の内容、当該事業に係る都市計画に定めるべき事項を記載してください。

(5) 特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項

法第 17 条の 43 の特例を利用する場合は、住宅団地再生を図るために必要な特定建築物の整備を促進する事業について、事業を実施する区域、事業の内容、当該事業に係る特定建築物の整備に関する基本的な方針及び当該事業に係る特定建築物の整備を促進する理由を記載してください（※他の項目と併せて記載することも可能）。

(6) 特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項

法第 17 条の 44 の特例を利用する場合は、建築基準法第 55 条が適用されている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内に

において、住宅団地再生を図るために必要な特定建築物の整備を促進する事業について、事業を実施する区域、事業の内容、当該事業に係る特定建築物の整備に関する基本的な方針及び当該事業に係る特定建築物の整備を促進する理由を記載してください（※他の項目と併せて記載することも可能）。

(7) 特定区域学校用途変更特定施設運営事業に関する事項

特定区域内の廃校に、住民の日常生活に必要な施設（以下「特定施設」という。）を設けて運営する事業を、非営利法人の地域再生推進法人が行おうとして、法第 17 条の 45 の支援措置を活用する場合は、当該地域再生推進法人の名称、住所及び事務所の所在地、特定区域の区域、特定施設の種類及び運営の方法、時価よりも低い対価で貸付けを受けること等の廃校の使用の条件、事業実施期間を記載してください。

(8) 特定区域都市公園活用生活利便確保事業に関する事項

法第 17 条の 46 の特例を活用する場合は、特定区域内の都市公園において、日用品に係る露店、商品置場その他の住宅団地再生を図るために必要な施設を設置し、及び管理する事業について、事業実施主体、特定区域の区域、都市公園の名称及び所在地、施設の種類及び構造、都市公園における施設の設置場所、施設の管理の方法、都市公園に施設を設置する理由を記載してください。

(9) 有料老人ホームを整備する事業者に関する事項

法第 17 条の 47 の特例を活用する場合は、地域住宅団地再生区域において有料老人ホームを整備する事業について、事業の実施主体、当該有料老人ホームの所在地、その他厚労省令で定める事項を記載してください。

(10) 介護サービス事業者に関する事項

法第 17 条の 48 の特例を活用する場合は、地域住宅団地再生区域において介護サービスを提供する事業について、事業の実施主体、事業所の所在地、介護サービスの種類、その他厚労省令で定める事項を記載してください。

なお、特例の対象となる介護サービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護保険法における第一号事業です。このうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、第一号介護予防支援事業は特例の対象とはなりません。

(11) 住宅団地再生道路運送利便増進事業に関する事項

その全部又は一部の区間が地域住宅団地再生区域内に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を経営し、又は経営しようとする者がこれらの事業の利用者の利便の増進を図るために実施する

事業であって、住宅団地再生に資する事業を実施するとき、法第 17 条の 52 の特例を活用する場合は、当該事業の実施主体及び事業の内容を記載してください。

(12) 住宅団地再生自家用有償旅客運送に関する事項

地域住宅団地再生区域において認定市町村又は非営利法人の地域再生推進法人が、住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るために、自家用有償旅客運送を行おうとして、法第 17 条の 53 の特例を活用する場合は、当該地域再生推進法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名、路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数その他の国土交通省令で定める事項、運送しようとする旅客の範囲、一般旅客自動車運送事業者の協力を得て運送を行おうとする場合の当該一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を記載してください。

(13) 住宅団地再生貨物運送共同化事業に関する事項

第一種貨物利用運送事業、第二種貨物利用運送事業又は一般貨物自動車運送事業を営み、又は営みようとする二以上の者が、集貨、配達その他の貨物の運送の共同化を行う事業であって、住宅団地再生に資する事業を実施するとき、法第 17 条の 56 又は法第 17 条の 58 の特例を活用する場合は、当該事業の実施主体及び事業の内容を記載してください。

ii 地域住宅団地再生事業計画の策定手続

地域住宅団地再生事業は、必要とされるサービスや事業の種類が多岐にわたる複合的な事業であり、これを一体的に円滑に行うために関係者が一堂に会して協議することで、事業の全体像について関係者が認識を共有し、迅速な合意形成を図ることが必要であるため、地域住宅団地再生事業計画を作成するにあたっては、地域再生協議会の協議を経ることとされています（法第 17 条の 36 第 1 項）。

ア 地域再生協議会の構成員（法第 17 条の 36 第 2 項並びに厚生労働省令・国土交通省令）

地域再生協議会の構成員は、法第 12 条第 2 項及び第 3 項において

- (1) 地方公共団体
- (2) 地域再生推進法人
- (3) 地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (4) 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者（任意）
- (5) その他当該地方公共団体が必要と認める者（任意）

が構成員となるとされていますが、地域住宅団地再生事業計画を作成する場合は、これ以外に、

(6) 都道府県知事

(7) 厚生労働省令・国土交通省令に規定される者

を構成員として加えた地域再生協議会で協議する必要があります。なお、住宅団地再生道路運送利便増進事業及び住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施主体である事業者は、上記(3)の構成員として地域再生協議会に参画することとなります。さらに、上記(7)については、厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則（令和元年厚生労働省令・国土交通省令第5号）において、地域住宅団地再生事業計画の記載事項に応じて、以下の者を構成員に加えることとされています。

記載事項	地域再生協議会の構成員
地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業に関する事項	当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者（任意）
住宅団地再生道路運送利便増進事業又は住宅団地再生貨物運送共同化事業に関する事項	地方運輸局長（住宅団地再生貨物運送共同化事業にあつては、運輸監理部長を含む。）
計画の実施に際し道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定により都道府県公安委員会の交通の規制が行われることとなる事務又は事業に関する事項	都道府県公安委員会

また、法第17条の60に基づき、都市再生機構が調査、調整及び技術の提供の業務を行う場合においては、都市再生機構は地域再生協議会に参画することが想定されます。さらに、地域住宅団地再生事業は用途地域や介護サービス・交通サービスの提供など地域に密着した事業であり、事業計画の作成や事業の実施に当たっては、地域住民のニーズを汲み取った上で、地域住民の意に即した事業内容となることが極めて重要であることから、上記(4)又は(5)の構成員として、地域再生協議会に地域住民の代表や住宅団地の自治会の参画を得ることが望ましいと考えられます。

イ 用途地域の制限に係る許可の特例、特別用途地区等に係る承認の特例、都市計画の決定等の特例、建築物の容積率の算定に係る許可の特例、建築物の高さの限度に係る許可の特例、都市公園の占用の許可の特例、居宅サービス事業等に係る指定の特例、自家用有償旅客運送の登録等の特例を活用する場合の関係行政庁等の同意等

(1) 法第17条の40又は第17条の41の特例を活用する場合で、地域住宅団地再生事業計画に上記イのイ(1)から(3)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通大臣の同意を得ることとされています。

(2) 法第 17 条の 42 の特例を活用する場合は、あらかじめ、国交省令等で定めるところにより、上記 i のイ (4) に関する事項の案の公衆への縦覧及び都市計画審議会への付議等の手続きを行うこととされています。

(3) 法第 17 条の 43 の特例又は法第 17 条の 44 の特例を活用する場合は、国交省令で定めるところにより、その旨を公告し、上記 i のイ (5) 又は (6) に関する事項の案の公衆の縦覧の手続きを行うこととされています。

なお、当該公告があったときは、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項の案について、認定市町村に、意見書を提出することができます。

(4) 法第 17 条の 46 の特例を活用する場合で、地域住宅団地再生事業計画に上記 i のイ (8) に関する事項を記載しようとするときは、公園管理者の同意を得ることとされています。

(5) 法第 17 条の 48 第 1 項（居宅サービス事業）及び第 3 項（介護予防サービス事業）の特例を活用する場合は、上記 i のイ (10) の事項を記載した地域住宅団地再生事業計画について、都道府県知事の同意を得ることとされています。

(6) 法第 17 条の 53 の特例を活用する場合で、地域住宅団地再生事業計画に上記 i のイ (12) に関する事項を記載しようとするときは、国土交通大臣の同意を得ることとされています。

ウ 地域住宅団地再生事業計画の公表及び通知

認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければなりません（法第 17 条の 36 第 29 項）。法第 17 条の 40 から第 17 条の 44 まで、法第 17 条の 46 及び法第 17 条の 53 の特例を活用する場合は、この公表の日から特例の効力が生じます。また、関係行政機関の長及び関係都道府県知事は、上記イにおいて同意をした関係行政庁を想定しています。

エ 一般旅客自動車運送事業の許可等の特例、貨物利用運送事業法の特例、貨物自動車運送事業法の特例を活用する場合の実施計画の作成等

法第 17 条の 52、第 17 条の 56 又は第 17 条の 58 の特例を活用する場合は、事業の実施主体である事業者は、あらかじめ、認定市町村の意見を聴いた上で、必要な事項を記載した住宅団地再生道路運送利便増進実施計画又は住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成することとされています。実施主体は、これらの実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを認定市町村に送付する必要があります。

す。法第 17 条の 52、第 17 条の 56 又は第 17 条の 58 の特例を活用する場合には、当該実施計画について国土交通大臣の認定を受ける必要があります。なお、当該実施計画については、実施しようとしている地域を管轄する地方運輸（支）局長に提出する必要があります。

オ 指定訪問看護事業者に係る通知

訪問看護の事業を行う者について上記イの都道府県知事の同意をし、地域住宅団地再生事業計画の公表について上記ウの通知を受けた都道府県知事は、その者について介護保険法第 41 条第 1 項の規定による指定があったものとみなされた旨を、地方厚生（支）局長に通知する必要があります。

これは、訪問看護の事業を行う者について介護保険法第 41 条第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者の指定があった場合には、健康保険法第 89 条第 2 項の規定により、同項ただし書の別段の申出がない限り、同法第 89 条第 1 項の指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされることとされているためです。

なお、健康保険法第 89 条第 2 項ただし書の別段の申出は、認定市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する段階で、事業者から、訪問看護の事業を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に提出する必要があります。

④ 地域再生計画等の記載に当たって留意すべき事項

- ・ 地域住宅団地再生事業は、住宅団地が、高齢化した居住者が住み続けられ、若者や子育て世帯にとって魅力あるまちとなるよう、高齢化に対応した医療・福祉施設や商業施設等の生活利便施設の導入、地域公共交通の見直し等により生活環境を整備し、住宅団地内の居住者の生活の利便性・快適性を高めるとともに、必要に応じ、空き家・空き地を有効活用して商業施設やシェアオフィス等への用途変更を行い、団地の多機能化を進めることで、地域の就業機会を創出し、高齢者を含めた多世代協働を促すとともに、若者世代の入居を促進して生産年齢人口の増加とコミュニティミックスを図るものです。このため、施策としては、(1) 都市機能の維持増進や良好な居住空間の確保の実現に資する施設や住宅等のハード整備の促進、(2) 居住者の利便の増進を図るための介護サービス等の充実化、(3) 居住者の利便の増進を図るための交通・物流サービスの充実化、(4) 地域住宅団地再生区域への移住を希望する者の来訪及び滞在の促進などに対応するものが行われることが想定され、地域再生計画には、おおむね、これらに対応する事業内容を記載することが想定されます。
- ・ 事業の内容は、地域再生計画の認定の判断に当たって、当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められることや、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることが判断できる程度に具体的である必要があります。例えば、事業主体が決まることが見込まれること、事業の実施スケジュールが明確であることが求められます（地域再生基本方針 4 の 1）②及び③）。

- ・ 地域住宅団地再生事業計画は、都市計画、都市計画に関する基本的な方針（いわゆる市町村マスタープラン。立地適正化計画を含む。）、市町村高齢者居住安定確保計画等、地域公共交通計画との調和が保たれたものであることが求められます。

（法第 17 条の 36 第 28 項）

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 地域住宅団地再生区域のおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図

⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期
期限を設けない。

11 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等

11-1 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例

(内閣府・農林水産省、国土交通省)：【A3015】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方都市や農山村、中山間地域では、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、空き家や遊休農地の発生、地域の活動や産業の担い手不足によるコミュニティの衰退などが課題になっており、多くの地方公共団体が移住を促進し、定住人口等の維持・増加に取り組んでいます。地方への移住希望者には、移住先で農業に従事することに関心を持つ者が相当程度存在することを踏まえ、空き家バンク等において空き家とそれに付随する農地等を併せて「農地付き空き家」として情報提供し、その取組を促すことが、移住促進の有効な方策の一つとなっています。

法第5条第4項第12号に規定された既存住宅活用農村地域等移住促進事業は、農村地域等における農地付き空き家の取得等の円滑化による移住促進を地域再生計画の枠組で推進することで、空き家や農地の有効活用を推進するとともに、農業や地域活動の担い手を確保し、地域活力の維持・向上を図ろうとするものです。

② 支援措置の内容

既存住宅活用農村地域等移住促進事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた地方公共団体は、地域再生協議会における協議を経て、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画（以下「移住促進事業計画」という。）を作成することができます。移住促進事業計画の法律上の効果は次のとおりです。

○ 既存住宅の取得等に関する都市計画法等による処分についての配慮

国の行政機関の長又は都道府県知事は、移住促進事業計画に記載された既存住宅活用農村地域等移住促進地域（以下「促進区域」という。）内における移住者（促進区域に移住しようとする者のうち、促進区域内から移住した者以外の者をいう。以下同じ。）による既存住宅の取得等のため、法律の規定による許可等の処分を求められたときは、当該既存住宅の取得等の促進が図られるよう適切な配慮をするものとされています。

例えば、都市計画法第42条又は第43条の規定による市街化調整区域（同法第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。）における既存建築物の用途変更の許可処分の際に、本規定が適用されることが想定されます。市街化調整区域においては、市街化を促進するおそれのない建築物以外の建築等は規制されており、農家の既存住宅を就農者以外の移住者の住まいに変更する場合等の用途変更については、開発許可権者（都道府県知事等）の許可が必要になります。移住促進事業計画に記載された促進区域に市街化調整区域が含まれる場合には、開発許可権者は、法第17条の63の規定により、当該市街化調整区域内の既存住宅の取得等について用途変更の許可の判断を可能な限り定型化し、許可手続を円滑・迅速化することとなります。

③ 支援措置に必要な手続

I 地域再生計画への既存住宅活用農村地域等移住促進事業の記載

農地付き空き家の取得等の円滑化による移住促進を地域再生計画の枠組で推進しようとする地方公共団体は、まず、法第5条第4項第12号「既存住宅活用農村地域等移住促進事業」に関する事項について記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。「既存住宅活用農村地域等移住促進事業に関する事項」とは、促進区域や当該事業の基本的な方針等、移住促進事業計画に記載すべき事項の概要を記載することが想定されます。

II 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画について

上記Ⅰの地域再生計画の認定を受けた地方公共団体は、支援措置を受けるに当たって、移住促進事業計画を作成する必要があります。当該計画は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業の実施に関する詳細を記載するもので、地域再生協議会の協議を経て作成する必要があります（法第17条の62第1項）。

ア 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の記載事項（法第17条の62第3項）

(1) 農村地域等移住促進区域

人口の減少により、その活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる農村地域その他の農地等を含む一定の区域であって、当該区域に移住する者を増加させることによりその活力の向上を図ることが必要と認められる区域で、例えば、複数の集落で構成される地域等が想定されます。

(2) 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に関する基本的な方針

対象とする移住者の範囲や移住者の呼び込み方法等、促進区域における移住の促進の方向性を記載します。

(3) 農村地域等移住者による農村地域等移住促進区域内における既存住宅の取得等の支援のために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

例えば、空き家バンク等を通じた、促進区域内の譲渡・賃貸可能な物件に関する情報提供、移住者による既存住宅の取得に対する補助等が想定されます。

(4) 既存の住宅に付随する農地若しくは採草放牧地又は就業のために必要な農地若しくは採草牧草地についての農地法第3条第1項本文に掲げる権利の取得を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

例えば、促進区域内において権利取得可能な付随農地等に関する情報提供や、遊休農地の整地費に対する補助等が想定されます。

(5) 上記に掲げるもののほか、農村地域等移住者の就業の促進を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

例えば、市町村や新規就農相談センター等による、農業技術や経営に関する説明会の開催、研修の実施、研修費用の補助等が想定されます。

(6) 上記に掲げるもののほか、既存住宅活用農村地域等移住促進事業の実施のために必要な事項

例えば、大都市部において移住者を呼び込むためのPR活動の実施、お試し居住に供する滞在用住宅の貸出し等が想定されます。

イ 地域再生協議会の構成員（法第 17 条の 62 第 2 項及び農林水産省関係地域再生法施行規則）

地域再生協議会については、法第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定により、地方公共団体、地域再生推進法人、地域再生を図るために行う事業を実施する者等を構成員とすることとされていますが、移住促進事業計画を作成する場合は、

- (1) 都道府県知事
- (2) 農業委員会
- (3) 促進区域の全部又は一部に農地中間管理事業実施地域が含まれる場合は、農林水産省関係地域再生法施行規則（平成 26 年農林水産省令第 70 号。以下「農林水産省令」という。）第 3 条に掲げる者（農地中間管理機構）
- (4) 宅地建物取引業者又は宅地建物取引業者から構成される団体（任意）も構成員として加えることとしています。

ウ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の公表

移住促進事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表し、かつ関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければなりません（法第 17 条の 62 第 5 項）。関係行政機関の長及び関係都道府県知事とは、農林水産大臣、国土交通大臣及び上記②の都市計画法等の許可等処分権者を想定しています。なお、法第 17 条の 63 の配慮については、移住促進事業計画の公表の日から効力が生じます。

④ 地域再生計画及び既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画及び移住促進事業計画の作成に当たっては、本マニュアル（総論）第 3 章の 3－2 の 2 及び「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等に関するガイドライン」（令和 2 年 1 月 9 日付け府地事第 573 号、元経営第 2237 号、国都計第 102 号内閣府地方創生推進事務局長、農林水産省経営局長、国土交通省都市局長通知。令和 5 年 4 月 1 日一部改正。令和 6 年 10 月 1 日一部改正。）を参考にしてください。

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

促進区域のおおむねの区域等を表示した地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図

⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期
期限を設けない。

12 地域農林水産業振興施設整備計画の作成

12-1 地域農林水産業振興施設整備計画（農林水産省）：【A1002】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

農山漁村地域においては、雇用創出・所得確保のために、農林水産業の振興を図る必要があります。

このため、農地法に基づく農地転用の許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域（同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）からの除外に係る特例を設け、農林水産業の6次産業化に資する施設等の整備を推進します。

② 支援措置の内容

I 地域農林水産業振興整備計画は、地域における農林水産業の振興に関する計画であり、次に掲げる事項を記載するものとしています。

ア 地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施主体

イ 地域農林水産業振興施設の種類及び規模

ウ 地域農林水産業振興施設の用に供する土地の所在及び面積 等

II 地域農林水産業振興施設※（法第5条第4項第13号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）を整備する事業に関する事項を地域農林水産業振興施設整備計画（法第17条の64第1項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画をいう。以下同じ。）に記載し、都道府県知事の同意を得た場合には、

ア 地域農林水産業振興施設の用に供する土地（以下「地域農林水産業振興施設用地」という。）が農用地区域内農地や第1種農地であっても、農地転用の許可があったものとみなされます。

イ 地域農林水産業振興施設用地が農用地区域内の土地であっても、以下の要件を満たすときは、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外について、同法第13条第2項の規定は適用されません。

(1) 農用地区域以外の土地に代替する土地がないこと

(2) 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること

(3) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

(4) 担い手への農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと

(5) 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと

(6) 区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に関する事業の施行区域にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していること

(7) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により行う土地改良事業の施行

に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了していること

- (8) 農業用排水施設の新設若しくは変更、客土又は暗きょ排水その他の土地の改良若しくは保全のため必要な事業が現に施行されている区域内にある土地を含む場合にあっては、当該地域農林水産業振興施設の設置につき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること

※ 地域農林水産業振興施設：

支援措置の対象となる地域農林水産業振興施設には、以下の施設が該当します。

- ・ 農林水産物の生産、加工、販売施設
- ・ 農林水産物の集荷、貯蔵、出荷施設
- ・ 農家レストラン
- ・ 農林漁業体験施設
- ・ 農家民宿（その他農林漁業体験等を提供する簡易宿泊施設を含む）
- ・ バイオマス発電施設
- ・ バイオ燃料製造施設
- ・ バイオマス給熱施設 等

③ 支援措置に必要な手続

支援措置を受けるに当たっては、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けることが必要です。

その上で、認定市町村は、以下の者を構成員として加えた地域再生協議会の協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、当該計画について都道府県知事の同意を得ることが必要となります。

ア 都道府県知事

イ 農業委員会

ウ 都道府県農業委員会ネットワーク機構（地域農林水産業振興施設用地のうち、農地転用を行う面積が 30a を超える場合に限る。）

エ 地域農林水産業振興施設用地が農用地区域内の土地である場合にあっては、当該地域農林水産業振興施設用地が存する農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）

オ 地域農林水産業振興施設用地が土地改良区の地区内の土地である場合（エの場合を除く。）にあっては、当該土地改良区

- ④ 地域再生計画及び地域農林水産業振興施設整備計画の記載に当たって留意すべき事項
地域再生計画及び地域農林水産業振興施設整備計画の作成に当たっては、「地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン等について」（平成 27 年 3 月 11 日付け 26 農振第 1934 号農林水産省農村振興局長通知）を参考にしてください。

- ⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類
- ・ 事業のおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図
 - ・ 事業のおおむねの区域が、国が行う土地改良事業又は国の直接若しくは間接の補助による土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間が示された資料
- ⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期期限を設けない。

13 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

13-1 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

(内閣府) : 【A2008】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

多くの地方公共団体では、かつて整備した公共施設等が老朽化し、今後大量かつ一斉に更新時期を迎えること、人口減少等に伴い、公共施設等や公的不動産の低未利用化が進行していることから、これらの施設等の再編や転用、有効活用等が課題となっています。財政制約の下、これらの課題により効率的かつ効果的に取り組むため、公共施設の更新等や公的不動産の有効活用を進めるに当たって、民間の創意工夫により財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法を導入することが重要です。

法第5条第4項第14号に規定された民間資金等活用公共施設等整備事業は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、公共施設等の整備等を伴う公的不動産の有効活用を効率的かつ効果的に実施し、地域再生を推進しようとするものです。

② 支援措置の内容

法第5条第4項第14号に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた地方公共団体は、民間資金等活用公共施設等整備事業（地方公共団体が所有・管理する土地・施設の有効活用を図る事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的・効果的に実施されるもの）を行う場合に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の特例により、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「PFI推進機構」という。）に以下の業務を依頼することができます。

- ・ 認定地方公共団体に対する専門家の派遣
- ・ 認定地方公共団体に対する助言
- ・ 上記2点の業務に附帯する業務

③ 支援措置に必要な手続

PFI推進機構によるコンサルティングを受け、公的不動産の有効活用等を図ろうとする地方公共団体は、法第5条第4項第14号「民間資金等活用公共施設等整備事業」に関する事項について記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

④ 地域再生計画の記載に当たって留意すべき事項

法令において、地域再生計画に必ず記載しなければならない事項は定めませんが、以下のような事項を記載することが想定されます。

- ・ 有効活用しようとする土地又は施設の概要、位置
- ・ 公共施設等に関して地方公共団体が抱える課題
- ・ 当該土地等の存する地域の状況や整備の方針
- ・ 公共施設等の整備等を含めた当該土地等の活用の方針（方向性）

例：多世代が交流できる拠点をつくる

⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

民間資金等活用公共施設等整備事業に係る土地及び施設の位置及び付近の状況を表示した図面

⑥ 当該支援措置に関する地域再生計画の認定申請できる時期
期限を設けない。

14 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例

14-1 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例（内閣府）：【A2005】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に構造改革特別区域法の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、構造改革特別区域法に基づく計画の認定があったものとみなします。

② 支援措置に係る必要な手続及び必要な事項

（１）地域再生計画の認定に必要な記載事項

「構造改革特別区域の名称」、「構造改革特別区域の範囲」、「構造改革特別区域計画の概要」を記載してください。

○「構造改革特別区域の名称」については、「〇〇特区」と記述してください。

ただし、複数の計画を同時に申請する場合は、計画名称を一つにまとめることを可能にするため、「〇〇特区」以外の記述も可能とします。その場合の名称については、計画の内容を簡潔かつ端的に表現するものを任意に設定してください。

○「構造改革特別区域の範囲」については、構造改革特別区域の範囲を明示してください。文章で表現することが困難な場合には、「別添のとおり」とし、図面を添付しても結構ですが、主たる場所は明示してください。

特区の範囲の表現方法については、特区計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で紛れがないよう定めればよく、特に決まりはありません。

○「構造改革特別区域計画の概要」では、地域再生計画と一体となって提出する当該計画の内容について地域再生計画とどのような関連性を持って効果を発揮するのかについても理解できるよう、概要を記載してください。

（２）地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 構造改革特別区域計画
- ・ 構造改革特別区域計画の添付書類

※ 構造改革特別区域計画の記載及び添付書類の詳細は、「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」を確認してください。

記載例

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

構造改革特別区域の名称

〇〇特区

構造改革特別区域の範囲

特区の範囲を明示又は別添のとおり

構造改革特別区域計画の概要

〇〇〇（概要を記載）

14-2 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例（内閣府）：【A2006】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、中心市街地の活性化に関する法律に基づく計画の認定があったものとみなします。

② 支援措置に係る必要な手続及び必要な事項

（1）地域再生計画の認定に必要な記載事項

「中心市街地活性化基本計画の名称」、「中心市街地活性化基本計画の範囲」、「中心市街地活性化基本計画の概要」を記載ください。

○「中心市街地活性化基本計画の名称」では、原則として、認定申請を行う市町村の名称に続けて中心市街地活性化基本計画としてください。

○「中心市街地活性化基本計画の範囲」では、人口減少、少子高齢化、環境負荷低減等の諸課題に対応してコンパクトシティの実現を図りつつ、まち全体の活性化につながるような中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するためには、中心市街地の区域を適切に設定しなければなりません。

基本計画に中心市街地の位置及び区域を定めるにあたっては、都市全体の構造を見渡し、商業、業務、居住、福祉等の都市機能の集積状況等を踏まえ、歩いて暮らせる範囲を勘案し、限られた政策支援の重点化を図るにふさわしい区域を設定することが必要です。

○「中心市街地活性化基本計画の概要」では、地域再生計画と一体となって提出する当該計画の内容について地域再生計画とどのような関連性を持って効果を発揮するのかについても理解できるよう、概要を記載してください。

（2）地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 中心市街地活性化基本計画
- ・ 中心市街地活性化基本計画の添付資料

※ 中心市街地活性化基本計画の記載及び添付資料の詳細は、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」を確認してください。

記載例

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

中心市街地活性化基本計画の名称

〇〇市中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化基本計画の範囲

〇〇〇（範囲を記載）

中心市街地活性化基本計画の概要

〇〇〇（概要を記載）

14-3 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例（経済産業省）

：【A1101】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画の同意があったものとみなします。

② 支援措置に係る必要な手続及び必要な事項

（1）地域再生計画の認定に必要な記載事項

「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「地域経済牽引事業促進基本計画」という。）の名称」、「地域経済牽引事業促進基本計画の範囲」、「地域経済牽引事業促進基本計画の概要」を記載ください。

○「地域経済牽引事業促進基本計画の名称」では、原則として、認定申請を行う都道府県、地域、市町村のいずれかの名称に続けて地域経済牽引事業促進基本計画としてください。

○「地域経済牽引事業促進基本計画の範囲」では、地域経済牽引事業促進基本計画の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を、原則、行政区画単位で設定してください。

なお、地域経済牽引事業促進基本計画の作成にあたっては、次のような土地利用関係の諸計画等と調和を保つことが必要です。

①国土形成計画・国土利用計画・土地利用基本計画、②都市計画及び都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針、③中心市街地の活性化に関する法律に規定する基本方針及び基本計画、④河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は地方公共団体（港湾局を含む。）の計画、⑤農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

また、環境保全上重要な地域においては自然環境の保全が特に必要であることから、促進区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区を含まないものとしてください。

促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下「重点促進区域」という。）の設定については、地域の特性が顕著に存在する地域及びその周辺地域（工業団地、観光地、商業エリア、交通インフラ又は主要な大学若しくは研究機関が存在する地域）を、字単位で設定（字が住所に含

まれていない場合においては、図面等で表示) してください。

なお、重点促進区域の設定に当たっては、その区域を重点促進区域として設定した理由を記載ください。

重点促進区域の設定に当たっては、人口減少・高齢化の進行に加え、社会資本の老朽化への対応も併せて求められている状況の下、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要であるため、市街地の拡散の防止を図るとともに、新たに大規模な公共施設整備を要することのないよう土地利用関係の各種計画との調和を図ることが必要です。

- 「地域経済牽引事業促進基本計画の概要」では、地域再生計画と一体となって提出する地域経済牽引事業促進基本計画の内容について、地域再生計画とどのような関連性を持って効果を発揮するのかについて理解できるよう、取組の内容を記載してください。

※ 地域経済牽引事業促進基本計画の内容を記載するにあたっては、必ず「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」及び「地域未来投資促進法における基本計画のガイドライン」を確認してください。

(2) 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画

【記載例】

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業
地域経済牽引事業促進基本計画の名称
○○県地域経済牽引事業促進基本計画
(○○地域地域経済牽引事業促進基本計画)
(○○市地域経済牽引事業促進基本計画)

地域経済牽引事業促進基本計画の範囲
○○○ (範囲を記載)

地域経済牽引事業促進基本計画の概要
○○○ (概要を記載)

15 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）第 22 条の各省庁の長の承認があったものとして取り扱い、転用を認めることとします。その際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととします。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとします。

地方公共団体の補助対象財産の転用等に係る各省庁の承認については、「補助金等適正化法第 22 条の規定に基づく各省各庁の長の承認について（平成 20 年 4 月 10 日補助金等適正化中央連絡会議決定事項）」において申合せがされた以下の方針に沿って、各省庁において承認基準が見直されていますのでご注意ください（地方公共団体以外の者の補助対象施設についても、下記の趣旨を踏まえて適切に対処することとされています。）。

- ・ 社会経済情勢の変化への対応や、既存ストックの効率的活用による地域活性化の観点から、概ね 10 年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす
- ・ 当該財産処分の承認については、原則、報告をもって国の承認があったものとみなす（包括承認制）とともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこと
- ・ 有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象施設に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができること
- ・ 概ね 10 年経過前であっても、災害による損壊等、市町村合併や地域再生等の施策に伴う財産処分については、上記と同様とする

15-1 補助対象施設の有効活用（全府省庁）：【A3004】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

本支援措置は、全府省庁が行うものであり、このうちこのマニュアル策定の時点で各府省庁が取り組むことを明らかにした分野のものについては、15-2以降に必要な手続等を明示していますので、それらを参照してください。これ以外の補助対象施設についても、地域再生計画に支援措置として盛り込むことが可能です。その際に必要となる要件や添付書類などは個別具体的な事案に応じて認定することができるかどうかを政府として判断することになります。なお、個別の調整の結果その取扱いが明確になったものについては、順次、本マニュアルに加えることにします。

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱い、転用を認めることとします。その際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととします。

なお、補助目的の達成や補助対象施設の適正な使用を確保する観点から、

（１）有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること

（２）当該補助対象施設に係る行政需要への対応状況の提出を求めること

等、必要最小限の条件を付すことができるものとします。

「補助対象施設」とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した（改修等）施設をいいますが、道路・河川等の占用許可制度が活用できる施設については、占用許可制度をもって補助対象施設の有効利用が図られるものですので、ご注意ください。

「需要の著しく減少している」とは、当初の補助目的に照らしてその補助効果がほとんど期待できないと認められる状態をいいます。

「各省各庁の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱い、転用を認めることをいいます。

「必要最小限の条件」とは、各府省庁の判断により必要最小限の条件を付すことを認めたものであり、本支援措置の趣旨等にかんがみ、過度な制約は課されるべきものではありませんので、必要最小限の条件に限って認められることを明確にしたもので

す。

③ 支援措置に係る必要な手続

個別の案件毎に異なりますので、内閣府へご相談ください。

④ 認定申請に当たって必要な書類

個別の案件毎に異なりますので、内閣府へご相談ください。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

15-2 補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続の弾力化

(文部科学省) : 【A0801】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

国庫補助を受けて整備された公立学校施設の財産処分の承認に当たっては、従来から、弾力的な取扱いを行っていますが、建築後の経過年数にかかわらず、国庫納付金を不要とする範囲を拡大することにより、遊休化した学校施設・学校用地の有効利用を一層促進し、その地域における多様な活動を促進するものです。

② 支援措置の内容

【支援措置の適用対象となる施設】

国庫補助を受けて整備された以下の公立学校施設及び公立学校用地。

(1) 統合又は別敷地移転等により廃校となった学校の

a. 校舎（廃園となった園舎を含む。）、屋内運動場及び寄宿舎

※セミナーハウス等の国庫補助制度が終了したものも含む。

b. 水泳プール、武道場、クラブハウス及び屋外運動場照明施設

c. 学校給食施設（調理場、学校食堂）

(2) 余裕教室（園舎の余裕スペースを含む。）

(3) 入居見込みのないへき地教員宿舎

（※これらに付随する建物以外の工作物及び設備を含む。）

(4) 学校用地

【支援措置の適用要件】

支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。

（なお、地方公共団体が公立学校施設の財産処分を行うに当たっては、関係法令の規定に反しない取扱いが必要となります。）

(1) 公立学校施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること（他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。）

(2) 公立学校施設を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して公立学校施設を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。）

(3) 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、公立学校施設の利用が必要であること。

(4) 同一地方公共団体における転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者等に対して公立学校施設を無償貸与すること。

(5) 余裕教室・学校用地を活用する場合にあっては、当該学校における教育に支障のない利用内容であること。

- ③ 支援措置に係る必要な手続
特になし。

- ④ 認定申請に当たって必要な書類
「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」

公立学校施設の場合・・・別記様式 1

公立学校用地の場合・・・別記様式 2

【様式 1 に添付する書類】

(1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し

(2) 建物配置図

(3) その他参考資料

【様式 2 に添付する書類】

(1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し

(2) 建物配置図・実測図、学校用地管理台帳

(3) その他参考資料

- ⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

本支援措置を含む地域再生計画の認定申請に当たっては、上記「② 支援措置の内容」の「支援措置の適用要件」に挙げる各適用要件への該当性を個別具体的に記述するとともに、公立学校施設において実施される取組内容、事業内容等を記載した別記様式 1 又は別記様式 2 を作成し、これを地域再生計画に添付する必要があります。なお、この別記様式 1 の記載については、【様式 1 記載要領】を、別記様式 2 の記載については、【様式 2 記載要領】を参照してください。

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 法第 5 条第 4 項第 18 号
- ・ 補助金等適正化法第 22 条
- ・ 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（令和 8 年 3 月 31 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）
- ・ 公立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）等に係る財産処分の承認等について（平成 30 年 5 月 25 日付けスポーツ庁次長通知）
- ・ 学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について（平成 20 年 6 月 18 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）
- ・ 産業教育関係国庫補助金等に係る財産処分の承認等について
（平成 20 年 6 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局長通知、平成 27 年

5月21日改正)

○支援措置に係る現行規定の概要：

国庫補助を受けて整備された公立学校施設の財産処分の承認に当たっては、以下の要件を満たす場合には、国庫納付金を不要としています。

【国庫納付金免除要件】

無償による処分（転用・貸与・譲渡・取壊し等）で、以下のいずれかの要件を満たせば国庫納付金は不要。（関係法令の規定に反しない取扱いが必要。）

- (1) 国庫補助事業完了後 10 年以上経過していること。（②(1)～(3)に記載するもの。）
- (2) 国庫補助事業完了後 10 年未満の場合で、以下の要件に該当するもの。（②(1)～(3)に記載するもの。）
 - a. 耐震補強事業、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事に限る。）又は防災機能強化事業（法令等に適合させるための工事及び建築非構造部材の耐震化工事に限る。）を実施した建物の処分
 - b. 大規模改造事業（上記 a. を除く。）、空調設備整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、GIGA スクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業（上記 a. を除く。）又は太陽光発電等導入事業で、国庫補助事業完了後 10 年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う処分（ただし、補助事業完了後 5 年以内に取壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものを除く。）
 - c. 市町村合併に伴う処分
 - d. 幼稚園園舎の全部等を処分し、幼保連携型認定こども園又は公私連携幼保連携型認定こども園となるもの。
 - e. 幼稚園園舎の一部等を処分し、認可外保育施設を設置し、幼稚園型認定こども園となるもの。

なお、有償による処分であっても、以下の要件を満たせば国庫納付金は不要。

- ・ 国庫補助事業完了後 10 年以上経過した施設（②(1)～(3)に記載するもの。）であること。
- ・ 処分する建物の補助金相当額以上の額を域内の学校施設整備費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用すること。

また、国庫補助を受けて整備された公立学校用地の財産処分の承認に当たっては、以下の要件を満たす場合には、国庫納付金を不要としています。

【国庫納付金免除要件】

- ・ 国庫補助事業完了後 10 年以上経過したこと。

- ・ 無償による処分（転用・貸与・譲渡）であること。（関係法令の規定に反しない取扱いが必要。）

なお、国庫補助事業完了後 10 年未満の場合であっても、市町村合併に伴う無償による処分の場合は国庫納付金不要。

(様式 1)

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

設置者（都道府県市区町村）名

1 処分の内容

学 校 名 又は 施 設 名	補助 年度	事 業 名	施設 区分	構造 区分	補 助 面 積	補 助 金 額	処分 内容	処分予 定年月	備考
					m ² ()	千円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) その他参考資料

【様式 1 記載要領】

様式 1 の記載に当たっては、以下の点に留意して作成すること。

1 「1 処分の内容」について

財産処分を行う当該校に係る国庫補助に関する実績報告書及び額の確定通知書に基づいて、学校名（又は施設名）、補助年度、事業名等、様式において定める事項を記入すること。

(1) 「施設区分」欄：上段に施設区分（建物・工作物・設備）、下段に建物区分（校舎・屋体・寄宿舍・教職員住宅・園舎・給食・武道場・プール・産振）を記入すること。

(2) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R・S・W）を記入すること。

(3) 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入すること。

(4) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、貸与等）及び処分先などを記入すること。

※「処分内容」については、同一地方公共団体による転用の場合は「転用」、民間事業者等は無償貸与する場合は「貸与」と記入すること。

(5) 「処分予定年月」欄：転用の場合は設置条例の施行日、無償貸与の場合はその始期及び終期を記載すること。

2 「2 経過及び処分の理由」

廃校、余裕教室等の発生経過を記述すること。処分の理由については、支援措置の適用要件（2）及び（3）の記述により、これに代えるものとする。

なお、必要に応じて、別紙を用いて説明すること。

3 「3 添付資料」について

(1) 「（2）建物配置図」については、処分する部分に色づけをするなど、その該当部分がわかるようにすること。

(2) 「（3）その他参考資料」については、資料の例は次のとおり。

ア 廃校となる学校に係る学校設置条例の一部改正条例（案）

イ 財産処分の対象となる学校に係る公立学校施設台帳（写）

ウ 転用の場合 転用後の施設に係る設置条例（案）、転用後施設の図面等

エ 貸与の場合 貸与契約書（案）、貸与先団体の概要がわかる資料

オ その他各地方公共団体が判断して添付する資料

(様式2)

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

設置者（市町村）名

1 処分の内容

学 校 名	補助 年度	事 業 名	補助 対象 面積	補助 金額	最近の財産 処分直後又 は当初の校 地面積	今回財産処分申請 に係る面積・金額		処分 内容	処分 予定 年月	備考
						面積	金額			
			m ² ()	千円	m ² ()	m ² ()	千円			

() 内は校地有効面積の内書き

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図・実測図、学校用地管理台帳
- (3) その他参考資料

【様式２記載要領】

様式２の記載に当たっては、以下の点に留意して作成すること。

１ 「１ 処分の内容」について

財産処分を行う当該校に係る国庫補助に関する実績報告書及び額の確定通知書に基づいて、学校名、補助年度、事業名等、様式において定める事項を記入すること。

- (１) 「補助対象面積」欄：上段（ ）に校地面積全体を、下段にうち当該国庫補助に係る補助対象面積を記入すること。
- (２) 「最近の財産処分直後又は当初の校地面積」欄：上段（ ）に最近の財産処分直後の校地面積全体を、下段にうち補助対象面積を記入すること。
- (３) 「今回財産処分申請に係る面積・金額」欄：面積欄の上段（ ）に今回財産処分直前の補助対象面積を、下段に上段のうち今回財産処分申請に係る面積を記入すること。

また、金額欄には、面積欄下段にかかる補助金額を記入すること。

- (４) 「処分内容」欄：財産処分の種類（目的外使用、譲渡、貸与等）及び処分先などを記入すること。

※「処分内容」については、同一地方公共団体による転用の場合は「目的外使用」、民間事業者等は無償貸与する場合は「貸与」と記入すること。

- (５) 「処分予定年月」欄：転用の場合は設置条例の施行日、無償貸与の場合はその始期及び終期を記載すること。

２ 「２ 経過及び処分の理由」

学校用地財産処分までの経過を記述すること。処分の理由については、支援措置の適用要件（２）及び（３）の記述により、これに代えるものとする。

なお、必要に応じて、別紙を用いて説明すること。

３ 「３ 添付資料」について

- (１) 「（２）建物配置図・実測図」については、処分する部分に色づけをするなど、その該当部分がわかるようにすること。
- (２) 「（３）その他参考資料」については、資料の例は次のとおり。
 - ア 財産処分の対象となる学校に係る公立学校用地管理台帳（写）
 - イ 転用の場合 転用後の施設に係る設置条例（案）、転用後施設の図面等
 - ウ 貸与の場合 貸与契約書（案）、貸与先団体の概要がわかる資料
 - エ 廃校の場合 廃校となる学校に係る学校設置条例の一部改正条例（案）
 - オ その他各地方公共団体が判断して添付する資料

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

本補助金により購入した土地については、適切に保存し、史跡として整備し国民共有の財産として後世に伝える必要がありますが、地方公共団体において整備を行うまでの間、一定の要件に該当するものについては一時的に他の用途への転用を認めることにより、当該土地を有効に活用した地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

地方公共団体が史跡等購入費補助金により公有化した土地について、地域再生計画の申請があり、史跡等の保存・活用のための整備を行うまでに一定の期間を要する場合、次の要件に該当するものにおいては、他の用途に一時転用することを認めることとします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

- (1) 土地の所有者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること（他の地方公共団体と共同して地域再生の作成を行う場合を含む。）。
- (2) 当該土地を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して当該土地を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携して進められる事業内容であること。）。
- (3) 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、当該土地の利用が必要であること。
- (4) 転用に当たって当該地方公共団体が対価を得るものでないこと（民間事業者に対して当該土地を貸与する場合は、無償による貸与であること。）。
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）による現状変更の許可が可能な範囲内での転用であること。
- (6) 史跡等を公有化した後、当該箇所の保存・活用のための整備について、明確な整備計画を有していること。
- (7) 整備を行うまでの短期間に限定されたものであること。
- (8) 史跡等であることの対外的な表示が明確になっていること。
- (9) 転用中、文化財保護の観点から地方公共団体による管理が適切になされるものであること。

③ 支援措置に係る必要な手続

文化財保護法に基づく現状変更許可が必要な措置については、別途、現状変更許可申請の手続が必要です。

- ④ 認定申請に当たって必要な書類
ア 整備計画書（上記要件（６）を示す書類、様式は問いません）
イ 転用計画書（上記要件（２）（３）（４）（５）（７）（８）（９）を示す書類、
様式は問いません。）
ウ ア、イに係る図面及び写真
- ⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項
転用を認める要件に該当するかについては、要件別に明確に記載してください。
- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条
- ・ 文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱
- ・ 史跡等購入費補助金国庫補助要項

○支援措置に係る現行規定の概要：

- ・ 適化法及び交付要綱において、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこととされています。
- ・ 史跡等購入費補助金国庫補助要項においては、史跡等の保存のために行う土地買上げ等に要する経費について、補助することとされています。

15-4 公立社会教育施設の有効活用（文部科学省）：【A0803】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

本補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用等を弾力的に認めることとし、文部科学大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金適化法第22条に基づく文部科学省の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、原則として補助金相当額の国庫納付を求めないこととします。

【支援措置の適用対象となる施設】

公立社会教育施設整備費補助金を受けて整備された公民館、図書館、博物館等の社会教育施設です。

【支援措置の適用条件】

支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。

（なお、地方公共団体が社会教育施設を財産処分するに当たっては、関係法令の規定に反しない取り扱いが必要となります。）

- （１）社会教育施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること（他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。）。
- （２）社会教育施設を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して社会教育施設を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。）。
- （３）地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、社会教育施設の利用が必要であること。
- （４）同一地方公共団体における転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して社会教育施設を無償貸与すること。

③ 支援措置に係る必要な手続き

特になし。

- ④ 認定申請に当たって必要な書類
「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」（別記様式2）
- ⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項
添付書類において、支援措置の適用要件に該当する旨を明らかにすること。
- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 法第5条第4項第18号、第18条
- ・ 補助金等適正化法第22条
- ・ 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について（平成10年3月31日生涯学習局長裁定、平成20年7月25日改正）

○支援措置に係る現行規定の概要：

国庫補助を受けて整備された公立社会教育施設の財産処分の承認に当たっては、有償譲渡及び有償貸与を除く財産処分（転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等）で、文部科学大臣への報告があったものについては、国庫納付金を不要としています。

(様式2)

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

設置者（都道府県市区町村）名

1 処分の内容

施設名	補助年度	構造	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定月日	備考
			m ² ()	千円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) その他参考資料

【様式 2 記載要領】

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R C・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」・「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯、処分の理由、代替施設を確保する場合は、その概要（施設規模・内容、事業内容、資金計画、職員体制等）について、記入すること。

3 当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて提出すること。

15-5 社会体育施設の有効活用（文部科学省）：【A0804】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

補助対象施設の経過年数が10年未満の場合については、本支援措置の活用が有効です。

② 支援措置の内容

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用等を弾力的に認めることとし、文部科学大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第22条に基づく文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、原則として補助金相当額の国庫納付を求めないこととします。

【支援措置の適用対象となる施設】

国庫補助を受けて整備された体育館、水泳プール、運動場等の社会体育施設（これらに付随する建物以外の工作物及び設備を含む。）です。

【支援措置の適用要件】

支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。

（なお、地方公共団体が社会体育施設の財産処分を行うに当たっては、関係法令の規定に反しない取扱いが必要となります。）

- （１）社会体育施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること（他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。）。
- （２）社会体育施設を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して社会体育施設を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。）
- （３）地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、社会体育施設の利用が必要であること。
- （４）同一地方公共団体における転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して社会体育施設を無償貸与すること。
- （５）転用により地域スポーツ活動に支障が生じないこと。

- ③ 支援措置に係る必要な手続
特になし。

- ④ 認定申請に当たって必要な書類

「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」

（様式については、「3-2 補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続きの弾力化」（別記様式1）に準じる）

※ただし「学校」を「社会体育施設」と読み替えることとします。

- ⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

本支援措置を含む地域再生計画の認定申請に当たっては、上記「② 支援措置の内容」の「支援措置の適用要件」に挙げる各適用要件への該当性を個別具体的に記述するとともに、社会体育施設において実施される取組内容、事業内容等を記載した別記様式1を作成し、これを地域再生計画に添付する必要があります。この別記様式1の記載については、「3-2 補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続きの弾力化」の「様式1記載要領」を参照してください。

※ただし「学校」を「社会体育施設」と読み替えることとします。

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 法第5条、第18条
- ・ 補助金等適正化法第22条
- ・ 公立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）等に係る財産処分の承認等について（平成30年5月25日付けスポーツ庁次長通知）

○支援措置に係る現行規定の概要：

国庫補助を受けて整備された社会体育施設の財産処分の承認に当たっては、無償による処分（転用・貸与・譲渡・取壊し等）で、以下のいずれかの要件に該当する場合は、国庫納付金を不要としています。

- ・ 国庫補助事業完了後10年以上経過
- ・ 市町村合併に伴う処分
- ・ 国庫補助事業完了後10年未満の場合で耐震化事業を実施した建物の処分（補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適性を欠くものについては、この限りではない）

15-6 勤労青少年ホームの施設処分（厚生労働省）：【A0901】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している勤労青少年ホームを有効に活用した地域再生を支援するため、地域再生計画に係る対象施設の処分の取扱いを弾力化するものです。

対象施設の経過年数が10年未満の場合については、本支援措置の活用が有効です。

② 支援措置の内容

補助金により取得した対象施設（勤労青少年ホーム）を有効に活用した地域再生を支援するため、地域再生計画の対象となっている施設の処分を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、地方公共団体が地域再生計画を作成し、同計画が厚生労働大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、同計画に係る対象施設の処分について、補助金等適正化法第22条における「各省各庁の長の承認」があったものとして取り扱うこととします。同意に当たっては、以下のとおり取り扱うこととします。

（１）同意する範囲

内閣総理大臣が地域再生計画を認定するに当たり、厚生労働大臣に当該計画についての協議があった場合には、その内容が現行の取扱いに加えて以下の条件を満たした場合においても、当該計画に係る対象施設の処分に同意します。

ア 社会経済情勢の変化等に伴い、補助目的に照らして需要の著しく減少している施設であること

（例えば、利用者の著しい減少が生じている場合、福祉施設として単独の機能で運営することについてのニーズが減少している場合など）

（２）国庫への納付についての取扱基準

上記（１）における同意・承認に伴う国庫への納付の取扱いについては、以下のとおりとなります。

ア 無償による処分を行う場合

国庫への納付を免除します。

イ 有償による処分（有償譲渡又は有償貸付）を行う場合

国庫への納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。）に、総事業費（補助基準額を超える設置者負担分を含む。）に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とします。

ただし、残存年数納付金額（処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額をいう。）を上限額とします。

③ 支援措置に係る必要な手続き

(1) 地方公共団体は地域再生計画の申請とあわせて、当該対象施設に係る①財産名、②構造規格及び形式等、③取得年月日、④耐用年数、⑤取得価格、⑥国庫補助額（補助金の名称）、⑦国庫補助負担率、⑧処分収入見込額、⑨残存価格、⑩処分の事由及び方法（処分の具体的な内容、当該地域再生計画との関係及び処分の必要性、当該施設のニーズや利用者の減少の状況等）について、別紙様式 1「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」により提出してください。

(2) 地方公共団体は地域再生計画が認定された後は、当該対象施設について計画に沿って処分を行い、処分完了後 1 ヶ月以内にその結果を別紙様式 2「財産処分報告書」により報告しなければなりません。その際、処分に伴う収入等があった場合は、①処分収入額、②廃棄（解体）に要した経費等の内容を証明する書類を添付してください。

(3) 処分において国庫納付を条件とされる場合においては、歳入徴収官が送付する納入告知書により国庫に納付しなければなりません。

④ 認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画の申請と併せて、別紙様式 1 に記載事項を確認できる書類（財産管理台帳の写し、当該施設の利用実績等）を添付する必要があります。

⑤ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 補助金等適正化法第 22 条
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「補助金等適正化法施行令」という。）第 13 条
- ・ 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日能発第 0417001 号）

○支援措置に係る現行規定の概要：

補助事業者等（地方公共団体）は、補助事業等（勤労青少年福祉施設設置事業）により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す等の処分を行う場合には、厚生労働大臣の承認が必要となっています。

なお、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分についての包括承認事項に該当する処分であって、厚生労働大臣等への報告があったものについては、承認があったものとして取り扱っています。

15-7 職業能力開発校の施設処分（厚生労働省）：【A0902】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している職業能力開発校を有効に活用した地域再生を支援するため、地域再生計画に係る対象施設の処分（補助金交付により整備した建物及び附随する設備装置、機械器具類の財産処分をいう。以下同じ。）の取扱いを弾力化するものです。

② 支援措置の内容

補助金交付対象施設である職業能力開発校を有効に活用した地域再生を支援するため、地域再生計画に係る施設の処分を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、地方公共団体が地域再生計画を作成し、同計画が厚生労働大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、同計画に係る対象施設の処分について、補助金等適正化法第22条における「各省各庁の長の承認」があったものとして取り扱うこととします。同意に当たっては、以下のとおり取り扱うこととします。

（１）同意する範囲

内閣総理大臣が地域再生計画を認定するに当たり、厚生労働大臣に当該計画についての協議があった場合には、その内容が現行の取扱いに加えて以下の条件を満たした場合においても、当該計画に係る対象施設の処分に同意することとします。

ア 地域再生計画に掲げられた対象施設が社会経済情勢の変化等に伴い、補助目的に照らして需要の著しく減少している施設であること

（例えば、利用者（訓練生）の著しい減少が生じている場合など）

（２）国庫への納付についての取扱基準

上記（１）における同意・承認に伴う国庫への納付の取扱いについては、以下のとおりとなります。

ア 無償による処分を行う場合

国庫への納付を免除します。

イ 有償による処分（有償譲渡又は有償貸付）を行う場合

国庫への納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。）に、総事業費（補助基準額を超える設置者負担分を含む。）に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とします。

また、残存年数納付金額（処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を上限額とします。

③ 支援措置に係る必要な手続き

（１）地方公共団体は地域再生計画の申請とあわせて、当該対象施設に係る①財産名、②

構造規格及び形式等、③取得年月日、④耐用年数、⑤取得価格、⑥国庫補助額（補助金の名称）、⑦国庫補助負担率、⑧処分収入見込額、⑨残存価格、⑩処分の事由及び方法（処分の具体的な内容、当該地域再生計画との関係及び処分の必要性、当該施設のニーズや利用者（訓練生）の減少の状況 等）について、別紙様式 1「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」により提出してください。

（2）地方公共団体は地域再生計画が認定された後は、当該対象施設について計画に沿って処分を行い、処分完了後 1 カ月以内にその結果を別紙様式 2「財産処分報告書」により報告しなければなりません。その際、処分に伴う収入等があった場合は、①処分収入額、②廃棄（解体）に要した経費等の内容を証明する書類を添付してください。

（3）処分において国庫納付を条件とされる場合においては、歳入徴収官が送付する納入告知書により国庫に納付しなければなりません。

④ 認定申請に当たって必要な書類

地域再生計画の申請と併せて、別紙様式 1 に記載事項を確認できる書類（財産管理台帳の写し、当該施設の利用実績等）を添付する必要があります。

⑤ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・補助金等適正化法第 22 条
- ・補助金等適正化法施行令第 13 条
- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日能発第 0417002 号）

○支援措置に係る現行規定の概要：

補助事業者（地方公共団体）は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す処分を行う場合には、厚生労働大臣あて財産処分承認の申請手続を行い、承認を受けることが必要となっています。

なお、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日能発第 0417002 号）の包括承認事項に該当する処分であって、厚生労働大臣への報告があったものについては、承認があったものとして取り扱っています。

様式1

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

都道府県名

財産名	
構造規格及び形式等	
取得年月日	年 月 日
耐用年数	年(年 月 日まで)
取得価格	円
(補助金等の名称)	()
国庫補助額	円
国庫補助負担率	
処分収入見込額	円
残存価格	円
処分の事由及び方法	
備考	

様式2

財 産 処 分 報 告 書

都道府県名

財産名	
構造規格及び形式等	
取得年月日	年 月 日
耐用年数	年(年 月 日まで)
取得価格	円
(補助金等の名称)	()
国 庫 補 助 額	円
国庫補助負担率	
処分年月日	年 月 日
処分完了年月日	年 月 日
処分方法	
処分収入額	円
廃棄(解体撤去)に 要した経費	円
国庫納付予定額	円
備考	

15－8 保健衛生施設等の有効活用（厚生労働省）：【A0904】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

補助金等を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次の要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとします。（当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要。）

ただし、有償譲渡及び有償貸付の場合は、地域再生計画によるものであっても、当初の国庫補助事業完了時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間（「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号））を経過するまでは、所要の手続を経ることなく財産処分を行うことはできません。

（１）転用の場合

次の条件をすべて満たす場合

- ア 処分を承認しない場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生ずるおそれがあること
- イ 地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた公共性のある施設（国庫補助の対象であるものに限る）への転用の必要性が認められること
- ウ 転用前の施設の利用者の処遇が低下しないこと

（２）無償貸与の場合

次の条件をすべて満たす場合

- ア 無償貸与前の施設の利用者の処遇が低下しないこと
- イ 無償貸与後の転用は、１のア及びイの条件を満たすこと

③ 支援措置に係る必要な手続き

以下の④及び⑤に留意の上、地域再生計画の認定申請手続を行ってください。

④ 認定申請に当たっての必要な書類

- （１）財産処分対象施設の図面（国庫負担（補助）対象部分、室名、面積を明記したものであって、転用（無償貸与後の転用を含む。）の場合は転用前後の比較が可能な資料）及び写真
- （２）国庫負担（補助）金交付決定通知書及び確定通知書の写し（交付額を確認できる都

道府県、市町村等の決算書等でも可)

- (3) その他参考となる資料(当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付してください。)

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

- (1) 地域再生計画の認定申請を行うに際し、以下の事項を記載してください。

①地域再生計画の概要、②施設種別、③補助事業者名、④施設名、⑤定員(施設設置基準又は国庫補助金交付要綱に定員についての要件がある施設)、⑥設置主体、⑦所在地、⑧国庫負担(補助)金額、⑨総事業費、⑩国庫補助(負担)年度、⑪処分制限期間、⑫経過年数、⑬建築構造、⑭建物延面積、⑮処分区分、⑯処分内容、⑰処分予定年月日、⑱処分の理由、⑲処分が承認されない場合に危惧される事項、⑳転用(貸与)前の施設の利用者の処遇

- (2) 地域再生計画が認定され、財産の処分が完了したときは、1ヶ月以内にその事実を証する書類を厚生労働大臣に提出してください。

※(記載要領)

- 1 「地域再生計画の概要」：地域再生計画の概要について、簡潔に記載してください。
- 2 「国庫負担(補助)金額」及び「建物延面積」：施設の一部を処分する場合、処分に係る部分については実書し、全体を()書きしてください。
- 3 「建築構造」：鉄筋コンクリート造、ブロック造、木造等の建物の構造について記入してください。
- 4 「処分区分」：転用、一部転用、貸与、一部貸与の別を記入してください。
- 5 「処分内容」：財産処分の内容を簡潔に記載してください。
例：〇〇施設を△△施設へ転用
〇〇施設の一部を転用し、△△施設へ変更
〇〇に貸与し、同一事業を継続
- 6 「処分の理由」：当該地域再生計画における財産の処分の理由及び必要性を簡潔に記載してください。
- 7 「処分が承認されない場合に危惧される事項」：処分が承認されない場合、遊休施設化その他不適切な事態が生じること等、危惧される事項を簡潔に記載してください。
- 8 「転用(貸与)前の施設の利用者の処遇」：転用又は無償貸与後に転用する場合、転用又は無償貸与前施設の利用者の処遇について記載してください。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 補助金等適正化法（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条第 3 項、第 22 条
- ・ 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成 20 年 4 月 17 日付け厚生労働省健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）

○支援措置に係る現行規定の概要：

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分を行うに当たっては、厚生労働大臣の承認が必要となっています。

なお、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成 20 年 4 月 17 日付け健発 0417001 号厚生労働省健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）」の包括承認事項に該当する財産処分であって、厚生労働大臣等への報告があったものについては、承認があったものとして取り扱っています。

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助事業による農林水産共同利用施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

補助対象施設等の経過年数が10年未満の場合や、地方公共団体以外の者が処分を行う場合であって、一定の条件を満たさないものの処分を行う場合については、本支援措置の活用が有効です。

② 支援措置の内容

補助事業により整備した農林水産共同利用施設（以下「補助対象施設」という。）を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、農林水産大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととします。

なお、補助目的の達成や補助対象施設の適正な使用を確保する観点から、

（１）有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること

（２）当該補助対象施設に係る行政需要への対応状況の提出を求めること

等、必要最小限の条件を付すことができるものとします。

「補助対象施設」とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した（改修等）施設をいいます。

「需要の著しく減少している」とは、当初の補助目的に照らして施設の全部又は一部にその補助効果がほとんど期待できないと認められる状態（本来の補助目的を妨げずに活用可能な未利用部分を含む。）をいいます。

「各省各庁の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。

「必要最小限の条件」とは、各府省庁の判断により必要最小限の条件を付すことが認められています。

このことから、関係法令の規定に反しない取扱いを確保するため、例えば、次に示すもの等が必要となります。

- ・ 中山間地域総合整備事業及び農村総合整備事業で整備された施設については、公共利用の観点から地方公共団体を主体とし、かつ、農村振興基本計画等の変更が必要

となります。なお、当初の目的に添った利用に係る需要が一部残っている場合には、その利用に支障が生じないための措置を講ずる必要があります。

- ・水産基盤整備事業で整備された施設については、漁港の機能・保全及び漁村の防災上、支障を与えないことが必要となります。

③ 支援措置に係る必要な手続

当該施設が、他の法令等により規制を受けるものや、協議を要する場合は、関係省庁の許可等を得てください。（理由：施設の転用等に際し、法的規制等を伴うものは、それらの許可等が必要となるためです。）

④ 認定申請に当たって必要な書類

- （１）農林水産省関係補助対象施設の有効活用に係る添付書類（別紙様式）
- （２）当該施設設置時の事業実施計画書及び財産管理台帳
- （３）当該施設転用後の事業実施計画書（案）等、（２）の計画書に準じる資料

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態（譲渡、貸与の別、有償・無償の別）及び転用後の施設の目的、利用計画等について具体的に記述してください。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・法第５条第４項第１８号、第１８条
- ・補助金等適正化法第２２条
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について

（平成２０年５月２３日２０経第３８５号農林水産省大臣官房経理課長通知）

○支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等適正化法施行令第１４条において、①補助事業者等が法第７条第２項の規定による条件（注）に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の

目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

(注) 法第7条第2項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

【包括承認の対象となる財産処分の要件】

- (1) 補助目的に従った利用により 10 年を経過（長期利用財産）したもの（財産処分により収益が見込まれる場合を除く。）
- (2) 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により 10 年を経過していない補助対象財産を財産処分するもので、収益がない場合 等

詳細は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に記載。

農林水産省関係補助対象施設の有効活用に係る添付書類

(※様式はゴシック体、明朝体は注意事項である。)

1 補助事業者の意見

補助事業の種別によっては、申請者（市町村）と補助事業者（都道府県）が異なるので、申請者（市町村）が補助事業者（都道府県）から聞き取った意見を記載してください。

(施設の概要)

事業名 事業

事業目的

事業工期 年 月～ 年 月

所在地 県 (地区)

事業主体

施設名称

建築面積 m²延床面積 m²敷地面積 m²

建物構造

建設費 千円〔m²単価： 千円／m²〕用地取得費 千円〔m²単価： 千円／m²〕※用地取得が補助対象となっている場合

財源内訳 国庫： 千円 (/ 100)

県費： 千円 (/ 100)

町費： 千円 (/ 100)

供用開始日 年 月 日

管理主体

管理委託契約日 年 月 日 ※管理主体が事業主体と異なる場合

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

○施設の整備目的（当初）

↓しかし

○社会経済情勢等の変化

整備した当時は、一定の効果を発揮するはずであった対象施設が、どのような理由（外部要因）で現在は利用状況が著しく減少している（もしくは当初の目的を達成できていない）のかを分析し、説明してください。

↓そこで

○有効活用の必要性

…というストーリーで構成してください。

3 当該施設における事業計画と最近の状況

①事業計画数量（必要に応じて内訳を記載）

建物の転用に関する支援を申請する場合においては、利用計画人数を記入してください。（その場合、②も人数で記入してください。）

②最近3年間の利用状況（必要に応じて内訳を記載）

年度

年度

年度

③最近3年間の管理運営費の支出状況

年度 千円

年度 千円

年度 千円

4 補助対象施設の現状

3の利用状況等を踏まえながら、「当初の補助目的に照らして、効果がほとんど期待できないと認められる状態であること。」を具体的、定量的に説明してください。

5 転用の必要性

3の最近の状況や4の現状を踏まえ、転用後の施設の目的とする住民サービス等の需要（ニーズ）が増加していることや、新たな需要に対応できる施設が自治体内に不足していること等転用の必要性を説明してください。

なお、転用の計画にかかる地域の意見等を記入してください。

6 転用の時期

年 月（又は地域再生計画が認定された日）

地域再生計画の認定の日と実際に施設の転用が行われる時期が違う場合もあり得るため時期を記入してください。（認定の日をもって転用の必要性があるものは「地域再生計画が認定された日」と記入してください。）

7 転用の形態（転用の相手方、譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

8 転用後の施設の目的、利用計画等

（施設の使用目的等）

転用した施設の使用目的等について具体的に（誰が、どんな目的で、どのような事業に使うのか。）説明してください。

必要に応じて、施設の平面図（新・旧）等で、変更後の利用について説明してください。

（施設改修等についての考え方）

転用に際して改築・改修等が必要な場合は、その概要やスケジュールを説明。また、転用に伴って廃止する設備等があれば必要に応じて記載してください。

（施設管理についての考え方）

転用後の施設を管理委託する場合は、想定する委託先及び委託内容等について説明してください。

（関係法令に基づく手続の内容とスケジュール等）

消防法、建築基準法、食品衛生関係法令…等

9 転用により期待される効果

再生計画本体も踏まえながら、転用により期待される効果を説明してください。

15-10 下水道補助対象財産の有効活用（国土交通省）：【A 1 2 0 1】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において下水道補助対象財産を有効に活用することにより地域再生を支援するものです。

下水道補助対象財産の供用開始からの経過年数が 10 年未満の場合については、本支援措置の活用が有効です。

② 支援措置の内容

下水道補助対象財産を有効活用するものであって、当該財産の財産処分を行う場合には、手続を簡素合理化することとし、国土交通省の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る下水道補助対象財産について補助金等適正化法第 22 条の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

なお、

(1) 有償譲渡・有償貸付け・当該財産処分により収益が見込まれる場合

(2) 公共施設以外への転用の場合

には国庫納付を求めることができる等、補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとします。

③ 支援措置に係る必要な手続

地域再生計画の申請に当たり、下記のうち必要な事項を盛り込むこととします。

(1) 補助事業の名称

(2) 財産処分する施設等

(3) 所在地、数量及び取得年度

(4) 財産処分する期間、状況、理由

(5) 財産処分後の管理方法

(6) 財産処分する施設等の供用開始年月日

(7) 国庫納付額

(8) 添付書類（行政財産使用許可申請書（写）、行政財産使用許可書（案）、使用
協定書（案）、その他位置図等）

(9) その他（特記事項等）

④ 認定申請に当たって必要な書類

上記「(7) 国庫納付額」の算定根拠に関する書類。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

- ⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 法第 5 条第 4 項第 18 号、第 18 条
- ・ 補助金等適正化法第 22 条

○支援措置が講じられない場合の規定の概要：

補助金等適正化法第 22 条では、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

これに基づき、水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について（平成 24 年 3 月 15 日国水総第 484 号 国土交通省水管理・国土保全局長通知）において、補助事業者等が財産処分を行う場合、地方整備局長等あてに財産処分承認申請書を提出し、その承認を受けることとされています。一方で特例として、補助事業者等のうち地方公共団体が、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合を除く。）には、財産処分報告書の提出をもって、地方整備局長等の承認があったものとして取り扱うことができるとしています。

① 補助事業等の完了後（補助対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。）10 年を経過した補助対象財産を処分する場合であって、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るために行うもの

② 補助事業等の完了後 10 年を経過していない補助対象財産を処分する場合であって、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併市町村基本計画に基づいて行うもの

③ 災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった補助対象財産（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害復旧事業及び都市災害復旧事業の対象となるものを除く。）の取壊し又は廃棄

なお、補助金等適正化法第 22 条の「政令で定める場合」とは、補助金等適正化法施行令第 14 条において、①補助事業者等が補助金等適正化法第 7 条第 2 項の規定による条件（注）に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

（注）補助金等適正化法第 7 条第 2 項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の

収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に関り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

15-11 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化（国土交通省）：【A 1 2 0 2】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において公営住宅の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

公営住宅ストックを有効に活用した地域再生を支援するため、公営住宅を住宅用途として目的外使用する場合は（１）に掲げる事項、公営住宅を住宅以外の用途として目的外使用する場合は（２）に掲げる事項を地域再生計画に定めて、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けることにより、補助金等適正化法第 22 条の承認があったものとして取り扱います。

- （１）公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、公営住宅を住宅用途として目的外使用すること
- （２）公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、地域住民のためのコミュニティ拠点など地域の交流や活性化に不可欠であり、他にその用途に充てる適当な建物がなく、かつ、自治会などを通じて団地の入居者の要望等を踏まえたものであることを要件として、公営住宅を住宅以外の用途として目的外使用すること

③ 支援措置に係る必要な手続

地域再生計画の申請に当たり、下記の事項を盛り込むこととします。

- （１）公営住宅を住宅用途又は住宅以外の用途として目的外使用する理由及びその概要（住宅以外の用途として目的外使用する場合、その必要性、他にその用途に充てる建物が無い現状等）
- （２）目的外使用に係る期間
- （３）目的外使用する団地名、所在地、建設年度、団地総戸数、目的外使用戸数、補助金交付年度、当該団地に係る最近の応募倍率
- （４）事業主体における過去３年の応募倍率及び空家戸数
- （５）目的外使用の使用料
- （６）入居者（住宅以外の用途として目的外使用する場合は目的外使用者）に対する目的外使用時の主な条件
- （７）目的外使用する団地の図面

また、地域再生計画において定めた公営住宅の目的外使用については、下記の事項を事後報告することとします。

- （１）目的外使用した団地名、所在地、戸数、住宅以外の用途として目的外使用する場合には用途
- （２）目的外使用開始年月日

(3) 目的外使用期間

(4) 目的外使用料

④ 認定申請に当たって必要な書類

住宅用途として目的外使用する場合は上記の他、特になし。

住宅以外の用途として目的外使用する場合は、目的外使用する団地の入居者の要望等を踏まえたものであることを示す書類。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：通知

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・補助金等適正化法第 22 条

○支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等適正化法施行令第 14 条において、①補助事業者等が法第 7 条第 2 項の規定による条件（注）に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

（注）法第 7 条第 2 項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

15-12 特定優良賃貸住宅における目的外使用承認の柔軟化

(国土交通省) : 【A 1 2 0 3】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において特定優良賃貸住宅の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。

② 支援措置の内容

特定優良賃貸住宅ストックを有効に活用した地域再生を支援するため、「特定優良賃貸住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、特定優良賃貸住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、特定優良賃貸住宅を高齢者の住み替え先（グループホーム等の社会福祉事業に用いられるもの）として目的外使用する」ことを地域再生計画に定めて、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けたことにより、補助金等適正化法第 22 条の承認があったものとして取り扱います。

③ 支援措置に係る必要な手続

地域再生計画の申請に当たり、下記の事項を盛り込むこととします。

- (1) 特定優良賃貸住宅を高齢者の住み替え先として目的外使用する理由及びその概要
- (2) 目的外使用する団地名、所在地、団地総戸数、目的外使用戸数、目的外使用期間、補助金交付年度及び当該団地に係る最近の応募倍率
- (3) 事業主体における過去 3 年の応募倍率及び空家戸数
- (4) 目的外使用料
- (5) 入居者に対する目的外使用時の主な条件

また、地域再生計画において定めた特定優良賃貸住宅について目的外使用を行った場合は、速やかに下記の事項を事後報告することとします。

- (1) 目的外使用した団地名、所在地及び目的外使用戸数
- (2) 目的外使用開始年月日
- (3) 目的外使用期間
- (4) 目的外使用料

④ 認定申請に当たって必要な書類

上記の他、特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

特になし。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：通知

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・補助金等適正化法第 22 条

○支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等適正化法施行令第 14 条において、①補助事業者等が法第 7 条第 2 項の規定による条件（注）に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

（注）法第 7 条第 2 項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

15-13 環境省関係補助対象財産の有効活用（環境省）：【A 1 3 0 1】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設等を有効に活用した地域再生を支援するものです。

補助対象施設等の経過年数が 10 年未満の場合については、本支援措置の活用が有効です。

② 支援措置の内容

補助対象施設等を有効に活用した地域再生を支援するため、環境省所管の補助金等（自然公園等整備費国庫補助金、自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金）により取得した財産について、社会経済情勢の変化等に伴い需要が著しく減少し、当初の補助目的に照らして、その補助効果がほとんど期待できないと認められる場合に、補助対象施設等の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、環境大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設等について補助金等適正化法第 22 条の環境大臣の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

なお、有償の譲渡・貸付の場合には国庫納付を求めることができます。

「社会経済情勢の変化等に伴って需要の著しく減少し、当初の補助目的に照らして、その補助効果がほとんど期待できないと認められる」とは、国立・国定公園にあっては、自然公園法の規定に基づく公園計画の変更がされ、補助事業の執行の必要性がなくなった場合、公園区域外にあっては、環境省自然環境局長が承認した事業計画の変更が承認され、補助事業の執行の必要性がなくなった場合をいいます。

「環境大臣の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が環境大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第 22 条の環境大臣の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。

③ 支援措置に係る必要な手続

自然公園等整備費国庫補助金、自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金においては、当該補助事業等に係る、自然公園法の規定に基づく公園計画の変更及び環境省自然環境局長が承認した事業計画の変更が必要な場合は、その手続を別途行うことが必要です。また、これらの手続は、地域再生計画の環境大臣の同意以前になされることが必要です。

④ 認定申請に当たって必要な書類

支援措置に係る補助対象施設等の公園計画及び公園事業名（国立・国定公園外の補助事業にあっては補助事業名）、位置図、配置図、平面図、整備年度、事業費並びに

補助額又は交付金充当額を記載した書類。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

補助対象施設等の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 法第 5 条第 4 項第 18 号、第 18 条
- ・ 補助金等適正化法第 22 条
- ・ 環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（令和 5 年 9 月 1 日付け環境会発第 2309013 号）

○支援措置に係る現行規定の概要：

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。

ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等適正化法施行令第 14 条において、①補助事業者等が法第 7 条第 2 項の規定による条件（注）に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。

（注）法第 7 条第 2 項の規定による条件

各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。

【包括承認の対象となる財産処分の要件】

（１）地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

ア．経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう、以下同じ。）が 10 年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分

- イ. 経過年数が 10 年未満である施設等について行う財産処分であつて、市町村合併に係る法律に基づく計画に基づいて行われるもの
- (2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）
- (3) 財産処分に係る承認手続の特例が規定されている法律により環境大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

【国庫納付に関する基準等】

- (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合
 - ア. 包括承認事項
 - イ. 経過年数が 10 年未満である施設等に係る財産処分であつて、次に掲げるもの
 - (ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であつて、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）
 - (イ) 道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）
 - (ウ) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等
- (2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合
 - 上記（1）以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

15-14 防衛省関係補助対象財産の有効活用（防衛省）：【A 2 1 0 1】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設等を有効に活用した地域再生を支援するものです。

補助対象施設等の経過年数が 10 年未満の場合や、地方公共団体以外の者が処分を行う場合であって、一定の条件を満たさないものの処分を行う場合については、本支援措置の活用が有効です。

② 支援措置の内容

補助対象施設等を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設等の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、防衛省の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設等について補助金等適正化法第 22 条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。

なお、有償の譲渡・貸付の場合には、国庫納付を求めることができる等、補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付することができるものとします。

③ 支援措置に係る必要な手続

特になし。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

補助対象施設等の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）及び転用後の施設等の目的について具体的に記述する必要があります。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：法律

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

法第 5 条第 4 項第 18 号、第 18 条

補助金等適正化法第 22 条

防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について
(平成 20 年 7 月 28 日付け地協第 8930 号。地方協力局長通知)

○支援措置に係る現行規定の概要：

社会情勢等の変化等により遊休化した補助金等適正化法律第 22 条に定める補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（処分制限財産）について、補助事業者等がその有効活用を図るため、次のとおり処分制限財産の処分を行う場合の手続については、地方防衛局長への報告をもって、同局長の承認があったものとして取り扱うことができます。ただし、当該報告の際に、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、このように取り扱うことはできません。

- 1 地方公共団体が、経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が 10 年以上である施設等の財産処分（有償譲渡及び有償貸し付けは除く）を行う場合又は経過年数が 10 年未満である施設等の財産処分（有償譲渡及び有償貸し付けを除く）であって、市町村の合併の特例に関する法律に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併市町村基本計画に基づいておこなわれる場合。
- 2 地方公共団体以外の者が行う経過年数 10 年以上である施設等の転用であって、周辺対策事業等の交付の対象となる施設その他の公共用の施設への転用の場合。

なお、上記の場合及び経過年数が 10 年未満である施設等の転用であって市町村合併、地域再生等の施策に伴い地方公共団体が、当該施設等がその地域において充足しているとの判断の下に行う場合等においては、補助金相当額の国庫納付は不要です。

（２）特定地域再生事業

１ 特定地域再生支援利子補給金

１－１ 特定地域再生支援利子補給金（内閣府）：【Ｄ２００１】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

少子高齢化・人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した地域の再生を図るため、地方公共団体の取組に対して施策を重点的に実施すべき政策課題を、特定政策課題として政令で定め、特定政策課題の解決に資する事業に対して重点的に支援措置を講ずることとしました。

本制度は、認定地域再生計画に記載されている法第５条第４項第４号イに規定する事業を行う事業者に対する貸付けを行う指定金融機関に対して、国が予算の範囲内で、特定地域再生支援利子補給金（以下「利子補給金」という。）を支給するものです。

A) 特定地域再生に資する事業の内容

特定地域再生に資する事業として、法第５条第４項第４号イに規定するものを対象とします。

※ 具体的な事業例は地方創生支援利子補給金交付要綱【別表２】参照

【法第５条第４項第４号イに規定する事業規則第６条）】

- 一 地域住民の交通手段の確保のために行う事業
- 二 地域住民の健康の保持増進に資する事業
- 三 地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業
- 四 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
- 五 地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業
- 六 その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業

B) 利子補給金の支給の対象となる金融機関及び金融機関の指定要件

利子補給金の支給の対象となる金融機関は、規則に規定するものとし、当該金融機関が利子補給金の支給を受ける場合には、規則で規定する要件を備えた金融機関であることを明らかにした上で、内閣総理大臣から指定を受ける必要があります。

② 利子補給金の支給に当たっての利子補給率

内閣府告示で定める利子補給率（０．７％以内）とします。

③ 利子補給金の支給期間

利子補給金の支給期間は、指定金融機関が事業者に対し、最初に貸付けを行った日から起算して５年間とします。

④ 支援措置に係る必要な手続及び必要な事項

(1) 地域再生計画の認定に必要な記載事項

A) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

特定地域再生に資する事業として、交付要綱【別表2】で規定する事業であって指定金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付を受けて行われるもの（以下「特定地域再生事業」という。）に関する事項を具体的に記載してください。

また、地域再生基本方針に掲げた、特定政策課題の内容に応じて設定された具体的テーマの中から該当するものを選択し、当該事業が選択した具体的テーマに関連するものであることを記載してください。

B) 交付要綱の【別表2】で規定する事業の種別等

交付要綱の【別表2】で規定する事業の中で、当該特定地域再生事業として資金の貸付が行われる事業に該当するものを選択して記載してください。

また、特定地域再生事業を行う事業者名を記載してください。

C) B) の資金の貸付を受けて実施される事業について、具体的効果等見込みについて記載してください。

利子補給金の支給を受けて実施されるB)で記載する事業としては、特定政策課題の解決に資する事業である必要があります。当該事業等が特定政策課題の解決につながっているかを判断する指標として、見込まれる効果（数値）及びその積算根拠を具体的に記載してください。

なお、後日、具体的効果等の実績について、こちらから直接質問する場合があります。

D) 地域再生計画に掲げる計画期間

地域再生計画に掲げる計画期間は、利子補給金の支給期間（最初に貸付けを行った日から5年間）を含めた期間とする必要があります。したがって、利子補給金を支援措置として掲げる地域再生計画の計画期間は、当該利子補給金の支給期間を考慮して定めてください。

地域再生計画には、「地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日まで（特定地域再生支援利子補給金の支給期間（5年間）を含めた期間であり、利子補給対象融資の実行期間は、地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日【計画期間終了日から5年前の日を記載】までとする。）」などと記載してください。

なお、当該計画期間の記載方法について特別の事情がある場合には、内閣府地方創生推進事務局までご相談ください。

(2) 金融機関の指定申請その他利子補給金の支給を受けるための手続等は、規則及び交付要綱に記載しているとおりです。

(3) その他

指定金融機関は、利子補給金の支給を受ける間、事業者が実施した事業による雇用創出等事業効果について別途報告していただくことになります。

また、指定金融機関は、交付要綱で規定する報告を内閣総理大臣に提出することになり、内閣総理大臣が必要と認める場合（実施する事業に虚偽等があるなど）には、

指定金融機関に対して、監査を行うことがあります。

⑤ 当該支援措置を活用できる時期について

詳細は交付要綱に委ねますが、指定金融機関の指定及び事業の確認を受けた上で活用することができます。

なお、平成 25 年 4 月より、利子補給金の「集中受付制度」を導入しており、当該支援措置の活用のためには、集中受付期間内にエントリーすることが必要となっておりますのでご注意ください。詳細は、「内閣府地方創生推進事務局」のウェブサイト (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rishihokuyu/index.html>) をご覧ください。

2 税制上の特例

2-1 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

(内閣府) : 【D2003】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域等においては、政策的意義が高いものの収益性の観点などから民間事業者の積極的参入が期待できない事業もあり、こうした事業への民間からの投資を促進することを目的に、特定政策課題の解決に資する事業のうち、中山間地域等における小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合、出資者に対し、所得税の特例措置を適用するものです。

② 支援措置の内容

認定地域再生計画に記載された小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社により発行される株式を、個人が払込みにより取得し、認定地方公共団体の確認を受けた場合に、出資額分について寄附金控除を適用するものです(所得税の特例措置)。

1) 対象地域

中山間地域等の集落生活圏で事業を実施する場合に対象となります。集落生活圏とは、都市計画法に基づく市街化区域・用途地域以外であって、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地等を含む区域です(法第5条第4項第8号)。

2) 小さな拠点の形成に資する事業の要件(規則第7条第1項第2号)

対象となる事業は、次に掲げる事業となります。

ただし、ア. 生活サービス等の提供事業のみを専ら行う場合は対象外です。

ア. 生活サービス等の提供事業

地域再生拠点に係る集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備又は運営に関する事業

例えば、商店やガソリンスタンドの運営、高齢者等への見守りや買物・移動支援、公共公益施設の管理運営などが対象になります。

イ. 雇用創出に資する事業(コミュニティビジネス)

地域再生拠点に係る集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業

例えば、特産品の開発・販売、道の駅や観光施設の管理運営などが対象になります。

3) 対象となる株式会社の要件(規則第23条)

株式の発行時点で次の全ての要件を満たしている株式会社が対象となります。

ア. 常時雇用者数が2人以上であること(注1)

- イ. 同一の認定地域再生計画に基づく地方公共団体の確認を受けた会社が他にないこと（1計画1社要件）
- ウ. 小さな拠点の形成に資する事業を専ら行う株式会社であること
- エ. 中小企業者であること
- オ. 設立10年未満であること
- カ. 前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が2%以下であること（ただし、株式会社の設立初年度を除く。）
- キ. 特定の株主グループ（3/10以上株式を保有している株主グループ）以外からの投資を、1/6以上取り入れていること（ただし、特定の株主グループで5/10を超えているものがある場合、そのグループの保有割合が5/6を超えていなければ対象）
- ク. 非上場会社、非店頭登録会社であること
- ケ. 大規模法人の子会社ではないこと
- コ. 性風俗関連特殊営業を行うものではないこと

（注1）同一の認定地域再生計画において既に③3）ウの確認を受けたことのある株式会社については、次の追加要件を満たす必要があります。

- サ. 常時雇用者数が認定地方公共団体の初回の確認日の常時雇用者数以上であること
- シ. 常時雇用者数が前事業年度より2人（商業・サービス業を行う株式会社では1人）以上増加していること（ただし、認定地方公共団体の初回の確認を受けてから2年度目以降の出資のみ適用する。）

※ 「常時雇用」とは、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上の期間の定めなく雇用されている場合をいいます。具体的には、
 （ア）期間の定めなく雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合
 （イ）一定の期間を定めて雇用されている場合であって、その雇用期間が反復更新されて事実上（ア）と同等と認められる場合
 （ウ）日々雇用される場合であって、雇用契約が日々更新されて事実上（ア）と同等と認められる場合
 が挙げられます。したがって、パートタイム労働者であっても上記のような雇用条件下にある場合には常時雇用者として取り扱います。

4) 対象となる出資者の要件（租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項）

次に掲げる者については、課税の特例が適用されません（租税特別措置法第41条の18の4第1項、租税特別措置法（昭和32年政令第43号）施行令第26条の28の3第1項、租税特別措置法（昭和32年大蔵省令第15号）施行規則第19条の10の6第4項）。次に該当しない個人は、地域住民に限らず対象となります。

- ア. 基準日（注2）時点において、株式会社が法人税法上の同族会社（注3）に該当する場合、その会社の上位第3位までの株主（ただし、株式の保有割合の第1位か

ら第3位までの株主グループの保有割合を順に加算し、その割合が初めて5/10超になるときにおける株主グループに属していない者は除く。)

イ. 株式会社の設立に当たり、自らが営んでいた事業の全部を承継させた者（以下「特定事業主であった者」という。）

ウ. 特定事業主であった者の親族

エ. 特定事業主であった者と事実上の婚姻関係にある者

オ. 特定事業主であった者に雇用されていた者

カ. ウからオまでに掲げる者以外で、特定事業主であった者から受ける金銭等によって生計を維持している者

キ. エからカまでに掲げる者と生計を一にしている親族

ク. アからキまでに掲げる者以外で、株式投資契約を締結していない者

(注2) 基準日とは、次のいずれかの日をいいます（以下、同じ）。

- ・ 払込期日が定められている場合：株式の払込期日

- ・ 払込期間が定められている場合：株式の払込日（払込みをした日）

- ・ 会社設立時の出資で小さな拠点税制を適用する場合：会社設立の日

(注3) 法人税法上の同族会社とは、3人以下の株主（株主グループを含む。）で、当該株式会社の株式を5/10超保有している会社をいいます。

5) 税制上の特例措置

出資額から一定額を除いた額（注4）が出資者の総所得金額等から寄附金控除として控除されます。ただし、確定申告が必要です。

(注4) 出資額（800万円限度）と総所得金額等の40%のいずれか少ない額から2,000円を控除した額。

6) その他

株式会社が新規に発行する株式を個人が払込みにより取得することが必要であり、発行済みの株式を他の株主から買ったり、譲り受けたりする場合は対象とはなりません。

なお、株式会社が発行する株式について、ファンド（投資事業有限責任組合及び民法組合で認定を受けたもの）を通じて当該株式を取得する場合でも対象になります。

※ 税制の適用には、株式発行前に、株式投資契約を締結することが必要です。株式投資契約書の作成に当たっては、地方創生ウェブサイト（小さな拠点情報サイト：<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiiisanakyoten/index.html>）において、参考様式を提示していますので、参考にしてください。

③ 支援措置に係る必要な事項

- ア. 事業の種別、事業の内容、事業主体に関する事項（規則第2条第1項第6号ハ）
事業の種別については、その事業が規則第7条第1項第2号イ又はロのいずれに該当するか、事業の具体的内容、事業主体に関する事項を記載してください。
事業主体に関する事項については、地域再生計画の認定時点で株式会社が特定されていることが望ましいため、可能な限り会社名を記載するよう努めてください。
株式会社が設立されていない場合は、仮称を用いるなどしてください。
また、事業の具体的内容にあわせて事業スケジュールも記載してください。

- イ. 特定政策課題の内容及び事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度（規則第2条第4項）
小さな拠点の形成に資する事業の実施により解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度（雇用者数の増加や住民利便性の向上等の見込まれる効果）を具体的に記載するよう留意してください。

2) 認定申請に当たって必要な書類

- ア. 特定政策課題の解決に対する寄与の程度の根拠となる資料（規則第1条第1項第5号）
小さな拠点の形成に資する事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度（雇用者数の増加や住民利便性の向上等の見込まれる効果）を記載した書類及び当該程度の根拠となる資料を添付してください。

- イ. 事業を実施する株式会社等の意見の概要（法第5条第9項）
小さな拠点の形成に資する事業を実施する株式会社（設立されていない場合は発起人等の関係者）に対する意見聴取の概要を添付してください。

- ウ. 小さな拠点の形成に係る集落生活圏の範囲に係る資料（規則第1条第1項第8号イ）
小さな拠点の形成に係る集落生活圏の範囲を明らかにした地図等を参考添付してください。

- エ. 事業主体の特定状況を明らかにする書類
小さな拠点の形成に資する事業が円滑かつ確実に実施されることを裏付けるものとして、事業主体の特定状況を明らかにする書類を参考添付してください。
地域再生計画の認定申請時においては、株式会社が特定されていることが望ましいと考えられますが、計画策定時に事業主体が特定できない場合は、事業主体の見込みを記載してください。その際、どういった株式会社が事業を担うことになるか、

事業主体の決定スケジュール等について、可能な限り具体的に記載した資料を添付してください。

オ. 事業の具体的内容及び事業スケジュールを明らかにする書類

事業の具体的内容及び事業スケジュールについて、参考資料を添付してください。特に、事業スケジュールについては認定基準の一つである「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」が確認できるように、現実的なスケジュール表及びその内容を説明した文書を添付してください。特に、出資の時期及び事業の開始時期を明確にするようにしてください。

3) 支援措置を受けるために必要な手続

出資者が特例の適用を受けるためには、以下のような手続が必要になります。

ア. 地方公共団体による地域再生計画の作成・内閣総理大臣による認定（法第5条第1項、第15項）

地方公共団体は地域再生計画を作成し、内閣総理大臣による認定を受けます。なお、地域再生計画の認定を申請する前に、地域再生計画の記載内容について特定地域再生事業を実施する株式会社（設立されていない場合は発起人等の関係者）の意見を聴くようにしてください。

イ. 認定地方公共団体による会社要件の事前確認（任意）（規則第24条）

株式会社は、②3)の会社要件を満たしているか、事前に認定地方公共団体の確認を受けることが可能です。認定地方公共団体は、確認の申請書の内容を確認した上で、株式会社に確認書を交付します。

ただし、事前確認を受けた場合であっても、②3)の会社要件は株式の発行時点で満たしていることが必要であり、雇用者数や株主構成の変更等に伴い、株式の発行時点で要件を満たさなくなる可能性もあるため、事前確認を受けた株式会社に対して、十分に注意を促すことが必要です。

事前確認に係る確認書を交付した場合は、認定地方公共団体はその旨をウェブサイト等で公表することができ、内閣府においても同様にウェブサイトで公表します。

ウ. 認定地方公共団体による株式の払込みの確認（規則第26条）

認定地域再生計画に記載されている②2)に該当する事業を行う株式会社は、基準日において、②3)の会社要件を満たしていること及びその発行する株式を払込みにより個人が取得したことについて確認を受けるため、認定地方公共団体に対して申請書を提出します。

認定地方公共団体は、会社要件及び出資者ごとの株式の取得状況を確認した上で、当該株式会社に対して確認書を交付します。株式会社は株式を取得した出資者に対してこの確認書の原本を交付します。

なお、認定地方公共団体は、当該地域再生計画に関して初めて確認書を交付した際は、当該認定地域再生計画を特定し得る事項、確認書の交付を受けた会社の名称等の必要事項をインターネット等で速やかに公表する必要があります。

エ. 出資者による確定申告の実施（租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の 6 第 8 項第 1 号へ）

出資者が確定申告をする際に、ウにおいて交付を受けた確認書の原本などの必要書類を確定申告書に添付することが必要です。

④ 当該支援措置を適用できる期限

令和 8 年 3 月 31 日までに発行される株式を取得する場合について適用されます。

○措置の区分：税制措置（所得税）

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等

- | | |
|----------------|--|
| 1) 法 | 第 5 条第 1 項及び第 4 項第 8 号及び第 9 項及び第 15 項、第 16 条 |
| 2) 規則 | 第 1 条第 1 項第 5 号及び第 8 号イ、第 2 条第 1 項第 6 号ハ及び第 4 項、第 7 条第 1 項第 2 号、第 23 条、第 24 条、第 26 条 |
| 3) 租税特別措置法 | 第 41 条の 18 の 4 第 1 項 |
| 4) 租税特別措置法施行令 | 第 26 条の 28 の 3 第 1 項 |
| 5) 租税特別措置法施行規則 | 第 19 条の 10 の 6 第 4 項及び第 8 項第 1 号へ |

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

3 地方債の特例

3-1 特定地域再生事業に係る地方債の特例（内閣府、総務省）：【D3002】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定の政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講じるものです。

② 支援措置の内容

人口減少や少子高齢化の進展等により、地域においては施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれています。

そのような中、特定の政策課題の解決を図るための公共施設等の除却に関する事業で、地域再生計画に記載され内閣総理大臣の認定を受けたものについては、除却のみでも一定の事業（国庫補助金の交付の対象となる事業）については地方債の対象事業とするものです。

③ 支援措置に係る必要な手続

地域再生計画の認定後、別途、地方債（一般補助施設整備等事業債）の同意若しくは届出又は許可手続が必要となります。

④ 認定申請に当たって必要な書類

対象施設の現状、除却後の活用目的、対象事業費、施行前・施行後の見取り図（設計図）など、事業の概要がわかる資料

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項 特になし。

⑥ 当該支援措置を認定申請できる時期について 期限を設けない。

○措置の区分：通知

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・地方債同意等基準

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

